

浪江町地域防災計画

地震・津波災害対策編

平成29年度 修正

浪江町防災会議

目次

第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的及び方針・位置づけ	3
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標.....	5
第3節 浪江町の概況.....	8
第4節 調査研究の充実	11
第5節 地震災害と被害想定	12
第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱.....	15
第7節 住民等の責務.....	22
第2章 災害予防計画.....	23
第1節 防災組織の整備・充実	25
第2節 情報収集・連絡体制の整備	27
第3節 建築物等の安全対策	31
第4節 道路・橋梁等の安全対策.....	35
第5節 地盤災害予防対策.....	36
第6節 河川・海岸等予防対策	37
第7節 火災予防対策.....	38
第8節 文化財災害予防対策	40
第9節 ライフライン施設災害予防対策	42
第10節 緊急輸送路等の整備.....	45
第11節 避難対策.....	47
第12節 救出救助体制の整備.....	56
第13節 医療（助産）救護・防疫体制の整備.....	58
第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	60
第15節 災害廃棄物等処理体制の整備.....	64
第16節 防災教育.....	67
第17節 防災訓練.....	72
第18節 自主防災組織の整備	75
第19節 要配慮者対策.....	79
第20節 ボランティアとの連携	87
第21節 災害時相互応援協定等の締結.....	89
第3章 災害応急対策計画	91
第1節 応急活動体制.....	93
第2節 災害対策本部の設置	96
第3節 通信の確保	114
第4節 災害情報の収集・伝達	116
第5節 広報・広聴活動	123
第6節 行政機関への応援要請	126
第7節 受援計画.....	129
第8節 自衛隊の災害派遣要請	131
第9節 消防活動.....	134

第10節	救助・救急	137
第11節	医療（助産）救護活動	140
第12節	避難等	142
第13節	避難所の開設・管理	151
第14節	緊急輸送対策	156
第15節	災害警備活動	158
第16節	防疫及び保健衛生	159
第17節	障害物の除去及び廃棄物処理対策	162
第18節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	167
第18節	住宅応急対策	172
第20節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	177
第21節	ライフライン施設の応急対策	179
第22節	道路・河川・公共施設の応急対策	182
第23節	文教対策	184
第24節	要配慮者対策	188
第25節	ボランティアの受入れ	190
第26節	災害救助法の申請等	193
第4章	災害復旧・復興計画	196
第1節	復旧・復興の基本方針の設定	198
第2節	公共施設の災害復旧	199
第3節	義援金品の受付・配分	200
第4節	生活支援等相談の実施	201
第5節	災害弔慰金・見舞金の支給	202
第6節	町税の減免等	203
第7節	災害復旧への資金支援	204
第8節	罹災証明書の交付	205

第1章 総則

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、浪江町の地域に係る防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、郷土の保全と住民福祉の確保を図ることを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、関係機関の実施責任を明確にするとともに、関係機関相互の緊密な連携を図るための基本を示すものである。

災害は、突発的に不測の事態が発生し、しかもその実態が多様化する一方であることから、迅速かつ確かな災害対策活動が行われなければならないため、関係機関との連携が特に強く要求されるので、その基本となる本計画は、常に地域の実情に沿ったものでなければならない。

第3 計画の位置づけ

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、浪江町防災会議が作成する地域防災計画であり、国の防災基本計画に基づき、福島県地域防災計画と整合を図るものである。

第4 計画の構成

浪江町地域防災計画は、次の各編で構成する。

1 一般災害対策編

風水害等（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他）の対策について定める。

2 地震・津波災害対策編

地震及び津波災害対策について定める。

3 原子力災害対策編

原子力災害対策について定める。

4 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する。

第5 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、町はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

また、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは、計画の見直しや修正を行わなければならない。

第6 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、浪江町における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画等、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第7 計画の周知徹底

町及び関係機関は、平常時から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

町及び関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

町及び関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用する等、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災対法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて、絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取り組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無、その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

この計画は、国、県、公共機関等と連携し、必要な体制を確立し、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備、推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進にあたっては、以下の事項を基本とする。

1 災害に強いまちづくり

災害の危険性を考慮した適正な土地利用、緊急車両の円滑な通行を妨げる狭い道路の解消、耐震不燃化の促進、火災の延焼を防ぐ公園・緑地の配置等、関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを推進する。

2 応急活動体制の整備

町は、災害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、資機材等の備蓄、職員の意識の高揚、マニュアルの整備、防災関係機関との連携体制の確立、防災訓練の実施等により、さらなる応急活動体制の強化に努める。

3 情報収集・伝達体制の強化

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に適切な避難行動、応急対策活動を行うためには、的確な情報の収集が非常に重要である。そのため、通信資機材の整備、情報の収集体制、関係機関との情報の伝達体制等、情報収集・伝達体制の強化に努める。

4 広域連携による災害対応力の強化

大規模な災害が発生した場合、町内の防災関係機関だけでは、十分な対応が困難となることが予想される。そのため、県、近隣の市町村、消防機関、自衛隊等の広域との連携を強化し、災害に対する安全性を強化する。

5 地域防災力の向上

大規模災害時での被害を最小化するため、命、安全、財産を自ら守る「自助」、地域の安全は自分たちで守る「共助」、行政による「公助」が一体となった防災力の向上を図る必要がある。「自助」として日常的な防災教育・意識啓発の推進、「共助」として支援体制の構築、「公助」として防災情報提供や防災意識の啓発等を実施し地域防災力の向上を図る。

6 各種施策への防災の織り込み

町が実施する各種施策に関し、必要に応じて防災の視点を織り込み、業務やプロジェクトの推進において防災を意識した取り組みを行う。また、継続的に防災の視点が織り込まれる仕組みの構築を図る。

第3 発災直前及び発災後の活動目標

必要となる応急対策活動は、被害の状況、時間の経過とともに、段階的に変化する。防災関係機関等が連携し、円滑に災害対策を実施できるよう、時間の経過に伴う基本的な活動目標を整理する。下表は、基本的な事項についてまとめたものであるため、実際の運用に当たっては、災害の様態、状況に応じた配慮が必要となる。

時期	概ねの時間	活動目標
直前対応期 (※)	発災直前	<p>■災害直前活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、警報の伝達 ・ 事前の避難誘導、指定避難所の開設

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害未然防止活動の実施
即時対応期	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ・指定避難所へ連絡要員としての職員派遣
	～数時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動 ・津波、火災延焼に対応した住民の避難誘導 ・広域的な応援活動の要請
緊急対応期	～3日目	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（72時間以内の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・本格的な行方不明者の捜索、救出活動、医療活動 ・火災消火活動 ・道路啓開、治安維持対策 ・二次災害防止対策の実施
応急対応期1	～1週間	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活安定（最低限の生活環境） <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧 ・指定避難所の運営、生活関連情報の提供 ・給食、給水、救援物資の調達と配給
応急対応期2	～1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活安定 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・物流等の経済活動環境の回復
復旧対応期	～数ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のケア ・がれきの撤去／都市環境の回復 ・生活の再建
復興対応期	数ヶ月以降	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理／都市復興計画の推進 ・都市機能の回復強化

※直前対応期は遠地津波等事前に災害の発生が予測された場合

第3節 浪江町の概況

第1 町の自然的条件

1 位置及び面積

東経 141° 0' 14" 北緯 37° 29' 29"

浪江町役場所在地（福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2）

面積 223.10 km ²	東	太平洋	長さ	東西 31.6km
	西	二本松市 田村市 双葉郡葛尾村		
	南	双葉郡双葉町 双葉郡大熊町		南北 21.7km
	北	南相馬市 相馬郡飯舘村 伊達郡川俣町		

道路 国道（ 3 路線） 46,934m

県道（ 13 路線） 53,453m

町道（1,158 路線） 549,417m

橋りょう 国道 37 箇所

県道 47 箇所

町道 332 箇所

2 地勢

本町の北部を流れる請戸川は、水源を伊達、田村郡境日山より、津島、苧野地区を貫流し、南部を走る請戸川支川高瀬川は、田村郡より発する葛尾川及び古道川の清流を集め東流し、両川は浪江地区を抱き、幾世橋地内において南北河川が請戸川に合流となり、流程 48km 大字棚塩と大字請戸の間を太平洋に注いでいる。また、双葉郡大熊町に水源を得る前田川は、双葉町を経て請戸地区南部大字両竹を貫き大字中浜と双葉町中野の間を太平洋に流れている。

3 地質

阿武隈山地周辺は、中生代白亜紀の花崗岩からなっている。また、浜通り周辺は、双葉断層に沿って中世代の相馬中村層群が分布しており、砂岩、泥岩（粘板岩）、石灰岩等の堆積岩からなっている。太平洋沿岸の丘陵及び低地には第三紀層や第四紀層が広く分布している。

4 気象

平成 29 年の月別の気温、降水量、降水日数は次のとおり。

(観測所名「浪江」単位：℃、mm、日)

月別 区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
気平均 温	2.8	3.8	5.3	11.6	17.3	18.3	24.8	23.1	20.4	14.7	9.5	4.0
降 水 量	43.0	13.5	86.5	73.0	123.0	96.0	166.5	158.0	181.0	392.5	10.0	19.5
(0.5 ミ リ 以 上) 降 水 日 数	6	5	8	9	9	10	16	21	12	15	3	5

気象庁データより作成

第 2 町の社会的条件

1 人口

避難者数合計 20,648 名			
県内 14,369 名 (70%)		県外 6,279 名 (30%)	
いわき市	3,226 名	茨城県	1,004 名
福島市	2,882 名	宮城県	870 名
郡山市	1,828 名	東京都	850 名
南相馬市	2,062 名	埼玉県	690 名
二本松市	1,232 名	千葉県	567 名
その他	3,139 名	その他	2,298 名

(平成 30 年 1 月 31 日現在)

2 土地利用

本町の総面積は、223.10 km²であり、東日本大震災以前の土地利用状況は、農地が 31.97 km² (14.34%)、宅地 5.07 km² (2.28%)、山林が 163.28 km² (73.20%) を占め、うち国有林が町面積の 50.94% (117.02 km²) であった。

3 交通

鉄道は、JR 常磐線が通っており、町内に「浪江駅」がある。常磐線は東日本大震災で被害を受けたが、「富岡駅」「浪江駅」間を除いて復旧している。「浪江駅」「小高駅」間については、平成 29 年 4 月 1 日に運転が再開した。

道路は、平成 27 年 3 月 1 日に全線開通した常磐自動車道、一般国道 6 号が南北の軸となっており、西部へは一般国道 114 号、399 号及び 459 号が主要路線である。

路線バスは、浪江町営バス、葛尾村営バス及び二本松市コミュニティバスが運行していたが、東日本大震災の影響により現在休止している。

第4節 調査研究の充実

第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ等の作成を推進する。

町ではこれまで、次のハザードマップ、防災マップ等を作成しており、県の被害想定見直し等を踏まえて、更新を行う。

- ①土砂災害危険箇所（指定避難所マップ） 平成22年3月
- ②地域の危険度マップ（地震） 平成22年
- ③津波ハザードマップ 平成20年
- ④洪水ハザードマップ 平成22年
- ⑤-1 ため池ハザードマップ（川添） 平成26年
- ⑤-2 ため池ハザードマップ（目倉沢第2） 平成28年

第5節 地震災害と被害想定

第1 過去に発生した地震災害

昭和以降浪江町で発生した地震災害は以下のとおりである。

災害発生日時	名称・震源地	震度等	被害の概要
昭和2年(1927年) 8月6日	阿武隈川河口	震度4	・6日午前6時14分ころ、県下全域に強い地震があった。震源は、阿武隈川の河口から東南東印刷の海底で各地に被害を出した当町では大きな煙突が折れる等の被害が出た。
昭和53年(1978年) 6月12日	宮城県沖地震	震度4(小名浜)	・本震6月12日午後5時14分 ・下から突き上げる震動とともに強震がおそう。 ・住家被害一部破損12棟
平成23年(2011年) 3月11日	東北地方太平洋沖地震	震度6強	・本震3月11日午後2時46分 ・太平洋の三陸沖を震源として発生し、日本の観測史上過去最大の地震であった。また、この地震による津波も発生し、当町でも類を見ない甚大な被害を受けた。 ・人的被害：死者542名、 行方不明者32名 負傷者不明 ・住家被害：全壊759棟 半壊1,637棟 一部損壊118棟 平成28年9月1日現在 (消防庁発表)

第2 地震災害の被害想定

1 県被害想定概要

福島県では、平成7年度から3カ年を通じて「地震・津波被害想定調査」を実施し、結果をまとめた。

この調査で県は、地質や地盤の状況、海岸現況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

2 想定地震

「福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震」、「会津盆地西縁南部断層帯を震源とする地震」、「双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震」の3つの内陸部地震と海洋部地震である「福島県沖を震源とする地震」の合計4つの地震を想定している。

■想定地震

地震名		マグニチュード	震源深さ等	
内 陸 部	福島盆地西縁断層帯地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
会津盆地西縁断層帯地震		M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
海 溝 部	双葉断層北部地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
福 島 県 沖 地 震		M7.7	震源深さ	20km
			東西幅	60km
			南北長さ	100km

3 想定結果

福島県内の地震災害被害想定結果及び津波危険度評価は以下のとおりである。

地震災害（県全体）

		福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁南部断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震
地震動		5強～6強	5強～6強	5強～6強	5弱～6弱
建物 被害	木造大破	11,306棟	11,031棟	7,723棟	4,733棟
	非木造倒壊	497棟	342棟	217棟	158棟
人的 被害	死者	夜間 840人	夜間 749人	夜間 553人	夜間 346人
		昼間 327人	昼間 278人	昼間 203人	昼間 131人
	負傷者	夜間 4,324人	夜間 4,604人	夜間 2,908人	夜間 1,632人
		昼間 4,343人	昼間 4,476人	昼間 2,948人	昼間 1,661人
避難者	51,621人	38,366人	28,599人	35,798人	

第3 津波

福島県は、平成18年度から平成19年度にかけて津波による被害想定を実施した。津波シミュレーションでは、国の中央防災会議が防災対策の検討対象として選定した「宮城県沖の地震津波」と「明治三陸タイプの地震津波」のほか、福島県に震源が最も近い「福島県沖高角断層地震津波」の

3つの津波を想定し、それぞれの津波ごとに影響開始時間や第一波ピークの津波到達時間、最大遡上高等を予測した。

平成19年度に作成した津波被害想定結果は下表のとおりであるが、現状とは人口や建物棟数、海岸保全施設等の状況が大きく異なっているため、参考として示す。この想定における浪江町の人口は21,615人、建物棟数は14,358棟である。

		宮城県沖の 地震津波	明治三陸タイ プ地震津波	福島県沖高角 断層地震津波
人的被害 (死亡者数)	夏期昼間	2 (0) 人	8 (0) 人	8 (0) 人
	冬期夜間	3 人	12 人	13 人
建物被害	全壊	0 棟	178 棟	212 棟
	半壊	186 棟	320 棟	324 棟
	床上浸水	261 棟	232 棟	199 棟
	床下浸水	162 棟	109 棟	134 棟

※ ()内は海水浴客数

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体、その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 浪江町防災会議及び浪江町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する啓発及び訓練

- (3) 防災に関する物資、資機材の備蓄、整備
- (4) 防災に関する施設、設備の整備
- (5) 災害に関する避難措置
- (6) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被災者からの相談への対応
- (7) 災害時の保健衛生
- (8) 災害時の文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災施設の復旧
- (11) 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保、その他被災者の保護
- (12) 防災組織の整備及び育成指導
- (13) 水防、消防活動、その他の応急措置
- (14) ボランティアとの連携
- (15) 地方公共団体の相互応援及び広域一時滞在に関する協定の締結
- (16) 民間の団体の協力の確保に関する協定の締結
- (17) その他の災害応急対策
- (18) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

2 双葉地方広域市町村圏組合消防本部、浪江消防署、浪江町消防団

- (1) 災害の予防警戒
- (2) 災害の防ぎよ
- (3) 救急業務
- (4) 救助
- (5) 消防情報、気象予警報等の収集伝達
- (6) 防災思想の普及
- (7) 災害応急対策
- (8) 消防の諸計画
- (9) 自主防災組織の育成

3 双葉地方広域市町村圏組合

- (1) 被災地における清掃業務
- (2) 被災地におけるし尿収集業務
- (3) 被災地における遺体の火葬

4 県の機関

- (1) 相双地方振興局
 - ①浪江町が処理する事務又は業務の指導及びあっせん
 - ②情報の収集、伝達及び指示
 - ③県機関に係る応急対策に必要な総合調整
 - ④災害時の物資の調達及び応急給水対策の応援

- (2) 富岡土木事務所
 - ①災害時における県所管の道路、橋梁等の応急対策
 - ②県所管の道路、橋梁等の被害調査及び災害復旧
 - ③県所管の河川、砂防の被害調査及び災害復旧
 - (3) 双葉警察署
 - ①被災者の救出及び避難
 - ②死体（行方不明者）の捜索及び検視
 - ③交通規制及び交通安全施設等の保全
 - ④犯罪の予防、その他社会秩序の維持
 - (4) 相双保健福祉事務所
 - ①防疫対策及び保健衛生対策
 - ②医療、助産等の救護
 - ③給水対策等
 - ④その他保健環境対策
 - (5) 相双農林事務所
 - ①農業災害対策
 - ②農地に係る海岸保全施設及び地すべり等防止対策
 - ③農地及び農業用施設に係る災害復旧事業
 - ④林道及び治山施設に係る災害復旧事業
 - ⑤被害農林業者等に対する災害融資
 - (6) 相馬港湾建設事務所
 - ①災害発生時における港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入れ
 - ②港湾、漁港関係施設の被害の調査
 - ③港湾、漁港等の災害復旧工事の調査、計画及び実施
 - (7) 福島県環境創造センター
 - ①原子力発電所周辺地域の放射能の監視及び測定
 - ②原子力発電所周辺地域の安全対策
 - ③放射性降下物の調査
 - ④原子力広報
- 5 指定地方行政機関
- (1) 東北農政局
 - ①応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
 - ②農地、農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導、助成
 - ③農業関係被害情報の収集報告
 - ④農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
 - ⑤被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導

- ⑥排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付
- ⑦野菜、乳製品等の食料品、飼育、種もみ等の供給対策
- (2) 関東森林管理局磐城森林管理署
 - ①国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - ②災害復旧用材（国有林材）の供給
- (3) 第二管区海上保安本部（福島海上保安部）
 - ①災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - ②災害時における管内防災関係機関との連携
 - ③海難救助、治安の維持及び海上交通安全の確保
 - ④海洋環境の汚染防止、海上交通安全等の災害復旧・復興対策
 - ⑤防災に関する啓発活動、訓練
- (4) 仙台管区气象台（福島地方气象台）
 - ①気象、地象、水象の観測及びその結果の収集、発表
 - ②気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災発表の発表、伝達及び解説
 - ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - ④県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - ⑥火災気象通報の発表及び伝達
- (5) 東北地方整備局磐城国道事務所
 - ①直轄公共土木施設の整備と防災管理
 - ②洪水予警報等の発表及び伝達
 - ③水防活動の支援
 - ④災害時における通行規制及び輸送の確保
 - ⑤被災直轄公共土木施設の復旧
- 6 自衛隊（陸上自衛隊第44普通科連隊）
 - (1) 県、市町村、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- 7 指定公共機関
 - (1) 東日本旅客鉄道（株）（仙台支社福島支店）
 - ①鉄道施設等の整備及び防災管理
 - ②災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
 - ③災害時における応急輸送対策
 - ④被災鉄道施設の復旧
 - (2) 通信事業者（東日本電信電話（株）（福島支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTT ドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株））
 - ①電気通信設備の整備及び防災管理
 - ②災害非常通信の確保及び気象予警報等の伝達

- ③被災電気通信施設の復旧
- (3) 日本郵便株式会社（浪江郵便局）
 - ①災害時における郵便事業運営の確保
 - ②災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (4) 日本赤十字社（福島県支部）
 - ①医療、助産等救護の実施
 - ②義援金の募集
 - ③災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (5) 日本放送協会（福島放送局）
 - ①気象・災害情報等の放送
 - ②住民に対する防災知識の普及
- (6) 東日本高速道路（株）（東北支社いわき管理事務所）
 - ①道路の耐災整備
 - ②災害時の応急復旧
 - ③道路の災害復旧
- (7) 東北電力（株）（福島支店相双営業所）
 - ①電力供給施設の整備及び防災管理
 - ②災害時における電力供給の確保
 - ③被災電力施設の復旧
- (8) 東京電力ホールディングス（株）
 - ①原子力施設の防災管理
 - ②原子力災害対策の実施
- (9) 運輸業者（日本通運（株）、福山通運（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、西濃運輸（株））
 - ①災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

8 指定地方公共機関

- (1) バス機関（新常磐交通（株））
 - ①被災地の人員輸送の確保
 - ②災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (2) 放送機関（福島テレビ（株）・（株）福島中央テレビ・（株）福島放送・（株）テレビユー福島・（株）ラジオ福島・（株）エフエム福島）
 - ①気象（津波）予報、警報等の放送
 - ②災害状況及び災害対策に関する放送
 - ③放送施設の保安
 - ④住民に対する防災知識の普及
- (3) 新聞社（（株）福島民報社浪江支局・福島民友新聞社（株）浪江支局）
 - ①災害状況及び災害対策に関する報道

- (4) 運輸業者（(公社) 福島県トラック協会相双支部）
 - ①災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (5) (一社) 福島県医師会（双葉郡医師会）、(一社) 福島県歯科医師会、(一社) 福島県薬剤師会、(公社) 福島県看護協会、(公社) 福島県診療放射線技師会
 - ①医療助産等救護活動の実施
 - ②救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - ③防疫その他保健衛生活動の協力
- (6) (一社) 福島県LPガス協会（相双支部）
 - ①災害時におけるLPガスの安全対策の実施

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 浪江町社会福祉協議会
 - ①町が行う避難及び応急対策への協力
 - ②被災者の保護及び救援物資の支給
- (2) 福島さくら農業協同組合
 - ①町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - ②農作物災害応急対策の指導
 - ③農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - ④被災組合員に対する融資あっせん
- (3) 双葉地方森林組合
 - ①町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - ②被災組合員に対する融資あっせん
- (4) 請戸漁業協同組合
 - ①町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - ②被災組合員に対する融資あっせん
 - ③漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
 - ④漁具及び漁家生活資材の確保及びあっせん
- (5) 浪江町商工会
 - ①町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - ②災害時における物価安定についての協力
 - ③救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (6) 金融機関
 - ①災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (7) 診療所等医療施設の管理者
 - ①避難訓練の実施
 - ②災害時における受入者の保護及び誘導
 - ③災害時における病人等の受入及び保護
 - ④災害時における被災負傷者等の治療及び助産

- (8) 社会福祉施設等の管理者
 - ①避難訓練の実施
 - ②災害時における入所者の保護及び誘導
- (9) ガス事業者（L P ガス販売業者）
 - ①安全管理の徹底
 - ②ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

第7節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び町が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

計画の目的

町は、災害時に総合的かつ円滑な対策が実施できるように、防災会議の組織体制や災害対策本部体制を整備する。また、複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、広域的な応援も含めた関係機関との連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進し、総合的な防災組織体制の確立に努める。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 町の防災組織	総務課、企画財政課
第2 業務継続性の確保	

第1 町の防災組織

町、県及び関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

1 浪江町防災会議

町は、防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、関係機関との協力体制の整備を図る。

所掌事務

浪江町防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- ・ 浪江町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ・ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ・ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- ・ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

資料編 1. 条例等 (1) 浪江町防災会議条例

2 浪江町災害対策本部

町に大規模な災害が発生しその対策を必要とする場合、あるいは発生するおそれがあると認めた場合は、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害対策にあたる。

町災害対策本部の所掌事務は、次のとおりである。

所掌事務

- ・ 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ・ 災害予防及び応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

資料編 1. 条例等 (2) 浪江町災害対策本部条例

3 自主防災組織

大規模災害発生時には、「公助」による対応には限界があることから、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の考え方の普及・啓発に努め、地域の防災力の強化に努める必要がある。

このため、災対法第5条の規定に基づき、防災関係機関の組織充実に努めるとともに、地域住民による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の設置促進に努める。自主防災組織の設置にあたっては、行政区、事業所等を単位として行う。なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第2章第18節」による。

資料編 2. 地域の防災体制 (1) 自主防災組織一覧

第2 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を、必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。なお、業務継続計画の策定に当たっては、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第2節 情報収集・連絡体制の整備

計画の目的

災害応急対策を迅速かつ確実に実施するためには、災害情報、被害状況の把握が不可欠である。特に、津波警報等が発表された場合等はあらゆる伝達手段を用いて一刻も早く沿岸部の住民や観光客等に伝達する必要がある。そのため、情報の収集体制、連絡体制、通信網の整備を図る。

また、災害時における人心の安全と社会秩序の維持を図るため、的確な情報の提供、広報活動ができるよう平常時から広報体制の整備を図る。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 防災情報通信網の整備	企画財政課、介護福祉課、教育委員会事務局、総務課
第2 その他通信網の整備・活用	
第3 広報体制の整備	

第1 防災情報通信網の整備

1 防災行政無線の整備

町は、大規模災害時の住民等に対する災害情報や被害情報の提供、被害情報の収集伝達のための手段として、防災行政無線の整備充実に努める。なお、整備にあたっては、通話秘話性の確保や画像や映像等のデータ転送等、防災通信を高度化するため、デジタル式防災行政無線の導入を促進するとともに、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

なお、同報系の整備にあたっては、防災無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐために耐震化に努める。また平常時から聴取可能範囲の確認に努め、聴取できない範囲を減らすとともに、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、必要に応じ戸別受信機を導入するとともに、その稼働状況を確認できるよう運用に努める。

資料編 3. 防災行政無線 (1) 固定系資機材一覧

資料編 3. 防災行政無線 (2) 移動系資機材一覧

2 災害時優先電話

災害の予防、救援及び復旧等に関し、緊急を要する事項等については、災害時優先電話を利用することができる。このため、非常通話、緊急通話をかける電話番号をあらかじめ東日本電信電話（株）に登録しておく。

3 衛星通信システム等の活用

県総合情報通信ネットワークシステムを活用し、災害時の情報通信システム

の強化を図る。

4 移動無線（MCA）の導入検討

災害時の広域避難等における円滑な情報収集伝達体制の整備を図るため、町の区域を越えて広域で利用可能な移動無線（MCA）等の導入を検討する。

第2 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

町及び関係機関は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

また、町は、町内のタクシー営業所無線、アマチュア無線、警察無線、JR無線等を利用する機関と協定を結び、災害時における情報収集伝達に対する協力を得る。

2 J-ALERT を活用した防災情報の提供システムの構築

町は、消防庁が運用する J-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムを活用するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

3 防災対策関係職員へのメーリングリスト等への登録

防災担当職員が迅速に参集し、防災体制の確立を図ることができるよう、一斉に連絡することができるメーリングリスト等を整備する。

4 地理情報システムの整備と災害時の活用

各種災害情報の収集・伝達等の災害応急対応や罹災証明書、被災台帳の整備等において、地理情報システムを有効に活用する。

5 通信連絡網の活用方法の習熟

町及び関係機関は、災害時の情報伝達手段として、インターネット、携帯電話への緊急情報等メールサービス、SNS、衛星通信を利用した携帯電話、携帯無線機等の多様な通信連絡網、地理情報システムをはじめとする各種情報システムが災害時に十分機能するよう、訓練を行うとともに、日常業務においてもこれらを活用した防災情報の提供を行う等、使用方法の習熟を図る。

6 機材等の保守・管理

町は、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取組を促進する。

第3 広報体制の整備

1 広報システムの整備

町は、災害に関する情報及び被災者に関する生活情報を正確かつ迅速に提供できるように、多様な広報システムの整備を推進する。また、高齢者、障がい者及び外国人等要配慮者に配慮した、きめ細やかな広報手段を確保する。

(1) 広報車の充実

- ① 災害時の広報活動に使用可能な町保有の拡声器付き車両、ハンドマイク等の状況を把握し、必要に応じて資機材の増強を図る。
- ② 町有車両が不足する事態を想定し、町内の団体・業者等から拡声器付き車両・スピーカー装置等の機材を調達できるよう、あらかじめ協定等を締結し、災害時に調達可能な品目、数量等を把握しておく。

(2) インターネット等による情報の提供

- ① 町ホームページの災害時の活用方法について検討するとともに、平常時から住民に対し、災害時の広報媒体である旨を周知しておく。
- ② 町が発信した情報を、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて一斉に配信できる「Lアラート（災害情報共有システム）」を活用する。
- ③ 気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国・県及び町が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに受信することができる緊急速報メールサービス（エリアメール）の活用に向けて周知を行う。
- ④ 情報の拠点となる施設等にはネットワークに接続した大型電子看板（デジタルサイネージ）の設置を検討する。平常時には、民間事業者等の利用も含めて、有効に活用する。

(3) 防災メール、防災アプリ等の導入

- ① 災害時等に防災情報や避難情報を発信するとともに、平常時から防災に関する情報を提供する町防災メールや防災アプリの導入を検討する。

(4) 防災ラジオの配備

- ① 防災行政無線（同報系）の放送を受信できるFM受信機（防災ラジオ）の導入、各家庭への配布等について検討する。

(5) 防災行政無線（同報系）戸別受信機の配備

- ① 一般家庭の戸別受信機の整備に努めるとともに、公共施設、一般事業所、宿泊施設等への設置を促進する。
- ② 高齢者や聴覚障がい者等の方に配慮した戸別受信機の配備についても検討する。
- ③ 停電時にも利用可能となるよう、日常の維持管理に努める。

2 広報手段の整備

町は、あらかじめ、町役場、小中学校等の情報の拠点となる施設等を設定し、災害情報、生活関連情報等を掲示板等で広報する方法を定めておくとともに、

広域避難の場合も情報が得られるよう、インターネットを活用した広報手段について体制を整備する。また、これらの情報媒体については、住民に平常時から周知する。

3 広聴体制の整備

町は、住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、災害時に優先的に利用できる電話・FAXの確保や相談窓口の設置等の広聴体制を整備する。

なお、相談窓口の設置に際しては、町が指定避難所等に臨時相談窓口を設置し、相談員の派遣等について県に要請する。

4 津波監視体制の整備

(1) 津波監視の方法

町は、津波監視を行う際は、監視カメラ等の遠隔監視設備による無人監視体制の整備に努めるものとし、やむを得ず有人監視を行う場合は、最大クラスの津波であっても安全を確保できる高台や堅牢な建物等において実施し、監視者の安全確保を図るものとする。

(2) 津波監視担当者の選任

町は、有人監視を行う場合は、地震発生後等に速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として、あらかじめ選任する。

(3) 津波監視場所の情報伝達手段の確保

町は、有人監視を行う場合は、津波監視場所の情報伝達手段として、地震や停電等の災害時にも使用可能な無線通信施設等の整備を図る。

第3節 建築物等の安全対策

計画の目的

公共施設が被災し使用不能となった場合、避難、救助・救出をはじめとする応急対策・復旧の進捗に大きな影響を及ぼす。そのため、公共施設管理者は、耐震診断、災害に対する安全性の点検を行い、必要に応じて補強を実施し、災害に強い地域づくりに努める。

また、一般住宅については住宅の安全対策に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図るとともに、安全性の高い住宅の普及に努める。

計画の項目と担当

項目	担当
第1 建築物等の耐震対策	企画財政課、まちづくり整備課、生活支援課、教育委員会事務局
第2 建築物等の防火・安全化対策	

第1 建築物等の耐震対策

町及び関係機関は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、平成25年11月改正）に基づき、昭和56年以前に建設された、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物についても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

1 公共施設の耐震化

(1) 防災活動拠点となる建築物

災害時において指定避難所や災害応急対策を図るうえでの拠点的な施設となる公共建築物については、建築基準法第12条の規定により、定期的に、有資格者による建築物及び建築設備（以下、「建築物」という。）の点検を実施し、耐震性・耐火性向上のための補修・補強又は改善を行う等、建築物の適切な維持管理を図る。特に、災害対策本部を設置する町役場については、優先的に耐震性の向上を図るものとする。

(2) 耐震診断の優先順位

耐震診断優先順位は、昭和56年以前に建築された建築物のうち、建物の用途により次のとおりとする。

- ① 防災活動拠点となる建築物：町役場及び指定避難所となる学校施設等
- ② 不特定多数が使用する建築物及び避難に配慮を必要とする方が利用する建築物：病院、公会堂、集会所、老人ホーム及び障がい者施設等
- ③ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物：倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物
- ④ 特定又は比較的少数の利用者が使用する建築物：その他の公共施設

(3) 建築物の耐震性の向上

町役場及び指定避難所となる学校施設等、防災活動拠点となる施設は、建築物の耐震化のほか、非常電源設備、備蓄資機材倉庫及び耐震性貯水槽等の防災設備の整備を図る。

(4) 建築物の耐震性確保

防災上重要な建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、災害対策本部を設置する町役場については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。

なお、防災活動拠点施設及び緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、非常用発電設備や太陽光発電設備、蓄電池の設置等、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。

2 民間建築物等の耐震化

(1) 耐震診断の義務付け・結果の公表

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、平成25年11月改正）により、民間建築物であっても、次の要件を満たす建築物の所有者は、耐震診断を行い、特定行政庁である県に報告することが義務付けられた。町は県と協力のうえ、義務付け対象となった建築物の整理を行う。また、町及び県は、該当する建築物の所有者に対しては耐震診断の指導を行うとともに、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると判断されたときは、耐震改修を行うよう指導する。

① 要緊急安全確認大規模建築物

- ・ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なもの
- ・ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

② 要安全確認計画記載建築物

- ・ 県又は町が指定する緊急輸送道路等の避難沿道建築物
- ・ 県が指定する庁舎、指定避難所等の防災拠点建築物

(2) 住宅、その他の建築物の耐震性の確保

本町の市街地形成の推移をみると、鉄筋コンクリート造その他の耐火建築物は年々増加しているが、木造建築物の方が圧倒的に多く、地震による倒壊、火災の延焼等を防ぐことが重要である。そのため、町は県と協力し、耐震診断・耐震改修の相談や建築相談の体制を整備する。また、住宅の耐震診断及び耐震改修に関するパンフレット等の配布により普及啓発を図る。

また、鉄筋コンクリート造建造物及び鉄骨造建造物については、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針（一般財団法人日本建

築防災協会、平成13年10月改訂）、耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針（一般財団法人日本建築防災協会、平成23年9月）等に基づき、建築士会、建築設計事務所等の建築関係団体の協力を得る等して指導を図る。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の対策を推進する。

- ① 町は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- ② 町は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- ③ 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- ④ 町は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

第2 建築物等の防火・安全化対策

町は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者対策を実施し、建築物等の安全対策を推進する。

1 災害危険区域の指定による建築の規制・誘導

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定に基づき、条例で津波の危険が著しい区域を災害危険区域として指定することができる。この場合、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めるものとする。

2 特殊建築物、建築設備の安全確保

(1) 防災指導

不特定多数の人々が入り出りする特殊建築物（建築基準法第12条第1項）及び同条第2項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。

(2) 防火設備の充実

消火設備、避雷設備等の防災設備を設置又は改修するとともに、警備体制の充実を図る。

(3) 自主防火管理体制の強化

管理者等に対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。

(4) 立入り検査の実施

定期的あるいは随時に立入り検査を実施し、防災に関する指導を行う。

3 建築物等の要配慮者対策

人にやさしい都市づくりの理念等に基づき、高齢者やハンディキャップのある人にも利用しやすい建築物等の整備を図る。

4 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事及び建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

第4節 道路・橋梁等の安全対策

計画の目的

道路や橋梁は災害時に救援物資や人員の輸送等の重要な役があるため、平常時から補強等の安全対策を実施する。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 道路・橋梁の安全化	まちづくり整備課、産業振興課、総務課
第2 道路閉塞要因の撤去	

第1 道路・橋梁の安全化

各道路管理者は、災害時の緊急物資の輸送、救助・救出、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、多重性のある道路ネットワークを整備する。

また、定期的に主要な道路・橋梁の安全性に関する点検を実施し、必要に応じて道路・橋梁の耐震性の強化を図る。

第2 道路閉塞要因の撤去

大規模な災害が発生した場合、放置自転車、突き出し商品、不法に設置された自動販売機等により、道路の閉塞が予想されることから、これらの放置自転車、突き出し商品、自動販売機等について事前指導PRを行うとともに、巡回指導、警察署と合同による指導取締りを実施する。

第5節 地盤災害予防対策

計画の目的

地すべり・山崩れ・液状化等の地盤災害の危険性が高い地域を把握し、各種対策を実施して被害の発生の防止、被害の軽減に努める。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 地盤災害予防対策	まちづくり整備課、住宅水道課、産業振興課、総務課

第1 地盤災害予防対策

1 危険箇所の周知と防災パトロールの強化

町は、広報紙、パンフレット等を通じて急傾斜地崩壊危険箇所等の周知に努めるとともに、現地への標識設置を実施し、住民に周知徹底を図る。また、危険が予想される地区の実態を常に把握する。

資料編 4. 災害危険箇所 (3) 地盤災害危険箇所

2 地権者等に対する防災措置の指導

急傾斜地崩壊危険箇所等の地権者等に対して、防災措置の積極的な指導を行うとともに、災害が発生するおそれのある場合には、近隣の居住者に対してあらかじめ注意を喚起する。

また、警戒体制、住民への避難情報の伝達・周知方法、避難計画の確立を図る。

3 宅地防災対策

(1) 防災パトロールの強化と防災措置の指導

宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視を行い、がけ崩れ等のおそれのある宅地等の危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、宅地保全について宅地の所有者に勧告する等、宅地の災害防止に努める。

(2) 規制区域の設定

丘陵地や急傾斜地における宅地の造成については、必要に応じて、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)による規制を県に要請し、がけ崩れ又は土砂の流失による災害を防止するため、危険のないよう十分な行政指導を行う。

(3) 住宅移転事業等の促進

住宅に接近する危険箇所については、地域住民の協力を得ながら、県と協議し、がけ地近接等危険住宅移転事業等の促進に努める。

第6節 河川・海岸等予防対策

計画の目的

河川、海岸等地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設の整備に当たっては、耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 河川施設に対する対策	まちづくり整備課、住宅水道課、産業振興課、総務課
第2 海岸施設に対する対策	
第3 その他施設に対する対策	

第1 河川施設に対する対策

町は、定期的に河川施設の点検・調査を実施し、危険な箇所等を発見した場合、管理者に報告し安全対策の早期実施に努める。また、河川管理者等の関係機関と連携し、堤防等の耐震化・補強等、河川施設の安全化を図る。

第2 海岸施設に対する対策

町は、定期的に海岸施設の点検・調査を実施し、危険な箇所等を発見した場合、管理者に報告し安全対策の早期実施に努める。また、海岸施設管理者等の関係機関と連携し、堤防・消波堤防の補強等、海岸施設の安全化を図る。

第3 その他施設に対する対策

(1) 堰、樋門、ため池、農業用ダム、農業用排水機場、水門等（以下、「農業用排水施設」という。）に対する対策

ため池をはじめとする農業用排水施設について、耐震化の促進及び定期的に危険度等についての点検を行い、その整備促進を図る。

資料編 4. 災害危険箇所 (4) 農業用排水施設

(2) 海岸防災林の整備

町は、最大クラスの津波に対しては、津波を減衰し浸水被害範囲を軽減して避難時間を確保するとともに、津波による漂流物を捕捉し漂流物の衝突による被害を軽減するために海岸防災林の整備を図る。海岸防災林は、津波シミュレーションや背後地の土地利用状況等を総合的に考慮して高さ、幅等を設定する。

第7節 火災予防対策

計画の目的

大規模な地震により、木造家屋等が倒壊し、火災が発生した場合、多くの被害が発生することが予想される。そのため、平常時から出火防止対策、初期消火対策の強化に努めるとともに、消防団の人員、資器材をはじめとする消防体制の強化を図る。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 火災予防対策	健康保険課、総務課、まちづくり整備課、浪江町消防団
第2 初期消火体制の整備	
第3 火災拡大要因の除去計画	

第1 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

町及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下、「消防本部」という。）、浪江消防署、浪江町消防団は、春秋季全国火災予防運動をはじめ各種予防啓発活動を通じ、出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、災害によって自宅を離れる場合は、停電復旧時の電気器具への通電による出火防止のためにブレーカーを切ること、ガスの元栓を締めること等の避難の際の火災予防対策等についても、普及啓発活動を推進する。

2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部、浪江消防署、浪江町消防団は住宅からの火災発生を未然に防止するため、消火器具、対震安全装置付火気使用設備器具及び住宅火災警報器等の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、障がい者が居住する住宅について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部、浪江消防署は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特にホテル、旅館、スーパーマーケット等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し、管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

4 地震火災の発生予防策

町は、消防本部、浪江消防署、浪江町消防団等と協力し、地震災害時の火災発生予防に関する知識や出火時の適切な行動等を平常時より住民に指導する。

第2 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

町及び消防本部、浪江消防署、浪江町消防団は、建物火災時における逃げ遅れによる被害を防止するため、消防法に基づく設置義務により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を啓発する。また、初期消火の実行性を高めるため、消火器、消火バケツ等の普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等消火器具の積極的な設置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

町及び消防本部、浪江消防署、浪江町消防団は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織の設置促進に努め、防災訓練や防火講習会等を通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

町及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第3 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

町は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急道路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町は、公共建築物を原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

地震発生時には、教育施設・研究施設・薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、引火爆発し、被害を拡大する危険性があるため、消防本部、浪江消防署はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第8節 文化財災害予防対策

計画の目的

災害時の文化財を保護するため、県・町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 文化財保護思想の普及啓発	教育委員会事務局、総務課
第2 防災設備等の整備強化	
第3 火災予防体制の強化	
第4 予防査察の徹底	
第5 訓練の実施	
第6 文化財の保存スペースの確保	

第1 文化財保護思想の普及

町教育委員会は、住民の文化財に対する防火意識の普及及び火災予防の徹底を図るため、県と協力して、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の普及啓発に努める。

第2 防災設備等の整備強化

町教育委員会及び文化財所有者・管理者は、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行い、防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

また、文化財の倒壊や転倒を防ぐため、事前に耐震化や転倒防止策を講じておくものとする。

第3 火災予防体制の強化

町教育委員会及び文化財所有者・管理者は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚き火の禁止及び禁煙等の区域設定等の防火措置を徹底し、住民、見学者等に対し周知を図るため、標識等の設置を進める等の対策を講じる。また、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

第4 予防査察の徹底

消防本部、浪江消防署は、町教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者に対し改善点を指導するとともに

に、防火管理体制の徹底を期するものとする。

第5 訓練の実施

町教育委員会、消防本部、浪江消防署及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練等を随時実施するものとする。

第6 文化財の保存スペースの確保

町は、災害時等に回収、保護した文化財を適切に管理、保存可能な施設について、事前に検討しリスト化するとともに、必要に応じて、文化財所有者及び災害時に文化財を管理保存する施設管理者を仲介する。

第9節 ライフライン施設災害予防対策

計画の目的

ライフライン施設の防災性能を強化し、災害時の被害を最小限に留め、かつ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために、ライフライン系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 上水道施設災害予防対策	産業振興課、住宅水道課、企画財政課、 教育委員会事務局
第2 下水道施設災害予防対策	
第3 電力施設災害予防対策	
第4 ガス施設〔LPガス〕災害予防 対策	
第5 電気通信施設災害予防対策	

第1 上水道施設災害予防対策

1 水道施設等の整備

町は、水道施設のより一層の防災性能の向上を図り、水道水の安定供給と水道管の破損等による二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- (1) 浸水、土砂災害等から水道施設を守るため、水道施設及び周辺の点検を行い、必要に応じて防災対策を推進するものとする。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、被害の軽減等を図るものとする。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備について、耐火性能等の向上を図るものとする。
- (4) 地震災害時に安定した供給を目指すため、水道施設の耐震化や安全化を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保

町は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、水道事業者等における資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

- 資料編 5. ライフライン関連 (1) 上水道応急復旧用資機材一覧
資料編 5. ライフライン関連 (2) 町内水道事業者連絡先一覧

第2 下水道施設災害予防対策

1 下水道施設の整備

町は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、災害に対して次の対策を実施するものとする。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設等については、ある程度の被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とする等、復旧対策に配慮した整備を図るものとする。
- (2) 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行うものとする。
- (3) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用する等工法の検討を行うものとする。
- (4) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮するものとする。
- (5) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保

復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、建設業組合及び管工事協同組合等に協力を求めるものとする。

資料編 5. ライフライン関連 (3) 下水道応急復旧用資機材一覧

資料編 5. ライフライン関連 (4) 下水道復旧協力業者連絡先一覧

第3 電力施設災害予防対策

東北電力（株）は、電力施設の耐震化をはじめとする防災性能の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限に留め、安定した電力の供給の確保を図るものとする。

第4 ガス施設〔LPガス〕災害予防対策

LPガス取扱事業者、（一社）福島県LP協会は、ガス容器設置場所の安全性の向上、ガス容器の転倒防止対策、耐震性配管の設置、ガス放出防止器の設置等を実施し、ガス施設の安全化に努める。

第5 電気通信施設災害予防対策

東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）（以下、「電気通信事業者」という。）は、災害時においても通信の確保ができるよう、平常時から設備の耐震化、防災

構造化を実施する。また、災害が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な措置を行えるよう、町内において次の諸施策を計画・実施し、電源の確保等の万全の体制を期する。

- (1) 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- (2) 通信が途絶するような場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に特設公衆電話を設置し、一般住民の使用に供する。
- (3) 指定避難所施設に電話用モジュラージャックを設置し、災害時に電話を接続して災害時用公衆電話として開設する。
- (4) 架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。

第10節 緊急輸送路等の整備

計画の目的

国・県及び町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定する。指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

また、緊急輸送路等を住民に周知し、災害時における利用の自粛を促し、確実に緊急車両が通行できるように努める。

道路施設は亀裂、陥没等の被害を受ける可能性が高いため、迅速に道路施設の応急復旧ができる体制を整備する。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 緊急輸送路等の指定・整備	企画財政課、産業振興課、教育委員会事務局、総務課、まちづくり整備課、住宅水道課

第1 緊急輸送路等の指定・整備

国・県道及び町道について、災害時に町内をネットワークで結べるように、主要幹線道路を緊急輸送道路として指定する等、避難者や支援物資等の緊急輸送を確保するために必要な輸送路等の整備を行う。

1 緊急輸送路

(1) 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で最優先に確保すべき路線。

(2) 第2次確保路線

県災害対策地方本部、町災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線。

(3) 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路で、町災害対策本部、輸送拠点と指定避難所、地区防災拠点等を結ぶ町内の緊急輸送を確保するため、次の施設を結ぶ道路を指定する。

- ① 町役場、消防本部、浪江消防署及び双葉警察署等の主要公共施設
- ② 指定避難所
- ③ 集積場所、輸送拠点及び臨時ヘリポート

資料編 6. 輸送関連 (1) 緊急輸送道路

2 集積場所・輸送拠点

災害時の救援物資の受入れ、一時保管及び町内各地区への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を整備する。また、その必要があるときは民間との協定締結も推進する。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (2) 物資集積等候補地

3 ヘリコプター臨時離着陸場

災害対策本部、指定避難所、輸送拠点等の位置を十分に勘案しながら、ヘリコプター臨時離着陸場を指定し、その施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え必要な整備を進める。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設

(3) ヘリコプター臨時離着陸場候補地

第11節 避難対策

計画の目的

災害時に安全かつ的確に住民が避難できるよう、「避難計画」、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、警戒すべき区間・箇所の選定、避難すべき区域の指定、要配慮者に対する避難準備を含む避難勧告等の発令の判断基準の決定、適切な指定避難所、緊急避難場所、避難路の指定、誘導體制の充実、広報紙による住民への周知等、必要な体制を整備する。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 避難計画、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定	企画財政課、産業振興課、健康保険課、介護福祉課、総務課、まちづくり整備課、教育委員会事務局、浪江診療所、浪江町消防団
第2 指定避難所等の選定・整備	
第3 避難誘導體制の整備	
第4 学校、病院等施設における避難計画	
第5 ペットの避難体制の整備	

第1 避難計画、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

災害時に安全かつ的確に住民が避難できるよう、避難計画を策定する。また、災害ごとの特性及び要配慮者に対する避難準備を含む避難勧告等の発令の判断基準、伝達系統・方法を明確にしたマニュアルを策定する。

なお、災害の性質や発災時の状況によっては屋外を移動し避難することによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあることから、屋内での退避その他屋内における避難のため安全確保に関する措置を指示する必要がある。

1 避難勧告等の判断基準の策定

「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月、内閣府）等を参考に、町は、定量的かつわかりやすい指標を用いた避難勧告等の判断基準を策定するものとする。

避難勧告・指示の基準

	避難勧告	避難指示（緊急）
地震災害	町内で地震が観測され地盤災害や家屋倒壊等の発生の危険が予想される時	町内で地震が観測され、既に被害が発生している時
津波災害	津波警報の発表 津波注意報の発表	大津波警報の発表

2 指定行政機関等による助言

町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。

第2 指定避難所等の選定・整備

1 指定緊急避難場所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災対法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、土砂災害等の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

また、津波浸水想定等により津波の危険が予想される地域について、地形、標高等の地域特性や受入れ人数等を十分に配慮した、津波を対象とする指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物や人工構造物を津波避難ビル等として整備・指定に努めるものとし、民間ビル等を指定する場合は、管理者の同意を得るとともに、災害発生時の指定緊急避難場所としての運用方法等について調整を行う。

資料編 7. 避難関連 (1) 指定緊急避難場所一覧

- ① 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分については、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- ② がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - (ア) 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下、その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - (イ) 浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される浸水等の水位以上の高さに居住者等の受入れに供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

- ③ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
- (ア) 延焼火災の発生するおそれ大きい地域にあつては、指定緊急避難場所と避難路の選定を併せて確実に避難が可能となるように体系立った選定を行う。
 - (イ) 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
 - (ウ) 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

(2) 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

(3) 県知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を県知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

(4) 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

(5) 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を県知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

2 指定避難所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、災対法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

(1) 指定避難所の指定

町長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な指定避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、次に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。

資料編 7. 避難関連 (2) 指定避難所一覧

- ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ② 速やかに被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- ⑤ 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- ⑥ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - (ア) 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。
 - (イ) 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を受け入れられるよう配置する。なお、昼夜間人口比率に注意し、勤労者・観光客等を受け入れられるように収容能力に余裕を持たせる。
 - (ウ) 指定避難所は、がけ崩れや浸水等の自然災害により被災する危険がないところとする。
 - (エ) 原則として耐震構造(昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの)の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
 - (オ) 避難地区分けの境界線は、できるだけ主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるものとする。
 - (カ) 避難地区分けにあつては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。

(2) 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようするときは、当該施設の管理者の同意を得るものとする。

(3) 県知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を県知事(危機管理総室)に通知するとともに、公示する。

(4) 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

(5) 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を県知事(危機管理総室)に通知するとともに、公示する。

3 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにする等、被災者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

(3) 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

(4) 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努める。

(5) その他の施設の利用

町は、指定した避難所が不足する場合、又は避難が長期化する場合には、内閣府と協議のうえ、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結する等、平常時から連携を図っておく。

(6) 指定管理者の役割

指定緊急避難場所及び指定避難所に設定されている施設の指定管理者は、平常時から町、地域住民等と災害時の施設の利用方法や応急復旧等について協議しておく。また、施設の職員等が災害対応に関する知識又は技術を習得できるように防災訓練等に参加する機会を提供するよう努める。

4 指定避難所の整備

(1) 指定避難所に指定している施設については、特に昭和56年以前に建築された施設については、順次計画的に耐震診断等を行って、耐震補強等の整備を推進する。

(2) 女性、高齢者、障がい者等に配慮した施設の環境整備を図る。

(3) 指定避難所において、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄倉庫、情報収集に必要な通信施設等の整備を推進する。指定避難所に備えるべき施設・設備としては、次のような機能を考慮する。

① 受入施設：屋内滞在施設、仮設テント、毛布、暖房器具等

② 給食施設：備蓄倉庫、厨房施設、炊き出し資機材等

- ③ 給水施設：耐震性貯水槽、給水用資機材等
- ④ 情報伝達施設：防災無線施設、非常用電源、掲示板等
- ⑤ トイレ施設：洋式トイレ・多目的トイレ、清掃用資機材、防疫用資機材等

5 福祉避難所の指定

町は、避難所での生活において、特別の配慮を必要とする方及びその家族が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとする。

なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるので原則として福祉避難所の対象とはしない。

資料編 7. 避難関連 (3) 福祉避難所一覧

第3 避難誘導體制の整備

1 避難誘導方法の整備

- (1) 町、消防本部、浪江消防署、消防団、双葉警察署は、避難誘導の方法について協議し、マニュアル化して整備する。
- (2) 自主防災組織は、避難情報の伝達・誘導等のマニュアルを作成し、町、消防本部、浪江消防署の指導により訓練を行う。

2 避難誘導體制の確立

(1) 標識等の整備

指定避難所、指定緊急避難場所周辺の安全確保と標識等の整備を進める。

(2) 避難路の選定

安全に円滑な避難が行えるよう、地区の実情にあった避難路を選定する。定期的に避難路の維持点検、見直しを行い、必要に応じて新規に避難路を選定する。

避難路の選定基準

- ① 十分な幅員を有すること
 - ② 沿道に、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないこと
- (3) 情報通信手段の整備
- 町は、指定避難所、指定緊急避難場所となる施設には、状況に応じた速やかな対応を可能にするために、防災無線の整備を図り、各施設に配備する。
- (4) 地域における避難方法
- 避難はできるだけ事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、あらかじめ話し合っ取り決めた内容に基づき、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5) 避難手段の確保

町は、町内事業者と連携し、大型二種免許取得者の登録者やバスの保有台数のリストを作成するとともに、輸送機関との協定締結を促進し、住民の避難手段を確保する体制を整備する。

(6) 避難誘導方法の周知

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により住民等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- ① 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- ② 災害に関する情報伝達方法
- ③ 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項

3 要配慮者等の避難誘導體制の確立

詳細は「第2章第19節」による。

4 指定避難所の管理運営体制の整備

施設管理者は、指定避難所の管理運営を円滑に行うため、指定避難所の開設及び管理運営について以下の事項を定めた管理運営マニュアルの作成に努めるとともに、定期的な訓練を行う。

(1) 指定避難所の開設方法

開設者の役割、鍵の委託、危険箇所のチェック等について定める。

(2) 管理責任者の明確化

指定避難所ごとに、管理責任者を明確にする。

(3) 自主防災組織等による運営体制の確保と運営方法等

指定避難所における運営は、指定避難所に避難した住民を中心として行われるものとし、訓練等によりその周知徹底を図る。

第4 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、消防法第8条第1項に基づきそれぞれ作成する消防計画の中に、以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難計画を作成するものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 指定緊急避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 指定緊急避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童・生徒等の保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

特に、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を定める。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置(自動車の活用による搬出等)
- (5) 避難の時期(事前避難の実施等)及びその指示伝達方法
- (6) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の設定並びに受入れ方法
- (7) 避難先による他の施設等への措置替え
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院周辺の安全な指定緊急避難場所及び指定避難所についての周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮したうえで、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

また、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の所有者又は管理者は、単独で又は共同で防災体制等の事項に関する避難確保計画を作成し、町長へ報告するとともに、その公表に努めるものとする。

第5 ペットの避難体制の整備

災害時には何よりも人命が優先されるが、ペットは家族の一員であるという意識が普及していることから、動物愛護の観点からだけでなく、被災者の心のケアの観点からもペットの同行避難を行うことは重要である。

また、野生化した被災動物が人々に危害を加えるおそれや、繁殖した動物が生態系へ影響を与える等の問題が発生することがある。こうした事後の対応の負担を軽減するためにも、ペットの同行避難の対策をすすめることは重要である。

1 飼い主が行うべき対策

飼い主・ペットの安全を確保するための、以下の住宅の防災対策を実施する。

- (1) ペットのしつけと健康管理
- (2) マイクロチップ等による所有者の明示
- (3) ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- (4) 指定避難所や避難ルートの確認
- (5) 同行避難等の避難訓練の参加

2 町が行う対策

- (1) ペットの適正な飼育、災害への備えに対する飼い主への普及啓発
- (2) ペットの同行避難を含めた避難訓練の実施
- (3) 指定避難所や仮設住宅におけるペットの受け入れ、飼育にかかる検討、避難所運営マニュアル等への記載
- (4) 県、獣医師会、保健所、その他動物関連団体との連携体制の強化

第12節 救出救助体制の整備

計画の目的

大規模な災害が発生した場合、多数の救助・救出を必要とする状況が発生すると予想される。そのような中で、迅速かつ的確な人命救助が行えるよう、自助・共助の考え方にに基づき、防災関係機関や住民、地域の事業所等と連携し、救出・救助体制の強化を図るとともに、救出用資機材の充実に努める。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 救出体制の整備	産業振興課、まちづくり整備課、総務課、浪江町消防団
第2 救出用資機材の整備	
第3 関係機関との連携	
第4 住民への知識普及	

第1 救出体制の整備

1 救出隊の編成方法

災害時における救出隊の設置を円滑に行うため、平常時より、救出隊の編成方法について、双葉警察署、消防本部、浪江消防署、消防団及び自主防災組織等と検討し、救出隊の編成について定めておくものとする。

2 消防団の教育・指導

多数の救出事象に対しては、消防本部、浪江消防署だけでは対応が困難と考えられるため、消防団に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育、指導を実施することとする。

3 自主防災組織の育成

消防本部、浪江消防署、消防団だけでは対応が困難な事態を想定し、平常時から救出・救助に必要な資機材の習熟や救出・救助訓練等を実施し、自主防災組織の育成を図る。

第2 救出用資機材の整備

大災害時に道路が家屋倒壊や火災等で通行に支障が出た場合においては、消防本部、浪江消防署、消防団が救出事象に全て対応することが難しいことが考えられる。多数発生することが予想される救出事象に迅速かつ的確に対処するため、地域ごとに救出用資機材を整備するとともに、その使用方法について、訓練等により熟知し、あわせて自主防災組織等に指導するものとする。

第3 関係機関との連携

双葉警察署、消防本部、浪江消防署、消防団及び自主防災組織等と災害時の対応について、平常時から協議するとともに、救助・救出に活用できる建設資機材を有する土木建設事業者等と協定等を締結し、協力体制の強化を図る。

第4 住民への知識普及

1 応急救護知識、技術の普及

住民の自主救護能力を向上させるため、応急救護知識、技術の普及活動の推進及び救出現場の連絡方法等について周知を図る。

2 要配慮者に対する救護体制の確立

寝たきり、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する安全確保を図るため、行政区や自主防災組織による救護体制の充実を図る。

第13節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

計画の目的

大規模な災害が発生した場合、重傷者、その他の医療活動を必要とする住民が多数発生することが予想される。これらの負傷者等に対し、応急医療又は助産を迅速かつ適切に行うための体制を整備する。

計画の項目と担当

項目	担当
第1 医療（助産）救護体制の整備	健康保険課、介護福祉課、総務課、浪江診療所
第2 防疫対策	

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

町は、災害による医療（助産）救護活動について、関係機関と定期的に意見交換、調整を行い、体制の確立を図る。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (1) 町内医療機関一覧

(1) 医師会、関係団体との協議・支援体制の確立

- ① 多数の傷病者が発生し、交通の混乱により患者の搬送ができない場合に対応するため、医師会等と協議・支援体制を確立する。
- ② 歯科医師会、柔道整復師会及び薬剤師会との協力協定締結を推進し、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。

(2) 医療救護班の整備

医師会の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について計画作成を推進する。

(3) 応急救護所、医療救護所の整備

- ① 災害発生直後の短期間、災害現場付近で搬送前の応急措置やトリアージ（負傷者選別）等が行えるよう、救護所設置予定場所を事前に調査・検討し、災害の発生・拡大の状況を見ながら数箇所に応急救護所が設置可能な体制を整える。
- ② 災害発生直後から中長期間にわたって、主に軽症患者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、指定避難所等救護所設置予定場所を調査・検討するとともにその整備に努める。医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

2 災害時医療品等備蓄供給体制の確立

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料について、町内の医療機関及び医薬品販売店から調達することになるため、協定の締結等の協力体制の整備を図る。また、町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

資料編 9. 備蓄・調達関連 (1) 医薬品取扱い業者一覧及び調達品一覧

3 その他医療体制の整備

(1) 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請が円滑に進み、協力病院をはじめ、医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

(2) 専門医療体制の整備

透析患者や在宅難病等の専門医療が必要となる患者への対応について、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

(3) 常駐相談体制の整備

保健師等による指定避難所、応急仮設住宅等への健康相談体制の確保や、精神相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者への対応を行えるようにする。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

災害時の防疫活動は、被災状況に応じて防疫隊等を編成して実施する。災害時に防疫隊等の編成を円滑に実施するよう、具体的な防疫隊等の編成方法等について、事前に検討しておくものとする。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町は、消毒剤、消毒散布用機械等、災害時に緊急に調達することが困難であると予想される薬剤及び資機材等については、備蓄等により確保するとともに、災害時の調達方法等について、事前に検討しておくものとする。

資料編 9. 備蓄・調達関連 (2) 防疫用資機材一覧及び調達方法

第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

計画の目的

町及び関係機関は、災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を円滑に供給するため、その確保体制を整備する。

また、災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災用資機材の整備充実に努めるとともに、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 食料、生活物資の調達及び確保	産業振興課、教育委員会事務局、総務課、まちづくり整備課、浪江町消防団
第2 飲料水の確保	
第3 防災資機材等の整備	
第4 備蓄物資等の平常時からの活用	
第5 空き教室等を活用した物資の備蓄スペースの確保	

第1 食料、生活物資の調達及び確保

1 食料の確保

(1) 非常用食料の確保の目標

町は、非常用食料の備蓄について、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、最大の想定避難者数（旅行者等含む）の1日分以上を確保の目標とする。また、災害応急対策に従事する職員用として食料の確保に努めるものとする。

備蓄する非常用食料は、保存期間が長く、調理不要のものとし、子どもや高齢者等に配慮する。非常用食料の例としては、つぎのような品目があげられる。

- ① 乾パン
- ② 缶詰
- ③ 粉ミルク（乳児用、哺乳瓶も必要）
- ④ 即席麺
- ⑤ アルファ化米

⑥ おかゆ（高齢者用）

資料編 9. 備蓄・調達関連 (3) 備蓄食料一覧

(2) 非常用食料の調達

町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結し、在庫の優先的供給を受ける等の協力体制を整備するものとする。

なお、アレルギー対応食の調達について、調達先、調達に関する協定の締結等に取り組むものとする。

(3) 備蓄体制の整備

町は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、炊き出し用器具その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

資料編 9. 備蓄・調達関連 (4) 炊き出し用資機材一覧及び調達方法

2 生活物資の確保

(1) 備蓄品目と確保の目標

町は、生活物資の備蓄について、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、最大の想定避難者数（旅行者等含む）の1日分以上を確保の目標とする。また、災害応急対策に従事する職員用として生活物資の確保に努めるものとする。

備蓄等が必要な生活物資としては、次のような品目があげられる。

- ① 寝具（毛布等）
- ② 衣料品（下着、作業着、タオル及び紙おむつ）
- ③ 炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）
- ④ 食器・日用雑貨
- ⑤ 光熱材料
- ⑥ 燃料
- ⑦ 簡易トイレ
- ⑧ 要配慮者向け用品 等

(2) 生活物資の調達

町は、卸売業者、小売業者及びこれら関係機関と物資調達に関する協定を締結し、在庫の優先的供給を受ける等の協力体制を整備するものとする。

資料編 9. 備蓄・調達関連 (5) 備蓄生活物資一覧及び調達方法

3 住民の自主的な備蓄の推進

自主防災組織、事業所及び住民は、最低3日分、推奨1週間分の食料の備蓄や、燃料及び医薬品等の生活物資や非常持出品の準備に努める。

町は、住民の自主的な備蓄の推進に向け、防災週間、防災関連行事及び広報紙及び町ホームページでの呼びかけ等を通じ、啓発を図る。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

- (1) 町は、拠点給水及び運搬給水での目標給水量を被災者1人1日3リットル、3日で9リットルを目安とした応急飲料水を確保するため、応急給水資機材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器及びポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 町は、平常時から生活用水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。
- (3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、3日分以上の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 町は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資器材等の整備

町は、応急給水用として、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等及び仮設給水栓等の資器材の整備に努める。

資料編 5. ライフライン関連 (5) 応急給水資機材

第3 防災資機材等の整備

1 備蓄倉庫等の整備

町は、分散備蓄を図るため、食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努める。

資料編 9. 備蓄・調達関連 (6) 町内の備蓄倉庫、防災資機材倉庫

2 防災資器材の整備

- (1) 町及び消防団、消防本部、浪江消防署は、災害時に必要とされる救出用等の応急活動用資器材の整備充実を図る。応急活動用資器材としては、次のようなものがあげられる。
 - ① エンジンカッター
 - ② 油圧切断機
 - ③ 油圧スプレッダー
 - ④ 発電機
 - ⑤ 投光機
 - ⑥ スコップ
 - ⑦ ツルハシ
 - ⑧ 掛矢
 - ⑨ 水防シート

⑩ 土のう袋

⑪ ロープ等

- (2) 町は、長期間の避難者受入が可能な指定避難所について、非常用発電設備や太陽光発電設備、蓄電池の設置等に努める。
- (3) 大規模災害時には、長期間にわたり、給食、炊き出しを実施する可能性があるため、小中学校を中心に、給食・炊き出し設備の充実を図る。
- (4) 自主防災組織の活動に必要な資器材については、整備の充実を図る。また、非常時に資器材が正常に機能するよう、点検日を定め計画的な点検を行い、構成員全員が点検に参加できるよう心がける。

自主防災組織の活動に必要な資器材（例）

区分	品名
情報伝達	電池、メガホン
消火用品	消火器、バケツ、可搬式動力ポンプ
救出・障害物除去	バール、丸太、折畳みはしご、のこぎり、掛矢、斧、スコップ、ツルハシ、一輪車
救急用品	担架、救急セット
避難用品	強力ライト、ロープ、小型発電機
給食給水用品	釜（かまど付き）、鍋、受水槽
その他	テント・天幕、ビニールシート、倉庫

3 燃料等の確保

災害時の車両及び資機材等の燃料を確保するため、町内の給油業者等と協定を締結し連携を図る。

第4 備蓄物資等の平常時からの活用

平常時の防災訓練等の機会に、備蓄食料や資器材等を活用した炊き出しの訓練等を行うことにより、備蓄食料の更新及び資器材利用方法の習得を図る。

第5 空き教室等を活用した物資の備蓄スペースの確保

町は、学校施設管理者と連携し、空き教室等を活用して物資の備蓄スペースを確保する。

第15節 災害廃棄物等処理体制の整備

計画の目的

大規模な災害が発生した場合は、相当量の廃棄物が発生することが予想される。また、避難生活が長期化した場合には、避難生活環境の向上を図るうえでも生活ごみ・し尿処理活動は重要となる。そのため、ごみ・し尿処理体制を整備し、環境衛生の万全を期す。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 廃棄物処理体制の整備	産業振興課、健康保険課、教育委員会事務局、総務課、住宅水道課
第2 し尿処理体制の整備	
第3 応援協力体制の整備	

第1 廃棄物処理体制の整備

1 廃棄物等の仮置き場の確保

(1) 仮置場候補地

大規模災害発生時には、がれきや粗大ごみ等の災害廃棄物が大量に排出されることが見込まれることから、処理施設の処理能力を大幅に超過することが想定されるため、災害廃棄物の仮置場候補地をあらかじめ選定しておくものとする。

なお、仮置場は、住民の避難場所及び応急仮設住宅建設場所等の確保を最優先に行った後、居住地域を避け、災害の発生規模に応じて設置するものとする。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (8) 町内候補地(空地) 一覧

(2) 仮置場選定の条件

仮置場の条件としては、次の項目が挙げられる。

- ① 仮置場において、中間処理や選別作業が行われるため、ある程度のまとまった面積が必要である。
- ② がれきや粗大ごみ等が大量に搬入されるため、搬入路が整備されていることが望ましい。
- ③ 廃棄物のうち、感染性廃棄物については、感染被害の予防のため、一般の廃棄物とは別に仮置場を確保する必要がある。
- ④ 仮置場は長期的な使用になる場合も予想され、悪臭や衛生害虫、粉じん等の発生が考えられるため、周辺環境の保全に配慮する必要がある。

2 廃棄物の収集処理体制の整備

平常時から双葉地方広域市町村圏組合北部衛生センターのごみ処理能力について把握し、災害時の収集計画を検討する。

また発災時に施設が被害を受けた場合や、大規模災害等で処理量が増大した場合の対応方法等について、事前に検討しておくものとする。

第2 し尿処理体制の整備

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、町は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

2 収集体制の確保

- (1) 町内における収集の非常体制及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度とする。
- (2) 町は、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理の依頼を求める等の方策を講ずることとする。
- (3) 町は、防疫上、不要となった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び資器材の確保を図るものとする。

3 既設トイレの活用

災害時に、トイレが直接損傷を受け使用できない場合、又は下水道管等が損傷して流せない場合を除き、断水等でトイレが使用できない場合は、家庭の風呂の残り水等を活用し、トイレを利用するよう普段から周知に努める。

また、指定避難所等においてはトイレが直接損傷を受けていない場合でも、断水、停電による受水設備の停止等で水洗トイレが使用できなくなることが想定されるため、施設内のプール、井戸、池等からトイレ用水を確保しトイレに利用できるよう、普段より水のくみ置き等を指導し水源を確保するものとする。

4 仮設トイレ確保体制の整備

- (1) 水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から、し尿排出量を推定し、できる限り必要となる仮設トイレの確保を図る。
- (2) 簡易型ポータブルトイレ、車椅子にも対応した仮設トイレ等、要配慮者にも配慮した仮設トイレを配備できるよう配慮する。

資料編 5. ライフライン関連 (6) 仮設トイレ調達方法

第3 応援協力体制の整備

災害時には、がれきや廃棄物、し尿の迅速かつ確実な処理が要求されるため、

町は、被災状況を勘案し、その区域内の処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。県は、町からの要請あるいは客観的な判断のもとに、近隣市町村等からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行うものとする。

第16節 防災教育

計画の目的

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び関係機関は、平常時から防災対策を進め、また、住民一人ひとりが平常時から防災意識と防災に関する知識を持って個人や家庭における防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的実施し、自助・共助の取り組みを充実させることが重要となる。

このため、町及び関係機関は連携して、平常時から防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災組織の育成・強化、気象庁や県が発表する予警報や気象情報、土砂災害警戒情報等の防災情報の利用の心得等の周知・広報にも努めるものとする。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 住民に対する防災教育	総務課、企画財政課、産業振興課、介護福祉課、教育委員会事務局、浪江町消防団
第2 防災上重要な施設における防災教育	
第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練	
第4 学校教育における防災教育	
第5 災害教訓の伝承	

第1 住民に対する防災教育

町、県、消防本部、浪江消防署及び関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広報誌の活用やパンフレットの配布、講習会の開催等により、災害危険箇所の周知、避難方法、平常時・災害発生時における心得、応急措置等の防災に関する知識の普及と防災に関する意識の高揚を図る。

第2 防災上重要な施設における防災教育

町、消防本部、浪江消防署及び関係機関は、医療施設、社会福祉施設、ホテル、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、災害時に人的被害が発生する可能性が高い施設については、防火管理制度の効果的運用等により防災管理に関する指導を行うとともに、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

1 医療施設及び社会福祉施設等における防災教育

医療施設、社会福祉施設等は、自力での避難が困難な人が多く利用しており、災害発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者に対する防

災教育を徹底するものとする。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導、救助及び救護等に重点を置いた教育、訓練を日ごろから定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を利用して理解を得られるよう努めるものとする。

また、社会福祉施設等は、福祉避難所として指定されていることが多いことから、訓練等を行い福祉避難所の開設・運営が円滑に行われるように努めるものとする。

2 ホテル及び旅館等における防災教育

ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設等については、災害発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

出火による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を確立する必要がある。

そのため、消防本部、浪江消防署は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるよう指導に務める。

3 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

不特定多数の人々が集まる施設、大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の管理者は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

町、消防本部、浪江消防署及び関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会を定期的開催する等、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる防災リーダーや専門性を備えた人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

1 新任研修

新たに職員に採用された者に対し、新任研修の一項目として防災教育を実施するものとする。実施内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 活動の概要
- (2) 防災関係職員としての心構え

(3) 役割の分担

2 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき、困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的の実技習得演習を実施するものとする。

3 その他の研修、講習会

その他必要に応じ、研修、講習会を実施するとともに、県又は関係機関が実施する研修会、講習会、講演会等に職員を派遣するものとする。

(1) 防災・救命講習会

学識経験者及び防災関係機関の専門職員等を講師とした防災講習会、消防本部、浪江消防署等による救命講習を行い、災害・防災の専門的知識や応急処置等の技術の高揚を図る。

(2) 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の説明、研修会等を実施し、趣旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、土木、水防、建築、その他防災技術の習得を図る。

(3) 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

(4) 見学、現地調査

防災関係機関施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

(5) 印刷物の作成・配布

職員初動マニュアル等を作成し、職員に配布する。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすること等、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や園児・児童・生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な向上と訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫する。

また、町は、園児・児童・生徒等の被災時の保護者への引き渡し方法や避難方法について、あらかじめルールを定めるよう学校等に指導するものとする。

3 教科等による防災教育

教科においては「社会科」や「理科」、「保健体育科」、「総合的な学習の時間」を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断のもとに安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の園児・児童・生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果、映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるとともに、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や、映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

3 国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は、国及び県、被災市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に

広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第17節 防災訓練

計画の目的

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。

このため、町は災対法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、防災活動の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実に努め、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

また、訓練の実施後は、各種マニュアル等が現実的に機能しているかどうか点検・評価を行い、必要に応じて改善を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

計画の項目と担当

項目	担当
第1 総合防災訓練	全課、浪江診療所、浪江町消防団
第2 個別訓練	
第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	

第1 総合防災訓練

1 概要

町、関係機関及び住民が一体となり、総合的共同訓練を実施し、災害応急対策の習熟と協力体制の緊密化及び住民の防災意識の高揚を図るものとする。

また、町は、県が実施する関係機関及び住民等の参加を得て行う防災訓練に参画するほか、県及び関係機関と連携して高度かつ実践的な訓練を行うものとする。

なお、訓練の実施にあたっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めるものとする。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、町内の地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急

- (3) 地域住民による初期消火、消火
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 上下水道施設応急復旧、水質検査
- (6) 救援物資受入れ・仕分け、備蓄品の供与等

第2 個別訓練

町及び関係機関は、前項に掲げる総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施する。

1 消防訓練

消防関係機関と連携して、次の内容を織り込んだ消防訓練を必要の都度実施するものとする。

- (1) 通信連絡訓練
- (2) 消防操法訓練
- (3) 文化財保護訓練
- (4) 非常招集訓練
- (5) 出動訓練
- (6) 一斉操法訓練
- (7) 一斉放水訓練
- (8) 水防工法訓練
- (9) 消防礼式訓練

2 避難訓練

各種災害を想定した避難訓練を実施し、避難の指示、要配慮者の安否確認、避難誘導伝達方法等の訓練を行うものとする。

学校、病院その他、防災上重要な施設は、それぞれの施設の避難計画に基づき、避難訓練を実施するものとする。

3 非常招集訓練

突発的な災害の発生に備え、迅速かつ確実な災害対策本部の設置、防災体制の確立、職員の招集が行えるよう非常召集及び本部立ち上げ訓練を実施するものとする。

4 災害通信訓練

災害発生時において、情報等の迅速かつ的確な伝達が行えるよう、防災行政無線、衛星携帯電話、電子メール等の多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、通信機器類の操作や平常時通信から災害時通信への適切な切り替え（統制）等について訓練を行うものとする。

5 災害対策本部運営訓練

町及び関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部員会議の招集及び県から派遣される情報連絡員（リエゾン）との連携等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

6 避難所設置運営訓練

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、指定避難所となる施設の管理者及び行政区、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運営訓練を実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

災害時に自らの生命及び財産の確保をするためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関連機関との連携を深めておく必要がある。

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、スーパー及びその他消防法で定められた施設の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策活動により、町、消防本部、浪江消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

2 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災関係機関との連携を図るため、町及び消防本部、浪江消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練等を行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、町をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加や防災教育施設での訓練に努め、平常時から家庭内で避難場所、避難路、避難方法及び連絡方法の確認を行う。

第18節 自主防災組織の整備

計画の目的

大規模災害発生時には、「公助」による対応には限界があることから、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の考え方の普及・啓発に努め、地域の防災力の強化に努める必要がある。

このため、自主防災組織の設置促進に努めるとともに、自主防災組織に対して適切な指導等を行い、地域住民による自主的な防災活動体制の整備を図る。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 自主防災組織の充実	総務課、産業振興課、教育委員会事務局、浪江町消防団
第2 自主防災組織の編成基準	
第3 自主防災組織の活動	
第4 企業防災の促進	
第5 地区防災計画の作成	

第1 自主防災組織の充実

- (1) 町及び関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、住民に対し、災害発生時における自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識の醸成を図るものとする。
- (2) 町は、自主防災組織整備計画を策定し、自主防災組織を計画的に育成するとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資器材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区、自治会単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。

- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議のうえ、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 避難行動要支援者名簿の確認及び安否確認
- (6) 出火防止、初期消火及び応急手当の実施方法
- (7) 避難場所、避難経路及び避難の伝達方法
- (8) 消火用水、その他防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、指定避難所、避難路等を確認し、地域の防災マップを作成する等地域の防災環境の共有化に努める。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防本部、浪江消防署等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

① 災害情報の収集伝達訓練

災害時における町や関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

② 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資器材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

③ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資器材の使用法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

④ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資器材を利用して食料を確保したり、配給する方法等について習熟を図る。

⑤ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

⑥ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法等の訓練を行う。

(3) 防災用資器材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資器材の整備に努めるとともに、資器材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第4 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等防災活動の推進に努めるものとする。

このため、町は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業の表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

第5 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。こ

の場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として浪江町防災会議に提案する等、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第19節 要配慮者対策

計画の目的

障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦及び外国人、一般旅行者等は、災害時に迅速な行動をとることが困難であったり、避難生活において適切なケアが必要である。

これらの要配慮者の安全を確保するため、社会福祉協議会、各種福祉団体との協力、連携により対策の推進を図る。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 避難行動要支援者対策の整備	総務課、健康保険課、介護福祉課、教育委員会事務局、浪江診療所、浪江町消防団
第2 避難行動要支援者支援計画（全体計画）の作成	
第3 個別計画の策定	
第4 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮	
第5 社会福祉施設等における対策	
第6 在宅者に対する対策	
第7 外国人に対する防災対策	
第8 指定避難所における要配慮者支援	
第9 人材の確保体制の整備	
第10 要配慮者支援に関する普及啓発	

第1 避難行動要支援者対策の整備

町は、災対法第49条の10第1項に基づき、要配慮者のうち、災害が発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握する。

1 避難支援等関係者となる者

消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、避難先自治体その他の避難支援等の実施に携わる関係者を避難支援関係者とする。なお、避難支援等関係者の決定においては、消防機関、県警察、民生委員、社会福祉協議会、行政区、福祉事業者及び自主防災組織に限定せず、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、より多くの避難支援等関係者を確保することが必要である。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- ① 要介護3～5の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者
- ③ 療育手帳の重度（A）の判定を受けている者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ⑤ 障害を理由とする公的年金の1級を受けている者
- ⑥ 特別児童扶養手当の1級又は特別障害者手当を受けている者
- ⑦ 難病患者のうち、特定疾患医療受給者であって、重症認定を受けている者
- ⑧ 難病患者のうち、小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者
- ⑨ 要介護1、2の認定を受けている者で本人等から申し出のあった者
- ⑩ 乳幼児で保護者等から申し出のあった者
- ⑪ 妊産婦で本人等から申し出のあった者
- ⑫ 外国人で本人等から申し出のあった者
- ⑬ 上記以外で町長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要を認めた者

3 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿作成に必要な個人情報とその入手方法

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報を入手し、名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している要介護高齢者や障がい者等の要配慮者の情報を集約することとする。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

また、町で把握していない情報については、県その他の関係機関に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

4 名簿の更新に関する事項

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

また、更新された情報は、町及び避難支援等関係者で共有を図ることとする。

5 名簿情報の提供及び、提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び講ずる措置

(1) 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』（平成27年3月改定）に基づき遵守を徹底する。

なお、災害規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

(2) 名簿情報の提供及び漏えい防止

町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、名簿情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明し、本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の適切な措置を講ずるよう指導する。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ② 災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていること。
- ③ 避難行動要支援者名簿は施錠可能な場所に保管する等、厳重な保管を行うこと。
- ④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないこと。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定すること。
- ⑥ 個人情報保護の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結すること。
- ⑦ 名簿情報の取扱状況を報告すること。

(3) 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らし

てはならない。

(4) 名簿情報の活用体制の整備

災害時等に避難行動要支援者の安否確認を円滑に行えるよう、避難支援関係者等に情報を提供する際の具体的な方法を全体計画において定める。

6 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づき避難行動要支援者の避難支援を行う。

町等は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、周知する。

第2 避難行動要支援者支援計画（全体計画）の作成

町は、下記の事項を定めた避難行動要支援者支援計画（全体計画）を作成する。

- (1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項
- (3) 支援体制の確保
- (4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うにあたって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- (6) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の避難場所
- (8) 避難場所までの避難路の整備
- (9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- (10) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法 等

第3 個別計画の策定

町は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人ひとりの個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進める。

第4 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

1 避難勧告等の発令・伝達

町は、災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、

避難勧告、避難指示（緊急）の発令等を適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行うものとする。

特に、要配慮者が円滑に避難するために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の配慮を行うものとする。

- ① 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- ② 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ③ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

2 多様な手段の活用による情報伝達

災害発生時に緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急情報等のメールサービス等、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用する等、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

第5 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備・安全点検

社会福祉施設等の管理者は、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属設備及び危険物施設等を常時点検するものとする。特に火気の取り扱いについては、平常時より安全点検を行うものとする。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (4) 社会福祉施設一覧

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にした防災計画を策定しておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶ等施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

第6 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

町は、要配慮者等の安全を確保するため、災害時の通報システム等による情報伝達体制の整備に努める。また、在宅要配慮者の安全性を高めるため、自動消火器、火災警報機等の設置等に必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮する等、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

(1) 対象者及びその家族に対する指導

- ① 日常生活において、常に防災に対する理解を深め、また平常時から対策を講じておくこと。
- ② 災害時には近隣の協力が得られるよう、日常的に努力すること。
- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

(2) 地域住民に対する指導

- ① 自主防災組織等は、地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平常時から整備すること。
- ② 災害時には要配慮者の安全確保に協力すること。
- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は、要配慮者やその家族が参加するよう働きかけること。

3 避難器具等の整備

町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

第7 外国人に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努めるものとする。

- ① 多言語による広報の充実
- ② 指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- ④ 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第8 指定避難所における要配慮者支援

1 指定避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が指定避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者等の生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、ユニバーサルデザイン化されていない指定避難所に要配慮者が避難した場合は、多目的トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めておくものとする。

また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けたり、要介護高齢者、乳幼児世帯、障がい者、感染症患者等が個室に入所できるよう、あらかじめ福祉避難室用のスペースについて考慮する等、指定避難所の利用方法についてもあらかじめ検討しておく。

2 福祉避難所の整備

(1) 福祉避難所の指定

町は、既存統計等や民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員からの情報から要配慮者となる者の概数を把握し、社会福祉施設等、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておく。

(2) 福祉避難所の量的確保

指定した福祉避難所だけでは、量的に不足すると見込まれる場合には、社会福祉施設以外にも、公的宿泊施設、旅館、ホテル等を借り上げられるよう協定を締結しておく。

3 マニュアル等の作成

円滑かつ適切な指定避難所及び福祉避難所の設置・運営を行えるようマニュアルの整備に取り組むものとする。マニュアルの作成に際しては、福祉避難所を利用となり得る者も交えて検討を行うものとする。

4 要配慮者に配慮した備蓄

年齢、アレルギー、疾病、宗教による制限等に配慮した食料や、ベッド（簡易ベッド、ダンボールベッド等）の提供を行えるよう備蓄物資の整備を図る。

また、食料やベッドの保有業者と協定を締結し、在庫の優先的供給を受ける等の協力体制を整備するものとする。

第9 人材の確保体制の整備

災害時において人的支援を円滑に得られるよう、専門的人材の確保に関して、支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体・事業者と協定の締結を進める。

第10 要配慮者支援に関する普及啓発

避難支援の実施や指定避難所において、要配慮者への支援等が適切に行えるよう、平常時から要配慮者及び避難行動要支援者に対する理解を深めるための次のような取り組みを進める。

- ① 職員、避難支援関係者、中高生等を含めた認知症に関する講習の実施
- ② 障がい者に関するユニバーサルマナー検定の受講料の補助

第20節 ボランティアとの連携

計画の目的

大規模な災害が発生した場合、町が実施する応急対策のみでは、十分な対応ができない可能性があり、そのような場合、ボランティアによる活動が非常に重要となる。災害時にボランティアと連携が図れるよう、ボランティアとの連携体制の整備を図る。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 ボランティア活動の意義と 浪江町災害ボランティア連絡 協議会の設置	総務課、健康保険課、介護福祉課
第2 ボランティア団体等の把握、 登録等	
第3 ボランティアの連携体制の整備	

第1 ボランティア活動の意義と浪江町災害ボランティア連絡協議会の設置

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に活かされる方法等について検討を進めるため、町は、浪江町社会福祉協議会、浪江町赤十字奉仕団等と浪江町災害ボランティア連絡協議会を設置し、災害時におけるボランティア活動への対応について協議を行うとともに、ボランティア関係団体との連絡調整体制の確立を図る。

なお、町は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

第2 ボランティア団体等の把握

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように、県や日本赤十字社福島県支部、浪江町社会福祉協議会等と協力して、ボランティア団体及び専門的な知識、技能を持つボランティアの把握に努める。

第3 ボランティアの連携体制の整備

1 コーディネート体制の整備

浪江町社会福祉協議会等や関係団体等と連携を図りながら、あらかじめコー

ディネートを行うボランティアセンターの体制を整備しておくものとする。

また、町は、県、浪江町社会福祉協議会等と協力し、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施する。

2 ボランティア活動保険

町、浪江町社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

第21節 災害時相互応援協定等の締結

計画の目的

大規模災害発生時は、町単独で災害対策を実施することは困難であり、他市町村や民間企業等と連携して災害対策を実施する必要があるため、事前に災害時相互応援協定等の締結を図る。

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 市町村間の相互応援協力	総務課、産業振興課
第2 民間事業者・団体との災害時 応援協定	
第3 応援協定の公表	
第4 連絡体制の整備	

第1 市町村間の相互応援協力

1 県内市町村間の相互応援協定

市町村間の相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定の締結も検討する。

2 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、姉妹都市、文化交流等で県外の市町村と交流を行うとともに、災害時の職員等の派遣や支援物資の提供、避難者の受入れ等を相互に応援する協定の締結を促進する。

資料編 10. 応援協定 (1) 災害時における相互応援協定書

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

第3 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

第4 連絡体制の整備

災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、定期的に協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

対策の方針

町の地域内において、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、適切な非常配備の非常配備体制をとり、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図るものとする。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災直後	第1 町の活動体制 第2 職員の動員	全課、本部付TF※

※TFは複数の課が合同で取り組むタスクフォースの略である。詳しくは本章第2節参照。

第1 町の活動体制

1 配備体制の区分

配備区分	配備基準	出動職員
警戒 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 浪江町内で震度4を観測する地震が発生し、総務課長が当該配備を必要と判断したとき 浪江町沿岸に津波注意報が発表されたとき その他町長が必要と認めたとき 	総務課、企画財政課 まちづくり整備課、 住宅水道課、産業振 興課の、あらかじめ 指定された職員、副 町長、消防団長 その他必要と認めら れた職員
第一次 非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 浪江町内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき 浪江町沿岸に津波警報が発表されたとき その他町長が必要と認めたとき 	警戒配備体制に加え、 町長、教育長、 全課長、全消防団 その他必要と認めら れた職員
第二次 非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 浪江町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 浪江町沿岸に大津波警報が発表されたとき 町内の広範囲に甚大な被害が想定される とき その他町長が必要と認めたとき 	全職員

2 配備体制の決定

町内で震度4以上5弱未満の地震発生あるいは津波注意報が発表された場合、副町長及び関係課長等で協議し警戒配備体制以上の体制を確立する。震度5弱以上の地震の発生あるいは津波警報が発表された場合は、協議をせず災害対策本部を設置する。

第2 職員の動員

町は、災害発生時に速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ作成した非常参集職員の名簿等を活用し、職員の動員を図るものとする。

1 勤務時間内の動員手順

町は、関係各課長を通じ職員に配備体制を伝達し、関係各課長は指定されている職員を動員する。

2 勤務時間外の動員手順

勤務時間外に地震発生の情報や津波注意報等が発表された場合は、職員各自が緊急情報等メールサービス、テレビ、ラジオ及びインターネット等による地震発生の情報や津波注意報等を確認し、配備体制表に基づき関係各課において指名されている職員は、自主参集することを基本とする。ただし、動員の連絡を受けた場合は直ちに参集する。

3 参集場所

職員の参集場所は、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とする。勤務場所に不在の場合は次のように対応するものとする。

(1) 勤務時間内

職員は、勤務時間内に勤務場所に不在の場合において、配備の連絡を受けた場合には、直ちに勤務場所に帰庁する。

(2) 勤務時間外

職員は配備の連絡を受けた場合は直ちに勤務場所に参集する。

(3) 勤務場所に参集できない場合の措置

道路・交通の遮断等により、勤務場所に参集できない場合は、参集可能な避難所等に参集し、防災活動に従事するものとする。以降の活動については、電話等で所属課の課長又は参集先の責任者の指示を仰ぐものとする。

4 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各課長は、動員された所属職員を確認し、状況を総務課へ連絡する。なお、課長が不在の場合は、順次職制に従い対応する。災害対策本部（本部付TF）は、動員状況を確認し、人員が不足する場合はさらに動員をかける。

災害が軽微な場合において、あらかじめ動員を任命されている職員が出張等

により、不在であり、動員職員が不足する場合は、所属職員のうち他の職員の動員を促す。

また、各課長は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を総務課に報告する。

5 職員の調整

各課長は、災害対策活動を実施するに当たり、人員が不足する場合は、災害対策本部（本部付TF）に増員を要請する。災害対策本部（本部付TF）は、各課と調整のうえ、他の課の職員を派遣するとともに、さらに不足する場合は、県へ職員等の派遣を要請する。

第2節 災害対策本部の設置

対策の方針

大規模な災害が発生した場合又は発生する危険性がある場合、町は必要に応じて災害対策本部を設置して、町の総力をあげてこれらの災害に対応する。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
災害対応が必要と見込まれるとき	第1 災害対策本部設置以前の活動	総務課、企画財政課、まちづくり整備課、住宅水道課、産業振興課、本部付TF、巡視・警戒TF
発災直後	第2 災害対策本部体制	全課、町長が設置を判断したタスクフォース

第1 災害対策本部設置以前の活動

1 警戒配備体制

警戒配備体制は、あらかじめ定められた関係各課の職員により、情報収集活動等を行う体制である。

(1) 警戒配備体制における責任者

警戒配備体制においては、副町長が責任者となり、情報収集活動や小規模な災害への対応等を行うものとする。

(2) 警戒配備体制での活動

- ① 関係各課長は地震情報、被害発生状況等の情報収集をし、相互に情報を交換する。
- ② 浸水のおそれがある地域、地盤災害のおそれがある区域等のパトロールを実施する等、現場警戒を強化する。
- ③ 小規模な災害については、直ちに防災措置を講ずるものとする。
- ④ 事態の推移により直ちに非常配備に移行できる体制をとる。

(3) 非常配備体制への移行

- ① 地震情報等の情報収集及び町内のパトロール等により、さらに配備体制を強化し、災害対策本部の設置必要があると判断される場合
- ② その他災害対策本部の設置が必要と認められる場合

(4) 警戒配備体制の解消

副町長は、津波注意報が解除され、町内に災害の発生のおそれがないと判断した場合は、動員されている課の課長等と協議のうえ、警戒配備体制を解消することができる。

第2 災害対策本部体制

1 災害対策本部設置の判断

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町内における災害応急対策を実施する必要があると認める場合、町長は、災対法第23条の規定に基づく浪江町災害対策本部を設置する。

また、町長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、災害名を付した名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定めるものとする。

災害対策本部の設置基準は、概ね次のとおりである。

災害対策本部の設置基準

- (1) 町内において震度5弱以上の地震あるいは県内において震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 気象庁が浪江町沿岸に津波警報又は大津波警報を発令した場合
- (3) その他町長が必要を認めた場合

なお、設置基準(1)、(2)に該当する場合は、災害対策本部を自動設置する。

2 意思決定者不在時の措置

町長が公務、災害等により不在、又は連絡がとれない場合は、職制に従い順次下位の者が、災害対策本部の設置、配備体制の確定等を決定し、必要な措置を速やかに行う。

第一順位：町長

第二順位：第一副町長

第三順位：第二副町長

第四順位：総務課長

3 災害対策本部の設置準備

町は、各課の応援のもと、次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- 庁舎の被害状況の把握、火気・危険物の点検を行う。
- 通信機器、(県防災行政無線、町防災行政無線、電話)の状況を点検する。
- 電力の状況を確認する。停電の場合には、自家用発電機により最低限の機能を確保し、故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡を行う。
- 災害対策本部設置予定場所である大会議室の状況を確認する。
- テレビ、ラジオを準備し、報道機関の情報確保の体制をとる。
- 町内の地図、広域地図、掲示板、関係名簿等を準備する。

4 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置した場合、本部は、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表する。また、災害対策本部の設置を示す標識を町役場に掲示する。

通知・公表先	担当	責任者	通知及び公表の方法
各課	総務課	総務課長	庁内放送
福島県	総務課	総務課長	総合情報通信ネットワーク、有線電話等可能な手段
住民	企画財政課	企画財政課長	防災行政無線、報道機関、広報車等
報道機関	企画財政課	企画財政課長	口頭、文章、有線電話

5 災害対策本部体制の確立

(1) 災害対策本部組織

災害時の迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、次のとおり災害対策本部組織を定める。原則として、平常時の町行政組織を主体に編成するが、大規模な災害の発生等、計画どおりの参集が望めない場合は、人命の救出に係わる活動を最重要活動としてとらえ、本部長、副本部長、本部員等の判断により、適宜配備していく。

なお、災害対策においては、常に原子力災害との複合災害の発生を念頭に置いて対処する。

(2) タスクフォース（TF）

複数の課が合同で取り組む必要のある災害対応業務については、災害対策本部の下にタスクフォースを置き、発災後の複数の課室にまたがる特定の任務について、対応の方向性、役割分担等の調整に取り組むものとする。これは、災害時にしばしば生じる課を超えて対応することが効果的な応急対策や、事前に想定していない課題の発生に適宜対応するため、必要に応じてタスクフォースを立ち上げて対応することを基本としていくためである。

設置を想定するタスクフォース及び、設置時期等は表に示すとおりである。

タスクフォースは、次のような運用を想定する。

①タスクフォースには、次のとおりリーダー等をおく

- ・リーダー：主担当課の課長
- ・サブリーダー：副担当課の係長クラス

②主担当課、副担当課及び当該タスクに関連の強い関係課は、適宜情報共有し、連携して当該タスクに対応する

※夜間・休日等、一部の職員しか参集していない場合は、参集者の中で上位職の者がリーダーとなり、必要に応じて交替する

※課長がタスクフォースを指揮する間における各課の対応は、課長補佐が課長と連絡しつつ対応

③発災から 24 時間程度の緊急対応はタスクフォースでの対応を中心に行う（緊急対応以降は、各タスクフォースは必ずしも常設ではなく、必要

に応じて主担当課長が適宜、関係課等に呼びかけて協議)

なお、町長は、平時から、これらのタスクフォースを招集し、事前対策の検討や情報共有を指示することができるものとする。

表 3-2-1 設置を想定するタスクフォース

タスクフォース名 ／担当	役割
<p>①本部付</p> <p>主担当：総務課 副担当：企画財政課 関係課：議会事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>(災対本部設置前)</u> 情報のとりまとめ、県への報告 ○ 人的被害に関する情報の収集・整理 ○ 災害対策本部環境の準備・立上げ、執務機能の確保・維持（代替施設の確保含む） ○ 災害状況の分析・報告 ○ 対応経過の記録（クロノロジー）作成、情報共有 ○ 原子力災害対応（放射線データ確認、関係機関との連絡） ○ 動員の計画、動員 ○ リエゾンの派遣検討（適宜） ○ 避難勧告・指示の検討 ○ <u>(災対本部設置前)</u> 同報無線、一斉メール、Lアラート等による緊急の情報伝達 〔原子力災害時〕 ○ 防災関係者の放射線防護対策
<p>②巡視・警戒</p> <p>主担当：まちづくり整備課 副担当：住宅水道課 関係課：産業振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防関連情報の把握（気象、水位等） ○ 町内の巡視・警戒及び避難誘導 ○ 消防団、建設業者等と連携した応急対応の調整・実施 ○ 初期の被害把握全般の取りまとめ（人的被害を除く） ○ 土木施設等（河川・道路・漁港・土砂災害対策施設等）の被害情報収集・整理、応急措置 ○ 避難指示区域立入者への対応
<p>③広報対策</p> <p>主担当：企画財政課 副担当：総務課 関係課：</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>(災対本部設置後)</u> 同報無線、一斉メール、Lアラート等による緊急の情報伝達 ○ <u>(災対本部設置後)</u> 各課・TF、関係機関等からの被害・対応情報収集、取りまとめと県への報告・公表資料作成 ○ 町外避難のための広域の避難ルートに関する情報収集 ○ 臨時広報紙、ホームページ等、各種媒体での住民への広報 ○ マスコミへの情報提供・対応等 ○ 被害・対応の写真・動画、その他の各種記録の収集 〔原子力災害時〕 ○ 町外避難のための広域避難ルートに関する情報収集

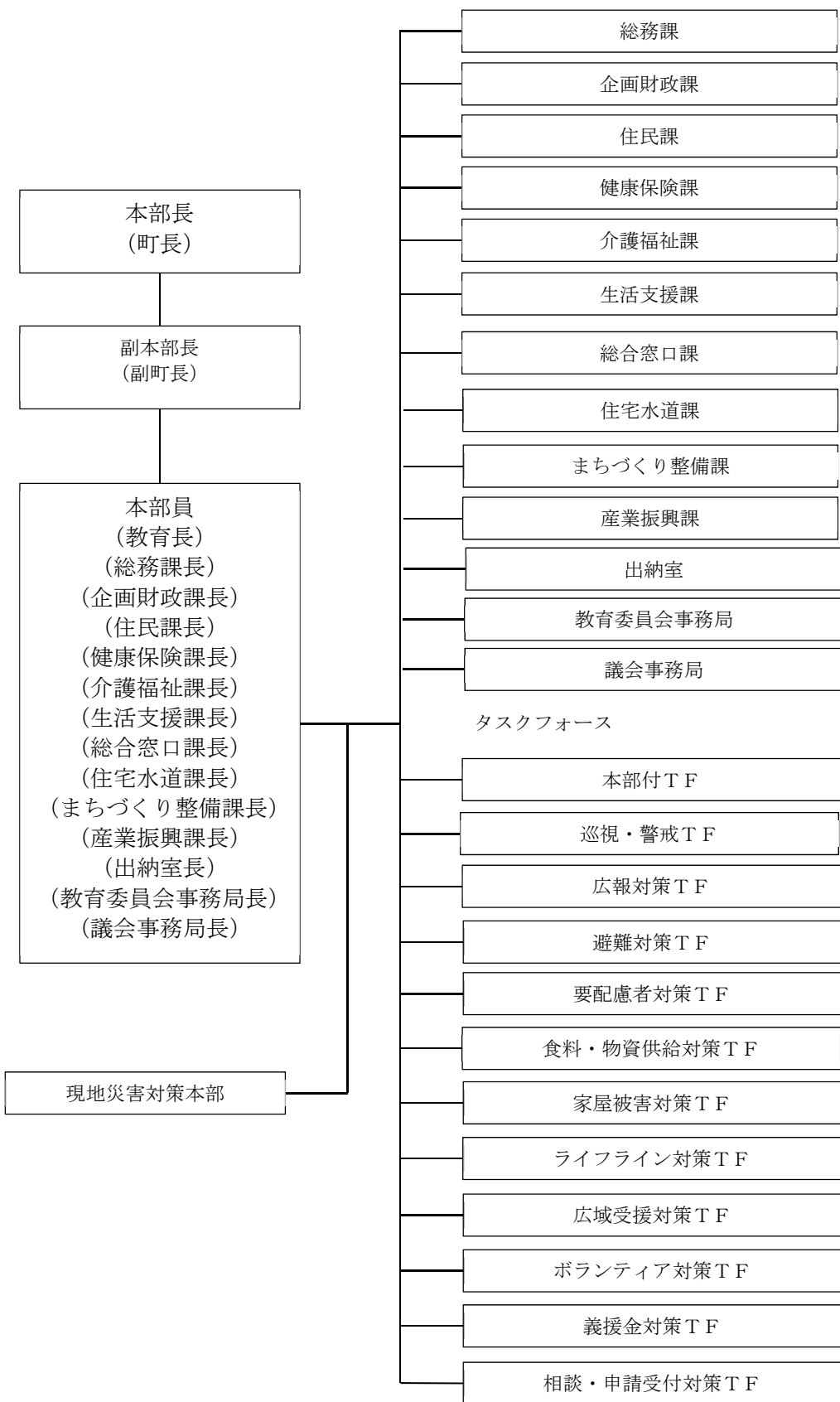
<p>④避難対策</p> <p>主担当：教育委員会事務局 副担当：健康保険課 関係課：介護福祉課・産業振興課 関係団体：消防・消防団・警察</p>	<p>○避難誘導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示の決定を受けて、避難の呼びかけ、指定避難場所を周知 ・消防・消防団、警察と避難先、避難ルート、誘導體制等を調整の上、実施 ・町職員は、避難行動要支援者を中心に避難誘導を実施し、各避難行動要支援者の避難状況を⑤要配慮者対策TFに連絡 <p>○避難所開設・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設と避難者受入 ・福祉避難所の設置 ・避難状況把握 ・避難者名簿の管理 ・避難所での食料・物資供給 ・避難所の環境改善 <p>[原子力災害時]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難先（二本松市）における対応については、二本松事務所と連携して取り組む
<p>⑤要配慮者対策</p> <p>主担当：介護福祉課 副担当：健康保険課 関係課：浪江診療所</p>	<p>○要配慮者の安否確認の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防・消防団、警察その他、地域防災計画に定める避難支援等関係者の協力を得て、安否の確認及び所在の確認を実施 <p>○福祉避難所の設置・連絡調整</p> <p>○避難所及び在宅の要配慮者への生活支援の実施</p> <p>[原子力災害時]</p> <p>○防災関係者の放射線防護対策</p> <p>○安定ヨウ素剤の服用対策</p> <p>○放射性物質・放射線・安定ヨウ素剤等に関する健康管理・相談対策</p>
<p>⑥食料・物資供給対策</p> <p>主担当：産業振興課 副担当：教育委員会事務局 関係課：健康保険課</p>	<p>○被災者用食料、生活物資の調達</p> <p>○救援物資に関する要・不要の広報内容の検討（広報は広報対策TFが実施）</p> <p>○倉庫の確保、物流事業者との連携体制構築</p>
<p>⑦家屋被害調査対策</p> <p>主担当：住民課 副担当：まちづくり整備課</p>	<p>○応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施による二次災害の防止</p> <p>○家屋の被害認定</p> <p>○罹災証明の発行</p>

関係課：企画財政課	○被災者台帳の整備・管理 ○建物の被害情報収集・整理
⑧ライフライン対策 主担当：住宅水道課 副担当：企画財政課 関係課：	○復旧予定、復旧対策の調整 ○復旧情報の広報 ○ライフラインの被害情報収集・整理
⑨広域受援対策 主担当：総務課 副担当：産業振興課 関係課：	○応援の要請・受入 ○交替要員の調整 ○宿泊場所等の情報共有 ○輸送手段の調整 等 ※自衛隊は総務課、民間団体はそれぞれの所管課が対応し、適宜情報共有
⑩ボランティア対策 主担当：総務課 副担当：介護福祉課	○ボランティアセンター立上げ支援 ○ボランティア活動の支援 ○ボランティア団体との連絡調整
⑪義援金対策 主担当：出納室 副担当：介護福祉課 関係課：総務課	○義援金の受入口座開設 ○義援金の受入、管理 ○義援金の募集・受付に関する広報 ○義援金配分委員会の設置・運営 ○義援金の申請受付・配分
⑫相談・申請受付対策 主担当：住民課 副担当：まちづくり整備課 関係課：企画財政課・介護福祉課	○相談・申請受付、ワンストップ対応 ○専門機関等による相談の開催支援



図 3-2-1 各タスクフォースの立ち上げ時期のイメージ

■災害対策本部組織図



6 災害対策本部の事務分掌

各課における事務分掌は、以下のとおりである。また、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたる。

■事務分掌

課等	事務分掌
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ■避難者の救護及び避難誘導 ■職員の動員 ■職員用食料・物資等の調達〔行政係〕 ■対応の記録〔行政係〕 <ul style="list-style-type: none"> ○対応経過（クロノロジー）作成 ○災害写真の撮影・収集及び記録 ■広域応援受入に関する総合的窓口〔行政係〕 <ul style="list-style-type: none"> ○協力関係機関との連絡調整及び他市町村との相互応援 ■視察等への対応〔秘書係〕 <ul style="list-style-type: none"> ○視察対応（各課への割当を含む） ○見舞い対応 ○視察対応に対する議会への支援要請 ■広報車による広報活動 ■ボランティアとの連携〔行政係〕 ■災害対策本部運営〔防災安全係〕 ■防災行政用無線の運用〔防災安全係〕 ■避難勧告・指示の判断に関する情報の整理〔防災安全係〕 ■帰還困難区域立入り者の避難〔防災安全係〕 ■消防団との連絡調整〔防災安全係〕 ■自衛隊及び他機関職員の派遣要請〔防災安全係〕 ■災害救助法の申請等〔防災安全係〕 ■水防資材の確保〔防災安全係〕 ■その他本部長の命ずる応急対策 <p>〔原子力災害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機能の移転の総合調整 ・避難車両の配車・運行計画 ・原子力発電所の情報取得 ・職員の放射線防護対策（※線量管理は健康保険課放射線対策係） ・オフサイトセンターとの連絡調整 ・放射線専門家等の派遣要請 ・原子力災害対策に必要な諸設備、資機材の整備

	<p>・広域避難に関する避難先自治体との連絡調整</p> <p>担当タスクフォース ◎本部付TF（主担当） ◎広域受援対策TF（主担当） ◎ボランティア対策TF（主担当） ○広報対策TF（副担当） ・義援金対策TF</p>
企画財政課	<p>■災害時広報・広聴</p> <p>○同報無線、一斉メール、Lアラート等による緊急の情報伝達</p> <p>○臨時広報紙、ホームページ等、様々な媒体での住民への広報</p> <p>○マスコミへの情報提供・対応等</p> <p>■情報システムの維持等〔情報統計係〕</p> <p>○機能維持</p> <p>○本部代替施設におけるシステム立ち上げ</p> <p>○県防災事務連絡システムによる被害報告</p> <p>■庁舎の維持等〔財政管財係〕</p> <p>○庁舎の維持</p> <p>○庁舎被災時の代替施設の確保</p> <p>○庁舎・町有財産の被害把握、二次災害防止</p> <p>■車両の確保、調達</p> <p>■災害応急対策費の予算措置〔財政係〕</p> <p>■復旧・復興計画策定の調整〔復興企画係〕</p> <p>○復旧・復興計画の策定</p> <p>○被災者の生活再建意向等の把握</p> <p>○被災者生活再建施策の立案</p> <p>○国及び県に対する要望等の資料の取りまとめ</p> <p>■その他本部長の命ずる応急対策</p> <p>担当タスクフォース ◎広報対策TF（主担当） ○本部付TF（副担当） ○ライフライン対策TF（副担当） ・相談・申請受付対策TF ・家屋被害対策TF</p>
住民課	<p>■避難者の救護及び避難誘導</p> <p>■住民の安否確認〔住民係〕</p> <p>○安否問合せへの対応、行政区等からの安否情報集約</p> <p>○行方不明者の確認対応（警察への問合せ確認等）</p> <p>■家屋被害の把握〔課税係〕</p> <p>○被害認定の実施</p> <p>■被災者台帳の作成・罹災証明の発行〔課税係〕</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者台帳の作成 ○罹災証明の発行 ■各種申請・相談のワンストップ対応 ■埋火葬等に関する対応〔住民係〕 ■ペット対策 ■災害廃棄物等の処理〔除染環境係〕 <ul style="list-style-type: none"> ○災害ごみ・がれき受入用地の確保 ○災害ごみ・がれきの搬入受付 ○災害ごみ・がれきのリサイクル ○災害ごみ・がれきの処理に関する応援要請・受入 ■放射性物質の仮置場への対応（状況確認等）〔除染環境係〕 ■公害の予防及びその応急対策〔除染環境係〕 ■その他本部長の命ずる応急対策
	<p>担当タスクフォース ◎家屋被害対策TF（主担当）</p>
	<p style="text-align: right;">◎相談・申請受付対策TF（主担当）</p>
<p>産業振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■避難者の救護及び避難誘導 ■被災者への食料、生活必需品の調達及び支給 <ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し等の調整 ■義援物資の受付、収納、払い出し <ul style="list-style-type: none"> ○受付、収納、払い出し場所の設定 ○必要な物資の広報、不要な物資の広報 ○受領証の発行と名簿作成 ■商工・農林水産業関係の応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ○被害把握 ○被害拡大防止 ○事業者の被災の証明 ○緊急融資等 ○相談対応 ■食料・物資の調達・配給 <ul style="list-style-type: none"> ○被災者用食料や生活物資の調達 ○義援物資に関する広報 ○倉庫の確保や物流事業者との連携 ■その他本部長の命ずる応急対策 <p>〔原子力災害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林畜水産物、加工品のモニタリング、採取・摂取制限の総括 ・農産物のモニタリング、採取・摂取制限 ・畜産物のモニタリング、採取・摂取制限

	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物のモニタリング、採取・摂取制限
住宅水道課	<p>担当タスクフォース</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎食料・物資供給対策 T F (主担当) ○広域受援対策 T F (副担当) ・巡視・警戒 T F ・避難対策 T F <ul style="list-style-type: none"> ■避難者の救護及び避難誘導 ■仮設トイレの確保 <ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの確保・設置・維持管理 ○し尿処理対策 ■応急給水の実施〔下水道係〕 <ul style="list-style-type: none"> ○災害地における飲料水の供給 ○応急給水に関する応援要請、受入調整 ■水道、下水道施設の被害調査・復旧〔下水道係〕 <ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の被害調査及びその応急復旧対策 ○下水道施設等の被害調査及びその応急復旧対策 ○水道被害調査、災害査定のための応援要請・受入 ○下水道被害調査、災害査定のための応援要請・受入 ■ライフライン復旧情報の収集・広報 <ul style="list-style-type: none"> ○復旧事業者との連絡調整 ○復旧情報の広報 ■住宅再建相談等 <ul style="list-style-type: none"> ○住宅再建相談窓口の設置、運営 ■その他本部長の命ずる応急対策 <p>[原子力災害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する緊急時モニタリングへの協力 ・モニタリングの総括 ・モニタリング結果の収集 ・モニタリングポストの動作状況確認 ・水の放射性物質に関する検査
	<p>担当タスクフォース</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ライフライン対策 T F (主担当) ○巡視・警戒 T F (副担当) ・家屋被害対策 T F
まちづくり整備課	<ul style="list-style-type: none"> ■避難者の救護及び避難誘導 ■気象通報及び雨量、水位等の收受、収集 ■被害概要の把握と二次災害の防止措置 <ul style="list-style-type: none"> ○町内の巡視・警戒 ○避難指示区域立入者への注意喚起 ○被害概況調査

	<ul style="list-style-type: none"> ■公共土木施設等の被害概要の把握と二次災害の防止措置 <ul style="list-style-type: none"> ○交通不能個所の調査及び通行路線の決定 ○公共土木施設の被害調査及びその応急対策〔建設係〕 ○農林業施設の被害の調査及びその応急復旧対策 ○治山施設の被害調査及びその応急復旧対策 ○被害調査、災害査定のための応援要請・受入 ○帰還困難区域でのパトロール実施 ■住宅被害調査 ■応急住宅の確保、入居者選定 ■被災家屋による二次災害防止等 <ul style="list-style-type: none"> ○応急危険度判定 ○被災宅地の危険度判定 ■その他本部長の命ずる応急対策 <p>〔原子力災害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の把握 ・通行可能道路の把握、道路被災箇所の応急措置 ・広域避難における避難用車両、運転手の調達 <p>担当タスクフォース ◎巡視・警戒TF（主担当）</p> <p style="padding-left: 100px;">○相談・申請受付対策TF（副担当）</p> <p style="padding-left: 100px;">○家屋被害対策TF（副担当）</p>
健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> ■避難者の救護及び避難誘導 ■避難者（在宅、車中泊含む）の健康被害防止対策 ■防疫・衛生対策 <ul style="list-style-type: none"> ○避難所での衛生対策 ○浸水箇所の消毒 ■医療対策 <ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置 ○医療施設の被害状況の把握及び医療機関との連絡調整 ○医療支援の受入・調整 ○日赤救護班との連絡調整 ■その他本部長の命ずる応急対策 <p>〔原子力災害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の事前配備・更新、災害時の服用関連 ・県が実施する緊急被ばく医療、スクリーニングへの協力 ・防災活動従事者、避難者の線量管理 <p>担当タスクフォース ○要配慮者対策TF（副担当）</p>

	<p>○避難対策TF（副担当） ・食料・物資供給対策TF</p>
浪江診療所	<ul style="list-style-type: none"> ■被災傷病者の医療措置 ■応急医療品等の確保 ■避難所・福祉避難所の巡回、診察 ■外部からの専門的支援者・団体との調整 ■診療所の被害調査及びその応急復旧 ■その他本部長の命ずる応急対策 <p>〔原子力災害〕※健康保険課と連携して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の事前配備・更新、災害時の服用関連 ・県が実施する緊急被ばく医療、スクリーニングへの協力 ・防災活動従事者、避難者の線量管理
介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ■避難所、在宅、福祉避難所等における要配慮者対策 ■ボランティアとの連携〔福祉係〕 <ul style="list-style-type: none"> ○浪江町赤十字奉仕団への協力要請 ○社会福祉協議会によるボランティアセンターの立上げ支援 ○ボランティア団体との連絡調整支援 ○ボランティア活動の支援 ■社会福祉施設等の被害調査及び応急復旧対策〔福祉係〕 ■義援金の配分、見舞金の支給等〔福祉係〕 <ul style="list-style-type: none"> ○義援金の申請受付・配分 ○県・町見舞金の申請受付・配分 ■被災者の援護対策〔福祉係〕 <ul style="list-style-type: none"> ○災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 (災害関連死の認定を含む) ○災害援護資金（災害弔慰金法）の貸付 ○生活福祉資金の貸付 ○被災者生活再建支援金の申請受付 ■福祉避難所の設置等〔介護係〕 <ul style="list-style-type: none"> ○避難所における福祉避難室の設置 ○福祉避難所の設置 ○緊急入所の措置 ■要配慮者用の食料、資器材等の調達〔介護係〕 ■要配慮者、避難行動要支援者等安否確認〔包括支援係〕 <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者名簿の定期的更新と関係機関での共有 ○消防、警察、介護事業者等と連携した情報共有、安否確認の実施

	<p>○在宅の要配慮者への対処</p> <p>■避難者の救護及び避難誘導</p> <p>■その他本部長の命ずる応急対策</p> <hr/> <p>担当タスクフォース</p> <p>◎要配慮者対策TF（主担当）</p> <p>○ボランティア対策TF（副担当）</p> <p>○義援金対策TF（副担当）</p> <p>・避難対策TF</p> <p>・相談・申請受付対策TF</p>
<p>二本松 事務所</p>	<p>■住民の安否確認</p> <p>○安否問合せへの対応、取りまとめ</p> <p>○行方不明者の確認対応（警察への問合せ確認等）</p> <p>■町外避難者への対応</p> <p>○避難行動要支援者の避難状況、安否確認</p> <p>○本部への状況報告</p> <p>○本部への応援職員の派遣要請</p> <p>○避難先自治体との連絡調整</p> <p>■仮設庁舎の維持等〔総合窓口課〕</p> <p>■交代要員の派遣（各出張所を除く）</p> <p>■広域応援に関する調整</p> <p>■その他本部長の命ずる応急対策</p> <p>〔原子力災害〕</p> <p>・避難者受入れ等に係る避難先自治体との連絡調整</p>
<p>仮設津島 診療所</p>	<p>■町外避難者への医療措置</p> <p>■応急医療品等の確保</p> <p>■浪江診療所への交代要員の派遣</p> <p>■外部からの専門的支援者・団体との調整</p> <p>■診療所の被害調査及びその応急復旧</p> <p>■その他本部長の命ずる応急対策</p> <p>〔原子力災害〕 ※健康保険課と連携して実施</p> <p>・安定ヨウ素剤の事前配備・更新、災害時の服用関連</p> <p>・県が実施する緊急被ばく医療、スクリーニングへの協力</p> <p>・防災活動従事者、避難者の線量管理</p>

<p>教育委員会 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■避難指示及び避難場所、状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難の指示に関する状況の把握 ○避難勧告等に関する避難所の設置及び収容並びに状況把握 ○避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整（避難者数の把握等） ■避難所（町内）の開設・運営・閉鎖 <ul style="list-style-type: none"> ○避難者の受入れおよび避難状況の把握 ○避難者名簿の管理 ○福祉避難所の連絡調整 ■児童生徒の安否確認、保護 <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒避難誘導、家族への引き渡し ○スクールバス等の手配 ■所管施設等の応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の二次災害防止 ○被害調査及びその応急復旧対策 ■避難所設置・運営、避難者情報の把握、報告 <ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の避難所開設 ○避難者の救護及び避難誘導 ○避難所の避難収容者の状況把握 ○避難所の環境改善（ペット飼育スペース等の確保含む） ■応急教育、心身のケア等 <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会に関する情報の発令・伝達 ○教職員の動員 ○応急教育及び心身のケア対策 ○被災児童生徒に対する学用品等の支給 ■文化財の保護 <ul style="list-style-type: none"> ○文化財の被害把握、保護 ■その他本部長の命ずる応急対策
	<p>担当タスクフォース</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎避難対策 T F（副担当） ○食料・物資供給対策 T F（副担当） ・要配慮者対策 T F
<p>出納室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■避難者の救護及び避難誘導 ■経費・経理関連 <ul style="list-style-type: none"> ○災害応急対策に要する経費の支払及び経理 ○災害救助基金の出納 ■義援金の受付 <ul style="list-style-type: none"> ○口座開設 ○受領証の発行、寄付者の名簿管理

	○義援金受付の広報 ■その他本部長の命ずる応急対策
	担当タスクフォース ◎義援金対策TF（主担当）
議会事務局	■町議会との連絡調整 ○議員の安否確認 ○議会の開催に関する調整 ○視察等への対応に関する総務課への協力 ■その他本部長の命ずる応急対策
	担当タスクフォース ・本部付TF

7 災害対策本部会議の開催

適切な応急活動を実施するため、人員の配置、応急対策の実施順位、基本方針等を協議、決定する組織として、災害対策本部のもとに災害対策本部会議を設置する。災害対策本部会議の構成は、本部長、副本部長、本部員、その他必要な人員とする。

災害対策本部会議の開催については、被害の状況、必要性等をふまえ、本部長が決定する。

8 災害対策本部の連絡・調整

災害対策本部における決定事項の伝達、各課からの情報の整理を行うため、定められた者は、本部連絡員として、災害対策本部室に詰める。また、特に必要がある場合、各課から本部連絡員を派遣する。

また、県の現地災害対策本部が設置された場合、町、県、防災関係機関との情報の共有化を図るため、必要に応じて相互に職員を派遣する。

9 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険がなくなった場合、又は災害発生後における応急措置が概ね完了した場合、災害対策本部を解散する。災害対策本部解散の通知は、設置の通知に準じて処理する。

第3節 通信の確保

対策の方針

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災直後	第1 通信手段の確保	企画財政課、総務課、広報対策TF

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 町、県及び関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。
- (2) 町、県及び防災機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、県総合情報通信ネットワーク及び防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (4) 町、県及び防災機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認のうえ対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。
- (5) 情報通信手段が制約される場合、町は、上記のうち使用可能な手段が確認され次第、県及び関係機関に対し、当該手段で連絡するものとする。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

(1) 非常無線通信の利用

町、県及び関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、警察、JR東日本（株）、東北電力（株）等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

(2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力をを行う。

4 現地災害対策本部が設置された場合の措置

町は、現地災害対策本部を設置した場合、必要に応じて東日本電信電話（株）福島支店に臨時電話（携帯電話を含む。）の設置を依頼するとともに、加入電話等が使用不能になったときは、衛星携帯電話及び県総合情報通信ネットワークの衛星可搬局により通信を行う。

第4節 災害情報の収集・伝達

対策の方針

町内での地震発生あるいは津波災害が予想されるとき、関係情報を迅速かつ確実に伝達する。また、町内で災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災直後	第1 地震・津波情報の収集・伝達	まちづくり整備課、住宅水道課、産業振興課、総務課、巡視・警戒T
	第2 被害状況等の収集、報告	全課、町長が設置を判断したタスクフォース
発災から12時間以内	第3 避難、生活支援、 応急復旧の状況把握	全課、町長が設置を判断したタスクフォース
	第4 県・国への報告	
発災から1日以内	第5 災害対応の記録	総務課、本部付TF

第1 地震・津波情報の収集・伝達

1 地震情報の伝達

(1) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の

	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 	<p>地域名と市町村名を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表。</p>
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要旨を更新した場合や地震が多発した場合等 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p>

(2) 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

- ① 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- ② 福島県に津波警報等を発表したとき。
- ③ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- ④ 特に発表が必要と認めた場合。

(3) その他

福島地方気象台は、福島県に津波警報等を発表したときや福島県内で震度4以上の揺れを観測したとき等に防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表する。

(4) 地震情報等の受理伝達

町は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示の必要な措置を行う。

2 津波警報等の伝達

(1) 津波警報等の種類と内容

気象庁は、地震が発生したときは、地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報とともに発表すると予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動	発表する勧告・指示
			数値での発表	定性的表現での発表		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる	避難指示 (緊急)
		5m<高さ≤10m	10m			
		3m<高さ≤5m	5m			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	人は、直ちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	避難勧告
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のお	0.2m≤高さ≤1mm	1m	(表記しない)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上り、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なの	

	それがあ る場 合				で行わない。 注意報が解除さ れるまで海に入 ったり海岸に近 づいたりしない。	
--	-----------------	--	--	--	---	--

注) 1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波に関する予報及び情報

① 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ際の作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表。

② 津波情報

津波警報、注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等をお知らせする。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表。
	各地の満潮時刻・津波到達予	主な地点の満潮時刻・津波の到達

	想時刻に関する情報	予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	沿岸で津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。

(3) 津波警報等の伝達受理

- ① 町は勤務時間外においても、県総合情報通信ネットワーク等により伝達される情報が、担当課長へ迅速・確実に伝達されるよう、連絡体制を定めておく。
- ② 情報の伝達を受けたときは、関係課に周知徹底できるようあらかじめ情報の内部伝達組織を整備しておくとともに、速やかに住民その他関係のある団体に周知徹底させる。
 なお、定められた伝達ルート以外で津波警報等を覚知したときも直ちに住民に伝達できるようにあらかじめ体制を整えておくことが重要である。
- ③ 大津波警報（特別警報）の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。
- ④ 津波警報等及び情報の受理後は、ラジオ、テレビの報道に特に注意をするとともに、的確な情報の把握に努める。

第2 被害状況等の収集、報告

1 緊急初動期における被害状況の収集・把握

町及び関係機関は、災害が発生した場合、直ちに町の被害状況について調査を行う。

特に、大規模な災害が発生した時、又は発生が予想される時は、船艇、車両等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害報告の収集は、災害発生初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

2 緊急初動期以降の被害状況の収集・把握

緊急初動期以降の情報収集は、各課がそれぞれに行うものとし、所管する施設等の被害状況を収集・把握し、速やかに災害対策本部へ報告する。

なお、自己の課に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに災害対策本部へ報告する。

3 被害状況の集約・整理

(1) 被害状況の集約

町は、各課及び関係機関から報告を受けた被害状況を集約する。

(2) 被害状況の整理

町は、集約した状況を常に整理し、各課や関係機関に速やかに伝達又は提供できるよう準備する。

第3 避難、生活支援、応急復旧の状況把握

町は、被災者の安全と生活の確保を図るために、避難時の状況把握と住民の生活状況及び生活支援の状況並びに応急復旧の状況把握を行い、災害後の段階に応じた適切な対策を行う。

1 指定避難所の状況等把握

町は、指定避難所の状況等について、関係各課や施設管理者等を通じて把握する。

2 被災者への生活支援等状況把握

町は、被災者への生活支援等の状況について、関係各課を通じて把握する。また、関係各課から伝達された生活支援に関する情報を、情報掲示板、臨時広報紙を通じて各指定避難所に広報する。

3 応急復旧状況等の把握

被災した施設については、施設を所管する関係各課が被災状況を把握するものとし、水道、下水道、電気、ガス、電話、鉄道、バス等の生活に密着したライフライン施設については、毎日その復旧状況を把握し、災害対策本部に報告する。災害対策本部は、適切な広報手段により住民に対する広報を行うものとする。

第4 県・国への報告

1 報告の方法等

町は、各課から報告を受けた被害情報、生活支援情報、応急復旧状況等について定期的にとりまとめる。とりまとめた情報は、直ちに、災害対策本部、県、関係機関等に報告する。

(1) 県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システ

ム」により行うことを基本とする。

- (2) 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。
- (3) なお、いずれの場合においても県への報告ができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行い、事後に県に報告するものとする。

2 報告の内容と種類

町は、次の種類の報告を県に行う。

- (1) 概況報告
被害発生後直ちに報告する。
- (2) 中間報告
被害状況を掌握した範囲でその都度行う。報告においては、集計日時を明記する。
- (3) 確定報告
被害の状況が確定した段階で行う。

第5 災害対応の記録

1 対応経過（クロノロジー）の作成

災害時の対応を円滑に行うとともに、災害対応を検証改善し次に起こる災害に備えるために、災害情報や災害対策本部等の対応等を体系的に記録する。

2 災害写真の撮影の収集及び記録

町は、各現場において災害写真の撮影を行い、収集した各記録をとりまとめる。また、民間の事業者等に写真の撮影、記録の協力を得られるよう、協定の締結等を図る。

第5節 広報・広聴活動

対策の方針

災害時において、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災直後	第1 災害広報活動 第2 報道機関への情報提供	総務課、企画財政課、まちづくり整備課、住民課、広報対策TF
発災から12時間以内	第3 住民相談窓口の設置	復興推進課、総務課、住民課、広報対策TF

第1 災害広報活動

1 災害後の段階に応じた広報活動

町は、各課からの情報を受理し、災害情報、復旧情報、生活支援情報等の住民向けの広報活動を実施する。また、災害直後等における住民、報道機関等からの問い合わせ等の電話について対応する。

2 広報活動の方法等

町は、所管区域内の関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線や、広報車、臨時広報紙の発行、ホームページ、SNS、携帯電話への緊急情報等メールサービス、テレビ・ラジオ等により広報活動を行う。

3 広報内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 地域の避難に関する情報
 - ① 避難の勧告に関すること
 - ② 指定避難所に関すること
 - ③ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ① 救護所の開設に関すること
 - ② 交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ③ 電気、水道の復旧に関すること
- (4) 安否情報、義援物資の取り扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）

- ① 給水及び給食に関すること
- ② 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること
- ③ 防疫に関すること
- ④ 住民相談窓口の開設に関すること
- ⑤ 被災者への支援策に関すること

第2 報道機関への情報提供

町は、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供し、報道を要請する。

1 災害情報の報道依頼

町は、各課からの災害情報を取りまとめ、報道機関へ情報を提供し、報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等による報道の必要性が高いと判断されるものについては、県を通じて報道機関に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

災害情報の提供は、Lアラートの活用による情報提供及びプレスルーム（記者クラブ室）における情報提供とする。

情報提供の主な項目については、以下のとおりとする。

- (1) 被害情報に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 応急対策活動に関すること
- (4) 安否情報、救援物資の取り扱いに関すること
- (5) ボランティア受入れ体制に関すること
- (6) その他住民に必要な情報

第3 住民相談窓口の設置

町は、災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、電話での相談受付と住民相談窓口を開設し、積極的な広聴活動・相談活動を実施する。

1 緊急初動時における電話の対応

(1) 専用電話窓口の設置

災害発生直後の緊急初動時において、住民からの問い合わせ、救急救助等の要請が予想されるため、代表電話にかかる電話について対応する。

(2) 対応策等

- ① 救急救助等の緊急に対応を必要とする事項については、電話窓口で状況を把握し、消防団及び消防本部、浪江消防署、関係機関等に連絡し対応する。
- ② 被害情報等に関する問い合わせは、あらかじめ担当する各課から情報

を入手し、対応する。

- ③ 被害情報等の通報については、直ちに関係各課に連絡する。

2 住民相談窓口の設置と対応

(1) 住民相談窓口の設置

- ① 町は、住民相談窓口を設置し、住民相談、電話相談等に対応する。
- ② 住民相談窓口は、町役場に設置する。
- ③ 災害の規模等に応じて、指定避難所等に巡回相談窓口を設置する。
- ④ 住民相談窓口等に要配慮者が来訪した場合は、担当する各課に連絡し、対応する。
- ⑤ 住民相談窓口の設置は、速やかに広報する。

(2) 相談事項・要望事項等への対応

町は、聴取した相談内容・苦情等を記録し、関係各課に連絡する。関係各課は早期解決に努力する。

第6節 行政機関への応援要請

対策の方針

大規模な被害により、町、関係機関だけでは対応が不十分となる場合は、県、他の市町村等に応援を要請し、円滑な応急対策を実施する。また、必要に応じて民間事業者、公共的団体、自発的な防災組織等へも協力を要請する。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災から1日後まで	第1 県等への応援要請 第2 他市区町村等への応援要請 第3 派遣職員等の受入れ	総務課、産業振興課、広域受援対策TF
発災から3日後まで	第4 公共的団体、民間等との協力	

第1 県等への応援要請

1 応援の要請

本部長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能移転対策を含む。）を実施するため、必要があると認めるときは、県に応援（職員の派遣を含む。）若しくは応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

2 応援要請事項

本部長が県に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を要請する機関名
- (3) 応援を要請する職員の職種別人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) その他必要な事項

3 指定地方行政機関等に対する応援のあつせん依頼

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めた場合は、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。応援要請の事項等については、県への要請に準じる。

4 県からの情報連絡員（県リエゾン）の派遣体制

- (1) 町は、災害対策本部を設置する災害が発生した場合、若しくは通信手段途絶等により派遣が必要と認められる場合、県から情報連絡員の派遣を受けるものとする。なお、県災害対策本部長が必要と認めるときは、県災害対策本部から情報連絡員を派遣するものとする。
- (2) 町は、情報連絡員が町内で収集した被害状況や要望事項について共有を図るとともに、県から情報連絡員に伝達された情報の提供を受ける。
- (3) 町は、派遣された情報連絡員が、県災害対策地方本部等と速やかに情報連絡ができるよう、協力するものとする。

第2 他市区町村等への応援要請

1 応援要請事項

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めた場合は、他の市区町村長に対し、応援を求めることができる。その場合の応援の要請手続き及び応援の細部事項については、県の場合に準じて行う。

2 協定に基づく市区町村への応援要請

(1) 応援要請

町は、災害時相互援助協定を締結している市区町村に対し、次の事項について応援要請を行うことができる。

- ① 食料、飲料水及び日用品等の生活必需物資の提供
- ② 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- ③ 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- ④ その他、特に要請があった事項

資料編 10. 応援協定 (1) 災害時における相互応援協定書

(2) 応援要請の方法

要請の方法は、以下の事項について、相互応援協定を結ぶ市区町村に文書で要請するか、その他の被災市区町村以外の市区町村に直接文書で要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、事後において要請文書を提出するものとする。

- ① 被害の状況及び要請事由
- ② 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- ③ 派遣を要請する職員の職種及び人員
- ④ 応援の場所及び経路
- ⑤ 応援を必要とする期間

3 消防に対する応援要請

大規模な災害が発生し、消防団、消防本部、浪江消防署の消防力のみでは、

十分な消火活動が行うことが困難な場合、本部長、消防長、消防団長は、協定締結消防組織に応援を要請する。

第3 派遣職員等の受入れ

町は、応援要請により職員等が派遣された場合は、以下の受入れ体制を確保する。

1 宿泊場所等の確保

応援職員等の宿泊場所及び寝具等を確保するとともに、必要に応じて応急給食等を実施する。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (5) 宿泊施設

2 連絡拠点等の確保と備品等の提供

応援活動が円滑に行われるよう、活動拠点となる場所を提供するとともに、必要に応じて筆記具等の備品や応急活動のために必要な装備及び電話等の通信設備を確保する。

第4 公共的団体、民間等との協力

町は、地域内の公共的団体及び民間の事業者等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう平常時から協力体制の確立に努めるとともに、災害時には、人員、資機材等の確保及び災害応急対策活動への協力を求める。

1 地域団体等への協力要請

災害時には、行政区や、自主防災組織等の地域住民団体、日赤奉仕団、浪江町社会福祉協議会等の協力が欠かせない。

そのため、町は、災害発生後、必要に応じて各団体・組織に対し、以下の事項について協力を求める。

- (1) 発災直後の被災者の救助・救護及び避難誘導
- (2) 指定避難所の管理運営及び指定避難所での生活支援活動
- (3) 被災住宅における火災等の発生防止対策
- (4) 居住者のいない被災住宅（避難等を行っているもの）の防犯対策
- (5) 地域防犯パトロール等
- (6) 廃棄物等の適切な収集管理、地域の清掃等
- (7) 在宅の要配慮者の支援対策
- (8) その他、災害対策本部からの要請事項

第7節 受援計画

対策の方針

災害の発生により大規模な被害を受け、町だけでは対応が不十分の場合は、県、他市町村、関係機関等に支援を要請する。それらの支援を最大限に活かすため、町は、支援の受入体制を整備する。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災から1日後まで	第1 応援要請の手順 第2 人的支援の受入れ 第3 物的支援の受入れ	総務課、産業振興課、広域受援対策TF
災害発生から1週間以内	第4 ボランティアとの連携・受入れ	総務課、産業振興課、介護福祉課、広域受援対策TF、ボランティア対策TF

第1 応援要請の手順

本部長は、災害応急対策又は応急復旧実施のため、県、他市町村、その他関係機関へ応援が必要と判断した場合、各機関へ応援を要請する。なお、応援要請の詳細な方法等については、本章第6節「行政機関への応援要請」に記載する。

第2 人的支援の受入れ

1 受入れの準備

応援職員等の受入れに際し、町は、応援職員等派遣機関と協議し、次のものを準備する。

- (1) 業務に必要な資機材
- (2) 活動拠点
- (3) 要請する業務内容・手順等の整理
- (4) 宿泊場所及び食料等
- (5) その他応援職員等派遣機関と協議して必要と認められたもの

2 応援職員等の受入れ

応援職員の受入れにあたり、町は、応援職員等の受付、業務内容や手順等の説明を行う。

3 受援による業務の実施

応援職員等の業務実施に際し、町は、応援職員等との適切な情報共有や業務

管理、交代・引継ぎ対応などを行う。

4 受援の終了

受援対象業務の終了又は、業務に必要な人員が足りるなど、受援の必要が無くなる見込みとなった場合、町は、応援職員等派遣機関と連絡調整を行い、受援終了の判断を行う。

なお、応援に係る費用の負担に関しては、原則として受援側である町が負担する。

5 応援の申し出への対応

県及び協定等締結機関以外の機関から応援の申し出があった場合、町は、当該機関と協議し、受援の判断等を行う。また、申し出に基づいて応援を受け入れた場合は、通常の実援要請した場合と同様の手順で受援業務を行う。

第3 物的支援の受入れ

災害発生時に物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について、外部からの支援を受け入れる体制を整備する。

1 物資の集積場所

国、県、その他関係機関等からの物資を受け入れ・保管し、さらに避難所等へ配布するため、物資集積場所や輸送拠点を設定する。また、その際は、応急仮設住宅建設予定地や災害廃棄物集積地等と競合しないよう留意する。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (2) 物資集積等候補地

2 物資の流通に係る受援

物資集積場所や輸送拠点等における、物資の荷下ろし、荷さばき、出入庫等当該施設の運営に係る業務及び各避難所等への輸送業務について、その必要があるときは協定を締結した民間事業者の協力を得て実施する。

また、物資集積場所や輸送拠点及び当該施設に係る人員等が不足する場合は、事業者等と物流倉庫の使用や人員補充等について講義する。

第4 ボランティアとの連携・受入れ

町は、ボランティア需要の把握、社会福祉協議会と連携したボランティアセンターの設置、ボランティア団体等との連携、必要に応じてボランティアの呼びかけの広報等を実施する。なお、ボランティアの受入れ等に関する詳細は本章第25節「ボランティアの受入れ」に記載する。

第8節 自衛隊の災害派遣要請

対策の方針

本部長は、災害の規模、被害状況から判断し、人命、財産を保護するため、自衛隊の派遣が必要と認めた場合、県知事に対し、自衛隊の派遣を要請する。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災から6時間以内	第1 派遣要請の判断 第2 派遣要請の手続き等 第3 派遣部隊の受入れ	総務課、企画財政課、議会事務局、本部付TF

第1 派遣要請の判断

本部長は、大規模な災害が発生し、緊急の対応が必要な場合においては、災害の規模、職員の参集状況等を鑑み、迅速に自衛隊の災害派遣の必要性を判断するものとする。

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等
- (3) 行方不明者、負傷者等の搜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路、水路等交通路上の障害物除去
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援（大規模な伝染病等）
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等緊急輸送
- (10) 救援物資の緊急輸送
- (11) 炊飯、給水
- (12) 救援物資の無償貸付又は譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)）
- (13) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
- (14) 予防派遣（災害に際し被害が正に発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合）
- (15) その他、県知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関

係部隊の長と協議して決定する。

第2 派遣要請の手続き等

1 派遣要請の手続き等

自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとする場合は、相双地方振興局長を經由して県知事に次の事項を明記した文書により行う。

(1) 提出及び連絡先

危機管理部危機管理総室(相双地方振興局経由)

(2) 提出部数2部

ただし、緊急の場合は電話等により直接県知事に依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。この場合、合わせて相双地方振興局へ連絡する。

(3) 記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する活動地域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

なお、県知事に前項の要求ができない場合は、本部長は、部隊長に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、本部長は、速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するものとするとともに、速やかにその旨を県知事に通知するものとする。

第3 派遣部隊の受入れ

1 災害派遣部隊の受入れ措置

町は、災害派遣部隊の受入れ及び総合調整を行うものとし、個々の活動については、それぞれの災害応急対策を分担する各課が行うものとする。

2 災害派遣部隊等の権限

災害派遣部隊等は、災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、本部長及び警察官等がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、その旨を直ちに本部長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により災害により危険な事態が生じた場合において、

警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

3 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、町、部隊が相互調整のうえ、その都度決定する。

(1) 県、町の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

(2) 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、機材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第9節 消防活動

対策の方針

大規模な火災が発生又は発生するおそれがある場合は、消防団、消防本部、浪江消防署は、住民の生命、財産を保護するため、迅速に消防活動体制を確立し、消防活動を行う。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災から6時間以内	第1 消防団の活動 第2 住民及び自主防災組織等の活動	浪江町消防団、総務課

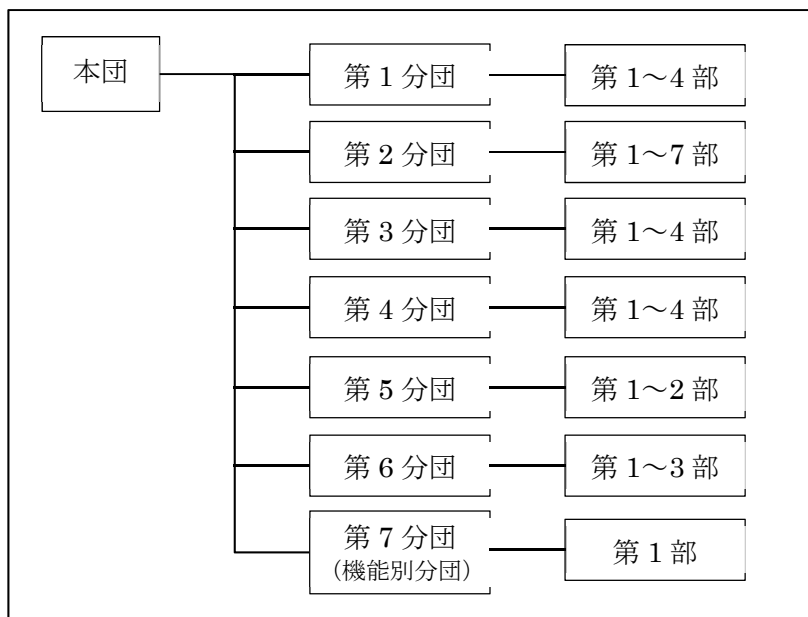
第1 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として各分団においてそれぞれの受け持ち区域の住民に対し出火の防止、初期消火、応急救護等の指導を実施するとともに、火災に対しては現有装備を活用した消防活動を行う。

1 消防団の組織体制と分担地域

浪江町消防団は、第1分団から第7分団で構成されている。災害時には、各分団がそれぞれの受け持ち地域での消防活動並びに救出活動その他の応急対策活動を行うとともに、本部の指示により、他分団の活動の応援を行う。

■町における消防団体制



2 消防活動等

(1) 情報収集活動

各団員は、火災等を発見した場合、消防団、消防本部、浪江消防署に通報する。また、通行障害の状況、救助隊の出動を要請する救助事象の有無についても、同様とし、その他必要な情報の収集・報告を行うとともに消防団は災害対策本部及び消防本部、浪江消防署との連携により情報収集にあたる。

(2) 消火活動

分団が受け持つ区域を優先して出動し消火活動を行うが、主要避難路等確保のための消火活動については、分団単独若しくは他分団や消防本部、浪江消防署と協力して行う。

(3) 消防本部、浪江消防署への応援

消防本部、浪江消防署の消火活動や道路障害物の排除等の応援を行う。

(4) 応急救護

担架及び傷病等保護用資器材並びに救助・救急資器材等を確保し、要救助者の救出と負傷者に対する応急救護措置を行い、医療救護所又は安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難誘導

避難勧告・避難指示（緊急）等が出された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、関係機関との連絡を取りながら住民を安全に避難させる。また、指定避難所や避難場所の防御活動を行う。

第2 住民及び自主防災組織等の活動

住民、自主防災組織、事業所及び事業所の自衛消防組織等は、火災発生後又は火災の発生のおそれがある場合は、直ちに火災防止のために必要な措置を講じるとともに、出火を発見した場合は、相互に協力して初期消火に努めるものとする。また、消防団、消防本部、浪江消防署による消火活動に協力する。

1 住民及び自主防災組織の活動

(1) 初期消火の実施

住民及び自主防災組織は、出火した場合は初期消火に努めるとともに、直ちに消防団、消防本部、浪江消防署に通報する。

(2) 救助・救護

住民及び自主防災組織は、火災等による被災者の救助・救護に努める。

(3) 消防活動への協力

住民及び自主防災組織は、消防団、消防本部、浪江消防署の指示に従い、消防活動に協力する。

2 事業所の活動

(1) 初期消火の実施

各事業所の自衛消防組織及び従業員等は、出火初期における初期消火に努

めるとともに、直ちに消防団、消防本部、浪江消防署に通報する。

(2) 消防活動への協力

各事業所の自衛消防組織は、消防団、消防本部、浪江消防署の指示に従い、消防活動に協力する。

第10節 救助・救急

対策の方針

大規模な災害時には、多数の救助・救急事象が発生するおそれがある。そのため、消防団、消防本部、浪江消防署及び双葉警察署は、人命の救助を基本として被災者の救助活動を迅速かつ適切に行うものとする。また、被災者が多数生じた場合は、消防団、消防本部、浪江消防署及び双葉警察署による対応が遅れる場合も想定されるため、住民及び自主防災組織は、発災後直ちに地域内の被災状況を把握し、協力して救助活動を行うものとする。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災直後	第1 救助班の編成と 救助活動 第2 消防団、消防 本部の活動 第3 自主防災組織、 事業所等の活動	浪江町消防団、総務課
発災から1日後まで	第4 県への報告及び 帳簿類の整備	浪江町消防団、総務課、企 画財政課

第1 救助班の編成と救助活動

1 救助班の編成

救助・救急事象が多発し、消防団、消防本部、浪江消防署だけでは対応が困難と想定される場合は、町は、自主防災組織等を中心として救助班を編成し、人員及び救助器具等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

救助班の救助活動においては、消防団、消防本部、浪江消防署及び双葉警察署と密接に連携し、その指揮下により活動を行うものとする。

2 応援の要請

町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

また、大規模な災害が発生し、消防団、消防本部、浪江消防署のみでの救助・救急活動が困難である場合は、応援協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。また、必要に応じて、本部長（町長）は県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時におけ

る広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

町は、県に対し救助活動の実施を要請するに当たり、次の事項を示す。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資器材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

第2 消防団、消防本部、浪江消防署の活動

消防団、消防本部、浪江消防署は、救助隊及び救急隊を編成し、救助・救急活動にあたる。

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救助・救急活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に、効果的な救助・救急活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

第3 自主防災組織、事業所等の活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。

- (1) 居住地域内・組織内の被害の状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助用資器材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、災害対策本部、消防団、消防本部、浪江消防署又は双葉警察署に連絡し早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り災害対策本部、消防団、消防本部、浪江消防署又は双葉警察署と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

第4 県への報告及び帳簿類の整備

消防団、消防本部、浪江消防署は、被災者の救出状況について、町に報告する。
情報提供を受けた町は、県に報告するものとする。

第11節 医療（助産）救護活動

対策の方針

大規模な災害によって、多くの傷病者が発生した場合、又は医療機関が被災し機能停止になった場合等において、要救護者に応急的に医療を施し又は助産の措置を確保し、その保護を図るものとする。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災直後	第1 活動体制の確立	健康保険課、浪江診療所、浪江町消防団、総務課
	第2 傷病者等の搬送	健康保険課、浪江診療所、浪江町消防団、総務課、企画財政課
発災から12時間以内	第3 医薬品等の確保	健康保険課、浪江診療所、浪江町消防団、総務課

第1 活動体制の確立

1 応急医療需要等の把握

町は、各医療機関に対する調査により被災者の来訪状況を把握するとともに、消防団、消防本部、浪江消防署及び双葉警察署から被災者の発生状況に関する情報を入手し、医療を必要とする状態にある負傷者数の概数や負傷状況等医療に関する情報を迅速に把握する。また、町内の医療機関の被害状況、医療可能病院を把握する。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (1) 町内医療機関一覧

2 医療救護体制の確立

町は、災害時の医療活動について、「福島県災害救急医療マニュアル」に基づき、被災状況に応じて速やかに医療救護班を編成し、活動体制を確立する。

3 救護所の設置

町は、必要に応じて、指定避難所等に救護所を設置し、医療活動の円滑化に努める。

救護所の設置にあたっては、関係各課、指定避難所の責任者、町内医療機関、医師会、医療救護班等の医療関係者と連携のもと行い、救護所を設置した旨を関係機関、各課、住民に伝達する。

第2 傷病者等の搬送

1 傷病者搬送の手順

町、医療機関、医師会及び医療救護班は、町内で対応できない負傷者を県等との連携により、町外、県外の受入れ可能な病院に搬送する。搬送は、原則として、救急車をはじめとする自動車により行うが、必要に応じて、ヘリコプターによる搬送等、最善の方法により搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

町及び県は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保等特別な配慮を行う。

第3 医薬品等の確保

- 1 町は、備蓄医薬品や協定を締結している民間事業者・団体からの支援等の活用を図るとともに、町内医療機関、薬剤師会の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材等を調達・確保する。
- 2 それでもなお、医薬品が不足する場合は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル(平成27年9月改訂)」により、県に対して供給の要請を行う。
- 3 医薬品等の受入れ、一時保管場所は、浪江診療所とする。

資料編 9. 備蓄・調達関連 (1) 医薬品取扱い業者一覧及び調達品一覧

第12節 避難等

対策の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の安全確保を図るために、状況に応じて避難勧告・指示、屋内での退避等安全確保措置の指示（以降「避難等」とする。）を行うものとする。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
災害対応が必要と見込まれるとき	第1 避難等の伝達	総務課、企画財政課、教育委員会事務局、健康保険課、介護福祉課、産業振興課、議会事務局、浪江町消防団、本部付TF、避難対策TF
発災から6時間以内	第2 避難の誘導 第4 避難行動要支援者等対策	教育委員会事務局、健康保険課、介護福祉課、産業振興課、浪江診療所、浪江町消防団、総務課、避難対策TF、要配慮者対策TF
発災から1日後まで	第6 安否情報の提供等	総務課、企画財政課、住民課、二本松事務所
発災から3日後まで	第3 警戒区域の設定 第5 広域的な避難対策	総務課、企画財政課、議会事務局、本部付TF

第1 避難等の伝達

本部長（町長）は、津波による浸水、地震災害による家屋の倒壊、地盤災害等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難の勧告、指示及び屋内での待避等安全確保措置の指示を行う。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難等の伝達の実施責任者は次のとおりであるが、避難等の伝達を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。

また、要配慮者が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、住民に対しても、早期に避難を指示するとともに、避難等の伝達等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

■避難の勧告・指示の実施責任者

<避難の勧告>

実施責任者	措置	実施の基準
町長 (災対法第60条)	一般住民、要配慮者等に対する避難行動の開始	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
県知事 (災対法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

<避難の指示、屋内での退避等の安全確保措置の指示等>

実施責任者	措置	実施の基準
町長 (災対法第60条)	立退き及び立退き先の指示屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
県知事 (災対法第60条)	立退き及び立退き先の指示屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
県知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
県知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第29条)	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
警察官 (災対法第61条)	立退き及び立退き先の指示屋内での待避等の安全確保措置の指示	町長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。

警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
海上保安官 (災対法第61条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	町長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

2 避難の伝達内容

本部長（町長）等避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難等の指示の伝達方法

(1) 避難等の伝達方法

住民に対する避難等の伝達は、防災行政無線や、広報車、ホームページ、SNS、携帯電話への緊急情報等メールサービス、テレビ・ラジオ、報道機関への要請、在宅の要配慮者に対する直接電話及び自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報を住民に伝達する。

(2) 要配慮者等に対する伝達方法

① 施設等の入所者に対する広報

社会福祉施設、医療施設等の入所者に対する避難等の伝達は、施設管理者に対し電話等で行うものとする。電話が不通の場合は、直接施設に職員を派遣し伝達する。

避難方法等については、各施設であらかじめ定めている避難計画等に沿って行うものとする。

② 在宅の要配慮者に対する広報

高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯等、避難等の広報を十分に認知できないと想定される世帯については、あらかじめ作成している避難行動要支援者名簿に基づき、消防団、自主防災組織等の協力を得て、戸別に訪問し、避難等の内容を伝えるものとする。併せて、避難誘導を行う。

③ 外国人に対する広報

テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、多言語での避難等の報道を行うよう、県を通じて要請するものとする。

4 避難措置の周知等

(1) 県知事への報告

町長は、避難のための立退きの勧告及び指示、立退き先の指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を県知事に報告する。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ① 避難勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の発令有無
- ② 避難勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の発令時刻
- ③ 避難対象地域
- ④ 避難場所及び避難経路
- ⑤ 避難責任者
- ⑥ 避難世帯数、人員
- ⑦ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難及び屋内での待避等の安全確保措置の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を県知事に報告する。

(2) 住民への周知

町は、避難の勧告、指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

第2 避難の誘導

避難勧告・指示を行った場合は、避難時における安全を確保するため、関係機関との連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、誘導等の必要な措置を講じる。

1 避難方法

- (1) 津波警報等で災害の発生のおそれがある場合には、住民は自主避難を基本とし、自主防災組織を中心に、平常時から自主避難について徹底するものとする。
- (2) 本部長（町長）等が避難勧告・指示を行った場合は、消防団は自主防災組織と協力して避難誘導する。
- (3) 本部長（町長）等が屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合は、

屋外に出ず、自宅で待機、屋外にいる住民等は自宅に戻る。

また、一時滞在者は近くの公共施設に退避する。

- (4) 災害発生後の避難は、自主避難を中心とし、消防団及び自主防災組織等は要配慮者や避難に取り残されたものの避難誘導を行うものとする。

2 避難誘導の方法

(1) 避難時における携行品等

住民は、避難時には必要最小限度の携行品を携行するものとし、日常的な防災活動において周知徹底するとともに、避難時にあつては消防団及び自主防災組織は概ね以下の携行品の持ち出しを住民に伝達する。

- ① 3日分程度の飲料水及び食料
- ② 貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）
- ③ 下着類1組
- ④ 雨具又は防寒具
- ⑤ 最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等

(2) 集団避難における避難誘導の留意事項

- ① 集団避難における避難誘導は、消防団及び自主防災組織が行うものとする。
- ② 消防団及び自主防災組織は、避難経路については、事前に十分確認をし、ルートを選定しておくものとするが、災害の状況に応じて、十分な安全確認のうえ避難経路を適宜選定するものとする。
- ③ 避難誘導にあつては、消防団員又は自主防災組織員により避難経路の安全を確認し、避難経路上の主要な地点に、誘導要員を配置するものとする。

また、避難者は隊列を組んで集団避難するものとし、先頭及び最後尾に消防団員又は自主防災組織員を配置し、交通安全等に十分留意しながら、指定避難所又は指定緊急避難場所に誘導するものとする。

資料編 7. 避難関連 (1) 指定緊急避難場所一覧

資料編 7. 避難関連 (2) 指定避難所一覧

- ④ 避難誘導にあつては、要配慮者の安全確保を重視する。
 - (ア) 高齢者・障がい者等で在宅の要配慮者については、家族及び自主防災組織が協力して、要配慮者の避難を行うものとする。
 - (イ) 言葉のわからない外国人については、消防団及び自主防災組織は、あらかじめ用意している避難用のパンフレットを手渡す等、円滑な避難誘導を行う。

(3) 施設等における避難

学校、幼稚園、保育園、病院、事業所及びその他多数の人が集まる場所に

においては、施設の管理者等が避難誘導を実施する。

① 学校等での避難

小中学校、幼稚園及び保育園等においては、あらかじめ保護者との間で定めたルールに基づき、教職員による児童・生徒等の避難誘導を行うものとする。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (6) 学校・保育園・幼稚園

② 病院及び老人ホーム等の要配慮者の入所施設等における避難

病院及び老人ホーム等の入所施設等の施設管理者は、避難時において避難計画で定めた要員以上に人手を必要とする場合は、災害対策本部に応援を求めるものとする。避難誘導の応援要請を受けた災害対策本部は、消防団等に避難誘導の支援を指示するものとする。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (1) 町内医療機関一覧

(4) 行政区や自主防災組織等の避難誘導要請

本部長（町長）は、行政区、自主防災組織から避難誘導を要請された場合は、双葉警察署と協力し、消防団に避難誘導を指示する。

(5) 避難状況の把握

町は、避難対象世帯について避難対象世帯員名簿を作成するとともに、各世帯における避難状況の把握を確実にを行うものとする。

第3 警戒区域の設定

本部長（町長）等は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 警戒区域の設定

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

■警戒区域の設定権者区分

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき。	災対法第63条
警察官 海上保安官	災害全般	同上の場合において、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	〃

自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられ、同上の場合において警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	〃 自衛隊法令第 94 条
消防吏員 又は 消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定する。	消防法第28条 〃 第 36 条
県知事	災害全般	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。	災対法第73条

■警戒区域設定の時期と範囲等

設定時期	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域設定は、災害がより急迫しており、人的、物的に大きな被害を招くことが予想される場合にとられる措置であるから、時期を失することのないよう迅速に実施する。 ・災害の種別によっては、円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
設定範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域の設定範囲は、災害現場の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。 ・警戒区域の設定は、住民等の行動を制限するものであるから不必要な範囲にまで設定することのないように留意する。
伝達方法	避難勧告、指示の伝達方法を準用する。

2 指定行政機関等による助言

町長は、警戒区域を設定しようとする場合、県、福島地方気象台、東北地方整備局福島河川国道事務所等に対し助言を求める。この場合、助言を求められた県及び関係機関等は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 規制の実施

- (1) 警戒区域の設定については、双葉警察署等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 町長は、警戒区域を設定した場合、双葉警察署長に協力を要請して警戒区域から関係者以外の退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 消防団は、双葉警察署、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。
- (4) 警戒区域を設定した場合は、遅滞なく住民及び関係機関に周知する。

第 4 避難行動要支援者等対策

1 情報伝達体制

- (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (4) 社会福祉施設一覧

(2) 在宅者対策

町等は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達に当たり、聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

(4) 外国人に対する対策

町及び県は、報道機関等を通じ多言語で避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難場所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導にあたっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。さらに老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

町は、消防機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、避難場所に誘導する。避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

第5 広域的な避難対策

1 県の役割

県は、大規模災害により町が町域を超えた広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、町からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入れが可能な市町村を調査、選定し、町と受入先市町村との調整を行う。

2 町の役割

町は、広域避難の際、地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住

民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

3 他市町村から受入れ

町は、他市町村の広域避難を受け入れる場合は、被災市町村と協力して避難所の開設や避難所の運営を行う。

第6 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

町又は県は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ① 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- ② 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ③ 照会をする理由
- ④ ①に係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ① 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ② 被災者の親族(①以外)又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ③ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町又は県は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第13節 避難所の開設・管理

対策の方針

津波警報等により災害のおそれのある場合、災害による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする場合、避難勧告・指示及び屋内での待避等安全確保措置の指示により住民の避難が行われる場合は、住民を臨時に受け入れる指定避難所を開設し、住民生活の維持を支援する。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災直後	第1 指定避難所の開設	教育委員会事務局、健康保険課、介護福祉課、産業振興課、総務課、企画財政課、議会事務局、浪江町消防団、避難対策TF、本部付TF
	第2 避難所の管理運営	教育委員会事務局、健康保険課、介護福祉課、産業振興課、総務課、浪江町消防団、避難対策TF
災害発生から1週間以内	第3 避難所の集約・閉鎖	教育委員会事務局、健康保険課、介護福祉課、産業振興課、総務課、浪江町消防団、避難対策TF

第1 指定避難所の開設

1 指定避難所の開設基準

本部長（町長）は被害の状況を判断したうえで、開設する指定避難所を関係各課に指示する。指定避難所の開設基準は次のとおりとする。

(1) 安全な施設を避難所とする

開設する指定避難所については、開設する前に災害による被害の有無を確認し、被害のない施設でかつ安全性の高い施設を開設するものとする。

(2) 開設順位

開設する指定避難所は、避難者が発生している地域、又は避難の勧告・指示を行った地域の小学校から開設することを基本とする。避難者が多く、小学校だけでは対応できない場合は、避難者が発生している地域内の施設を順次開設する。

2 指定避難所の開設方法

- (1) 本部長（町長）から開設の指示を受けた関係各課は、指定避難所となる施設の管理者に対して、避難所開設の指示を行うとともに、開設準備を要請する。
- (2) 指定避難所となる施設の関係各課は、施設管理者と連携して指定避難所の開設を行う。
- (3) 勤務時間外等で、本部長（町長）と連絡が取れない場合で緊急を要する場合は、災害対策本部等が、関係各課に開設する指定避難所を指示し、事後、本部長（町長）に報告する。
- (4) 勤務時間外等で伝達を受けた関係各課は、直ちに指定された指定避難所に参集し、安全確認のうえ、施設の解錠及び指定避難所の開設を行う。
- (5) 町は、避難所を開設した場合において、速やかに住民に周知するとともに、県（災害対策本部広域応援・避難班）をはじめ警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡する。

3 避難受入れの対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) 避難勧告・指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者
- (3) その他、本部長（町長）が必要と認める者

第2 避難所の管理運営

指定避難所の管理運営においては、指定避難所全体の管理運営を町が行い、個々の指定避難所においては、関係課が施設管理者等の協力を得て行う。

1 避難所の管理運営体制

(1) 責任者

指定避難所の責任者は、各指定避難所担当の長又はその指名する者とする。

(2) 管理運営体制

① 職員の派遣

関係各課は、指定避難所に常駐職員を派遣し、施設管理者や避難住民等と連携して指定避難所の管理運営並びに災害対策本部等との連絡調整にあたる。

② 被災者による指定避難所の自主的、自発的運営

指定避難所においては、ボランティアや自主防災組織と連携して避難住民が自主的、自発的に指定避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルールづくりや生活環境を向上するための活動を行えるよう、町や施設管理者が支援を行う。また、自主運営組織の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点の追加、女性の参画及び要配慮者への配慮等に留意する。

③ 教職員等施設職員との連携

学校等施設が避難所となった場合は、避難所開設時点から教職員等施設職員と明確な役割分担を行い、教職員等の支援を受けるものとする。

2 指定避難所の役割

指定避難所は、避難者の生活の場であるとともに、被災した住民への生活支援を行う拠点として位置づけ、機能させるものとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の供給拠点
- (2) 医療・救護の拠点（必要に応じて医療救護所の設置、巡回診療の実施等）
- (3) 情報伝達・広報の拠点（掲示板等の設置）

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

指定避難所の設置者は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

- ① 畳、マット、カーペット
- ② 間仕切り用パーティション
- ③ 冷暖房機器
- ④ 洗濯機・乾燥機
- ⑤ 仮設風呂・シャワー
- ⑥ 仮設トイレ
- ⑦ テレビ・ラジオ
- ⑧ インターネット情報端末
- ⑨ 簡易台所、調理用品
- ⑩ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童・生徒の学習場所等を設置する等、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

4 要配慮者対策

(1) 指定避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を指定避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設ける等、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる指定避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、指定避難所にヘルパーを派遣

するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

(3) 健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、指定避難所で生活する要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

町は、管理栄養士等を配置し、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

(5) 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

5 車中泊を行っている被災者への支援

(1) 車中泊避難者の把握

町は、指定避難所（及びその近辺）で車中泊を余儀なくされている被災者についても避難者情報を収集するものとする。

(2) エコノミークラス症候群の防止対策

町は、車中泊避難者を避難所等に誘導すると共に、肺塞栓症等のいわゆるエコノミークラス症候群を防止するために必要な情報提供の実施や避難環境改善・予防措置等の対策に取り組むものとする。

6 指定避難所以外にいる被災者への支援

(3) 在宅被災者への支援

町は、指定避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者、自宅周辺の車中泊避難者に対しても、食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(4) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じる等の方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば指定避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（町庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第3 指定避難所の集約・閉鎖

本部長は、施設の本来の機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、指定避難所の集約及び解消を図る。指定避難所を閉鎖した場合は、県に報告する。

第14節 緊急輸送対策

対策の方針

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災直後	第1 輸送手段の確保等	総務課、企画財政課、議会事務局、各課、本部付TF、その他輸送対策が必要なタスクフォース
発災から12時間以内	第2 緊急通行車両の申請	

第1 輸送手段の確保等

- 1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲
 - (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
 - (2) 医療及び助産における輸送
 - (3) 被災者の救出のための輸送
 - (4) 食料・飲料水の供給のための輸送
 - (5) 救済用物資の運搬のための輸送
 - (6) 行方不明者の捜索のための輸送
 - (7) 遺体の処理（埋葬を除く）のための輸送
 - (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

3 輸送手段の確保

町は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材、物資、資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、民間事業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

資料編 6. 輸送関連 (2) 公用車一覧

資料編 6. 輸送関連 (3) 車両調達候補連絡先

- (1) 町が所有する全ての車両の集中管理を行う。
- (2) 車両が不足する場合は、民間事業者ないし県に車両の調達・供給を要請する。
- (3) 業務遂行中の故障・事故等に対応するため、必要に応じレッカー車、整備員等の確保を行う。
- (4) あらかじめ定める業者との間で、車両燃料を確保する。

4 車両以外の輸送

大規模な災害が発生し、必要と判断された場合、以下の輸送手段を考慮する。

- (1) ヘリコプター等による航空輸送
- (2) 海上輸送
- (3) 鉄道輸送

また、上記手段の実施に当たり、町は、県、自衛隊等の関係機関と連携を図り、円滑な輸送活動の実施に努める。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設

- (3) ヘリコプター臨時離着陸場候補地

第2 緊急通行車両等の申請

大規模な災害が発生した場合、緊急車両等の円滑な通行を確保するため、交通規制が実施される。そのため、応急対策に使用する車両は、緊急通行車両標章の交付を受ける必要がある。

町は、あらかじめ緊急通行車両の事前届出により緊急通行車両標章を受けている町所有の車両以外を活用する場合は、双葉警察署に緊急通行車両の確認申請を行う。なお、交通検問所が設置された場合は、検問所においても標章及び証明書の交付を受けることができる。

緊急通行車両を使用する際は、証明書を常に携行し、標章については、当該車両に向かって前面ガラスの右側下に掲出する。

第15節 災害警備活動

対策の方針

町は、警察、自主防災組織等と連携し、被災地における社会秩序の維持に努める。警察は、警備体制を早期に確立し、人命の安全を第一として迅速、的確な災害応急対策を実施する。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災から6時間以内	第1 警備の要請 第2 警備体制の確立 第3 防犯活動	総務課
発災から12時間以内	第4 被災者等への情報 伝達	

第1 警備の要請

本部長（町長）は、住民の生命及び財産を保護し、社会公共の秩序を維持するため必要と認めた場合、被災地の犯罪の予防、取締り、災害に伴う治安広報等の警備活動を双葉警察署に要請する。

第2 警備体制の確立

災害対策本部は、必要に応じて警察と互いに災害対応要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。

第3 防犯活動

警察は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携する等して、被災地の社会秩序の維持に努める。

第4 被災者等への情報伝達

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等の警察が実施する措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

第16節 防疫及び保健衛生

対策の方針

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、指定避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。また、津波浸水地域についても防疫対策を実施するものとする。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災後1日以内	第1 防疫活動の方針 第2 防疫の実施	健康保険課、教育委員会事務局、住民課
発災後3日以内	第3 保健衛生活動	

第1 防疫活動の方針

1 防疫計画の作成

(1) 防疫を必要とする地域等の把握及び県への報告

① 防疫の必要性の把握

被災地の感染症発生状況、防疫の必要性の把握、患者の早期発見に努める。

② 県への報告

町は、上記①の事項に加え、被害状況の概要、その他参考となる事項について、速やかに管轄保健福祉事務所長を経由して県知事（健康衛生班）に報告する。

(2) 防疫方針の決定

① 消毒地域の優先順位の決定

町は、健康調査等に基づく感染症発生状況を把握し、防疫の必要な地域や優先順位を判断する。

② 消毒方法の決定

県の指示、命令に従い、消毒方法を決定し、防疫活動を行う。

2 防疫班の編成

町は、防疫活動を行う場合は、保健センターに指示し広域的に防疫班を編成し行うものとし、センター職員だけでは防疫班の編成が困難な場合は、応援を要請する。

3 防疫用薬剤、資器材の調達・確保

町は、「福島県感染症対策マニュアル（平成14年8月作成）」より適切な薬剤

の調達・確保を行うものとし、町内災害時供給医薬品問屋と連携することとする。

なお、「環境にやさしく」の立場からクレゾール石鹼液は使用しないこととする。

資料編 9. 備蓄・調達関連 (2) 防疫用資機材一覧及び調達方法

第2 防疫の実施

1 感染症対策

指定避難所は、施設の設定が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多い。そのため、防疫班は、指定避難所を開設した場合は、指定避難所の防疫の徹底を図るために次の防疫活動を実施する。

- (1) 避難者の健康調査（県に要請する）
- (2) 指定避難所に駐在する職員、支援のボランティア等の健康相談
- (3) 炊出し、食料等の配布を行う者の健康相談
- (4) 飲料水の水質検査
- (5) 便所等における衛生消毒剤散布等

2 消毒の実施

町は、以下の措置を実施する。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除
- (3) 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具等に対する移動制限、消毒、廃棄
- (4) 生活の用に供される水の使用制限等
- (5) その他の手続き
- (6) 予防接種法第6条に基づく臨時の予防接種

3 防疫活動状況の報告

町は、災害防疫活動を実施したときは、活動内容等を県知事（健康衛生班）へ報告する。

第3 保健衛生活動

1 保健指導

保健師・管理栄養士等は、災害の状況によっては、指定避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながらコーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要

配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

2 食品の衛生監視

災害時の状況に応じて必要と認めるときは、衛生の確保を図るため、食品衛生監視班を被災地に派遣するよう、県に要請するものとする。

3 栄養指導

町は県と協力し、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士を派遣する。また、県と連携して、指定避難所、仮設住宅等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

4 飲料水等の安全確保

災害時の飲料水の安全確保を図るために、応急給水においては、濾過、消毒した飲料水を供給するとともに、各家庭における井戸水等の使用に関しては、その衛生処理について指導を徹底する。

5 指定避難所の衛生管理

町は、住民の指定避難所への適正誘導及び受入れ並びに過密状況を把握し、指定避難所における衛生管理として、土足禁止区域・禁煙区域の設定、避難住民の防災対策上必要な物品の確保、避難住民間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法等、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知させる。

6 動物（ペット）救護対策

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが想定される。

そのため、町は、動物愛護の観点から、被災者が動物を伴って避難できるようなスペースを備えた避難所の開設に努めるほか、動物愛護団体等に支援を求めるとともに、県に対処策の実施等について要請する。

第17節 障害物の除去及び廃棄物処理対策

対策の方針

災害時において、破損・倒壊した家屋の片付けや、粗大ごみ、汚物、土砂、竹木等の散乱あるいは堆積等により衛生環境が悪化し、感染症流行の原因となるので、これらの衛生的処理、及びこれらの障害物によって日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、罹災者の保護を図るものとする。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災後1日以内	第1 障害物の除去	まちづくり整備課、住宅水道課、産業振興課、巡視・警戒TF
	第3 し尿処理	住宅水道課
	第4 仮設トイレの設置及び管理	
発災後3日以内	第2 ごみ処理 第5 がれきの処理	住宅水道課、まちづくり整備課、企画財政課、総務課

第1 障害物の除去

災害により道路、河川等を塞いだ土石、竹木、倒壊した家屋等の障害物については、早急な排除が必要である。そのため各施設の管理者、所有者は障害物の除去を迅速に行うものとする。

1 道路、河川等の障害物の除去

(1) 道路、河川等の点検

町は、災害発生直後に被害調査を行い、主要な道路、河川等の障害物の堆積状況等を把握する。障害物が発見された場合は、直ちに施設管理者又は所有者にその旨を通報するものとする。

(2) 障害物の除去

- ① 道路・河川等の障害物の除去は、それぞれの施設管理者が行うものとする。ただし、施設の安全性を確保し、住民の生命・財産の安全確保のために緊急を要する場合にあっては、町は、障害物の除去を実施し、事後、施設管理者、所有者に報告するものとする。
- ② 緊急輸送路の障害物については、町は、磐城国道事務所及び相双建設事務所と連携して、迅速な緊急輸送路の啓開にあたるものとする。
- ③ 道路・河川等の障害物のうち、電線・架線等が障害となっている場合

は、東北電力（株）、電気通信事業者、東日本旅客鉄道（株）等の所有者に連絡し、それぞれの所有者が除去する。

- ④ 道路・河川等の障害物のうち、下水道マンホール等の町の所有物については、所管となる関係各課が障害物の除去を行うものとする。
- ⑤ 障害物のうち、看板等の個人又は事業所の所有と想定されるものについては、道路・河川の管理者が除去を行い、拾得物として双葉警察署に届けるものとする。
- ⑥ 除去する障害物の量が多い場合は、公共空地等に仮置き場を確保し、廃棄物として処理されるまでの間は仮置き場に集積する。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (8) 町内候補地（空地）一覧

2 住居障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものについては、居住者の責任で障害物の除去を行うものであるが、災害救助法が適用された場合は、自らの資力では困難な者に対しては、必要最小限度の範囲で居住者の生活に支障をきたさないように障害物の除去を行う。

(1) 実施機関及び方法

- ① がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町長がその障害物の除去を行うものとする。
 - (ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - (イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - (ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合
- ② 第一次的には、町が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県に応援要請を行うものとする。
- ③ 労力又は機械力が相当不足する場合は、(一社)福島県建設業協会からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

第2 ごみ処理

1 ごみ排出量の推定

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが排出されるものと想定される。そのため、町は、ごみの種類別に排出量を推計し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

2 収集体制の確保

町は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊急性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び資機材の応援を求め、場合によっては、近隣市町

村のごみ処理施設等に処理を依頼する等の方策を講ずるものとする。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、町は、第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一度に処理場へ搬入することは、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に仮置きする等の方策を講じる。

第3 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、町は水洗化の状況等、被災状況、避難所開設数等から、し尿排出量及び必要な仮設トイレ数を推定する。

2 収集体制の確保

町は、し尿処理業者の被災状況及び処理能力について把握し、し尿の収集体制を確保するものとする。

また、町内での体制確保が難しいと判断したときは、県及び近隣市町村の協力を要請するものとする。

3 処理対策

(1) 被災地域にあっては、仮設トイレを設置する。

(2) 指定避難所から排出されたし尿の収集及び仮設トイレのし尿の収集を優先的に行うものとし、し尿の運搬については、し尿収集業者の運搬車両により、処理施設へ搬入する。

(3) 災害の規模が大きく、処理施設で処理が対応できない場合は、町は、近隣の処理場に処理を要請するとともに、必要に応じて土壌還元方式による処理を行うものとする。土壌還元方式における留意事項は以下のとおりである。

- ① 地域の状況、住民感情に十分配慮して行うものとする。
- ② 災害対策用の飲料水井戸からできるだけ離すこと（100m以上）。
- ③ 消毒は消石灰とし、頻繁に行うこと。
- ④ ある程度の量が投入される毎に土覆いをすること。
- ⑤ 土壌分解能力を考慮し、1箇所で大量に処理しないこと。

⑥ 現場周辺の衛生と安全確保には、万全の注意を払うこと。

- (4) 水洗トイレを使用している団地等にあつては、災害により水洗トイレが使用不能になった場合、必要に応じて、共同仮設トイレの設置等を自ら講ずるよう努めるものとする。

第4 仮設トイレの設置及び管理

1 仮設トイレの調達

町は、災害の規模等に基づき、仮設トイレの必要数、配置場所等を検討して配置計画を作成し、必要数を確保するために、業者等から早急に調達するとともに、県に協力を要請する。特に、洋式トイレを調達確保することが重要である。

また、同時に次の手配も行う。

- (1) トイレトーパー
- (2) 清掃用品
- (3) 夜間照明施設

資料編 5. ライフライン関連 (6) 仮設トイレ調達方法

2 仮設トイレの設置

町は、配置計画に沿って仮設トイレを設置する。その際、公園等で照明施設が必要な場合は、東北電力(株)と協議のうえ、照明施設を設置させる。また、指定避難所における仮設トイレの機種については、要配慮者に配慮したものとする。

3 仮設トイレの管理

町は、業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。また、設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

第5 がれきの処理

1 がれき発生量の推定

大規模な災害が発生した場合、建物等の浸水・倒壊、火災等により、大量の廃棄物が発生することが想定される。町は、被害調査等による建物等の倒壊状況から、がれき発生量を推計し、その処理計画を作成、実施するものとする。

2 収集体制の確保

町は、がれきの収集体制において、ごみの収集体制と同様の体制を確保するものとする。また、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び器材の応援を要請するものとする。

3 処理対策

- (1) 仮置き場の確保

町は、大量にがれきが発生した場合、あらかじめ定めてある公有地等に仮

置き場を設定する。この仮置き場は、ごみ処理の粗大ごみ等の仮置き場と共用する。

(2) 仮置き場への搬入

仮置き場へのがれき等の搬入は、がれきの排出者によるものとする。

(3) 分別収集体制の確保

がれきの効率的な収集処理を図るため、がれきの排出者における分別、仮置き場における分別等、適切な分別収集対策を実施する。

(4) 適正処理・リサイクル体制の確保

がれきが適正に処理され、又はリサイクルされるために、町は、廃棄物処理業者と適正処理・リサイクル体制の確保を協議する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の処分過程においては、粉じん、有害物質の発生等が予想されることから、県及び関係機関と連携し、適切な公害防止策を行うものとする。

(6) 住民への広報

町は、がれきの処理について住民に広報し、その周知徹底を図る。

第18節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

対策の方針

家屋の倒壊、滅失等によって、飲料水、食料及び生活必需品等の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災から6時間以内	第1 飲料水の供給 第2 食料の供給 第3 生活必需品の供給	住宅水道課、企画財政課、 産業振興課、健康保険課、 教育委員会事務局、介護福祉課、食料・物資供給対策TF

第1 飲料水の供給

1 災害発生後の情報収集

町は、災害発生後、被災地域における水道施設の被害状況の調査を実施し、的確な配水調整により断水区域を最小限度に留めるとともに、断水区域については、応急給水対策の実施を図る。

2 応急給水計画の作成

町は、応急給水の実施にあたっては、応急給水計画を作成し実施するものとする。

(1) 給水対象区域の把握

断水状況に基づき応急給水対象区域を設定する。

(2) 給水量の確保

浄水場、配水池等の被災状況に基づき、給水量の確保を図る。給水量は、最低1人1日3リットルの飲料水を供給するものとし、災害発生後4日から7日までは10リットル、2週目は50リットルから100リットル、3週目から4週目は150リットルから200リットルを目標とし、復旧状況に応じて給水量を増加させるものとする。

(3) 水源の確保

浄水場、配水池等が被災し、給水量が確保されない場合は、町は、あらかじめ応急給水用に定めている家庭及び事業所の井戸水を利用するものとし、各家庭、事業所に協力を要請する。

(4) 給水用資機材の確保

応急給水にあたっては、配水池等から給水タンク積載車両、給水ポリ容器等運搬車両によって行うものとし、車両及び給水ポリ容器の確保を図る。

資料編 5. ライフライン関連 (5) 応急給水資機材

(5) 応急給水作業の要員の確保

住民に対する応急給水は、町が給水拠点（原則として指定避難所とする）に直接運搬し、必要となる作業要員の確保は給水拠点において関係各課及び自主防災組織・ボランティア等の協力を得て行うものとする。

(6) 給水場所の設定

給水場所は、被災地域の指定避難所を基本として、被災住民が徒歩5分から10分程度で供給を受けられる場所に設定する。

(7) 給水計画の広報

上記(1)から(6)に基づき、給水場所、給水時間等を断水区域の住民に対し広報する。広報は、直接給水対象区域住民に広報車等により広報するほか、防災行政無線等により行う。

3 給水体制の確立

水道施設に被害が生じ、給水活動が必要な場合、町は、人員を給水担当、広報担当、復旧担当に分け、体制を確立する。

必要に応じて、指定水道工事事業者へ応援を要請し、被害の状況によっては、県災害対策本部に他の水道事業者の応援要請を行う。

また、人員とともに、給水車、給水タンク、配水器、車両の確保を行う。

なお、使用する給水タンク、配水器等の衛生的処理には、充分留意する。

資料編 5. ライフライン関連 (2) 町内水道事業者連絡先一覧

4 応急給水の実施

町内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水を開始する。

応急給水にあたっては、優先順位等を十分ふまえ、指定した給水所において行う。応急給水において、共用水栓を設置できる場合は使用し、設置できない場合は、給水タンク、給水車等から直接給水する。

第2 食料の供給

1 食料需要の把握

町は、避難者数等から食料の需要を把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児、給食に配慮を要する高齢者、傷病者等の要配慮者の数についても把握する。

資料編 9. 備蓄・調達関連 (3) 備蓄食料一覧

2 食料の調達

町は、公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食料の量を把握する。食料の調達は、協定締結業者、その他の業者から調達し、業者の保有量では供給が困難な場合、県知事に要請する。調達した食料については、主要食料等調達台帳に記入し整理する。

また、調達する際は、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの、食物アレルギー対応食等、健康状態に応じた品目について考慮すること。

3 食料の輸送

町は、調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、指定避難所等の給食地へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接給食地等に輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等の措置を行う。

集積地は、原則として、予め定めてある町有地とし、災害の状況によっては、指定避難所、交通、連絡に便利な公共施設、広場を選定する。

なお、集積や払出しについては、できるだけ民間事業者の協力を得るよう努める。

4 食料の配布

町は、行政区や自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食料の配布を行う。配付を行ったものについては、主要食料等配付台帳に記入し、整理する。配布する際には、高齢者、乳幼児を優先する等、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目等、要望については、避難所運営組織や行政区、自主防災組織等を通じて把握する。

5 炊き出しの実施

町は、給食設備を有する施設（指定避難所等）について、炊き出し可能かどうか把握し、速やかに炊き出しができるように、連絡調整、指揮にあたる。

炊き出しは、原則として、配給対象者、行政区や自主防災組織が中心となつて行い、状況により、地域の団体、日赤奉仕団又は自衛隊等の協力を得て実施する。

資料編 9. 備蓄・調達関連 (4) 炊き出し用資機材一覧及び調達方法

第3 生活必需品の供給

1 生活物資需要の把握

町は、住家被害程度別に被災者数を把握し、それをもとに、生活必需品の需要を把握する。

生活物資の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、

直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

資料編 9. 備蓄・調達関連 (5) 備蓄生活物資一覧及び調達方法

2 生活物資の調達

生活必需品は、備蓄物資で対応するが、不足する場合は、あらかじめ協定を締結した生活物資等の販売業者から調達する。また、要配慮者が必要とする生活必需品についても同様に備蓄若しくは調達する。調達を行ったものについて、物資調達台帳に記入し、整理するものとする。

ただし、町で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行う。

■生活必需品の品目

- ・寝具（毛布、布団、簡易ベッド・ダンボールベッド等）
- ・衣類（下着、上着、靴下等）
- ・身の回り品（タオル、軍手、長靴等）
- ・炊事用具（鍋、釜、包丁、ラップ、バケツ、カセットコンロ、洗剤等）
- ・食器（茶わん、汁わん、皿、はし、スプーン等）
- ・生活用品（懐中電灯、乾電池、ゴミ袋、ブルーシート、ティッシュ等）
- ・衛生用品（歯ブラシ、歯磨粉、マスク、石けん、生理用品等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等）
- ・その他（間仕切り、医薬品、ラジオ、ポリタンク、担架等）

■要配慮者用の生活必需品の品目

- ・食器（哺乳瓶、介護用食器等）
- ・衣類（小児用紙おむつ、成人用紙おむつ等）
- ・衛生用品（お尻ふき、消毒用アルコール等）
- ・介護用品（車椅子、酸素ボンベ、ストーマ等）

3 生活物資の輸送

町は、町において調達した生活必需品及び県から給付を受けた生活必需品を指定の集積地に集め、指定避難所等へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等の措置を行う。

集積地は、原則として、予め定めてある町有地とし、災害の状況によっては、指定避難所、交通、連絡に便利な公共施設、広場を選定する。

なお、集積や払出しについては、できるだけ民間事業者の協力を得るよう努める。

4 生活物資の配布

町は、行政区や自主防災組織等の協力を得て、避難者等へ生活物資を配布する。配付を行ったものについては、物資供給状況書に記入し、整理する。配布する際には、高齢者、乳幼児を優先する等、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目・物品の要望については、避難所運営組織や行政区、自主防災組

織等を通じて把握する。

第18節 住宅応急対策

対策の方針

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を得ることができない、又は応急修理をすることができない被災者に対し、応急住宅を確保し、又は被害住家を応急修理し、被災者の保護受入れを図るものとする。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災から1日以内	第1 応急危険度判定の実施	まちづくり整備課、企画財政課、住民課、住宅水道課、家屋被害対策TF
	第2 被災宅地危険度判定の実施	
発災から3日後以内	第3 被災住宅の修理等	
発災から1週間以内	第4 応急仮設住宅等の供与	
	第5 民間賃貸住宅等の借上げによる応急住宅の供与	

第1 応急危険度判定の実施

町は、災害の状況に応じて二次災害防止のために必要な場合は、県と協力して、被災建築物の応急危険度判定を実施して、建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

なお、応急危険度判定と家屋被害認定調査を実施する時期が重複する場合は、県及び建築士会に応急危険度判定のために判定士の派遣を要請し、町は家屋被害認定調査のために調査員・補助員等を派遣することとなっている。

町は、応急危険度判定は、家屋被害調査と異なることを明確に住民に伝達する。

第2 被災宅地危険度判定の実施

町は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的として被災宅地危険度判定を実施する。判定の実施にあたっては、県を通じ被災宅地危険度判定士に要請する。

※詳細な制度運用については、内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者行政担当)「災害救助事務取扱要領」参照
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/kyujo_jimutori.pdf

第3 被災住宅の修理等

1 被災住宅の応急修理

被災した住宅の応急修理は、住宅の所有者が行うことが原則であるが、災害救助法が適用された場合の被害住宅の応急修理については、県知事が実施する。対象とする住宅の選定は県及び町が共同して行う。災害救助法が本町に適用され県知事から委任された場合は、本部長が応急修理を実施する。

応急修理対象者、修理の範囲と費用、応急修理の期間については、次のとおりである。

(1) 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
- ② 応急修理を行うことによって、指定避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと
- ④ 当該災害により半壊の住家被害を受けた者（世帯）については、前年の世帯収入が下表のいずれかに該当していること（大規模半壊の住家被害を受けた者（世帯）は除く。）

	半壊		大規模半壊	全壊
	世帯主が 45歳未満	世帯年収 ≤ 500万円		
要配慮世帯以外の世帯	世帯主が 45歳以上	世帯年収 ≤ 700万円	なし	なし
	世帯主が 60歳以上	世帯年収 ≤ 800万円		
	世帯年収 ≤ 800万円			
要配慮世帯	世帯年収 ≤ 800万円			

(2) 修理の範囲と費用

応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。

なお、緊急度の優先順は、概ね次のとおりとする。

- ① 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- ② ドア、窓等の開口部の応急修理
- ③ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- ④ 衛生設備の応急修理
- ⑤ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から1カ月以内に完了するものとする。

2 被災家屋の解体

被災家屋の解体は、家屋の所有者により解体することが基本となるが、被災者の経済的状況のため解体が困難な場合で、放置することによる危険が明確に認められる場合は、町が解体を代行する。費用負担については、被災者の負担の軽減を図るため、国、県に支援を要請する。

第4 応急仮設住宅等の供与

1 公営住宅等のあっせん

大規模な災害により、避難生活が長期化する場合、町は、空いている町営住宅、県営住宅をあっせんする。あっせんにあたっては、高齢者、障がい者等を優先する。

2 入居者の選定

(1) 入居対象者

原則として、地震災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- ② 居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
- ③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、③については、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

(2) 入居者の選定

入居者の選定は、住宅の必要度の高い者を、応急仮設住宅該当対象者選定調査によって調査のうえ、町長が指名する者による選考委員会を設置し、選定するものとする。災害救助法が適用された場合は県及び町は協力して入居者を選定するが、町に事務委託された場合は本部長が決定する。

3 応急仮設住宅用地の選定

応急仮設住宅は、あらかじめ定めた公園等公共空地に建設するものとし、町は、事前に定めてある応急仮設住宅建設候補地の被災状況等について調査を行い、長期化への対策を踏まえて、次に掲げるうちから災害の状況により建設用地を選定する。

なお、選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教

育活動に十分配慮する。相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

- ① 都市計画公園予定地
- ② 公営住宅敷地内空地
- ③ 公園、緑地及び広場（都市計画公園を除く）
- ④ 県有施設敷地内空地
- ⑤ 県が選定供与する用地
- ⑥ その他の適地（学校の敷地等）

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設
(8) 町内候補地(空地)一覧

4 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として、災害救助法が適用された場合は県知事、災害救助法が適用されない場合は町長が実施する。ただし、町において処理できない場合は、県災害対策本部に広域応援を要請し実施する。

町が実施する場合は、建設業協会、土木建設業者、その他事業者等と連携し、資機材の調達、応急仮設住宅の建設を行う。

■ 応急仮設住宅の建設要領

応急仮設住宅の戸数	原則として、設置戸数は県知事が定める。町は、町内の住家の全壊・全焼・流出世帯数を、県知事に報告する。
建設規模・構造	標準規模は、1戸当たり平均29.7㎡（9坪）とする。 構造は、平屋又は2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとする。 高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーの仕様とする。
費用	工事費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。
建設場所	建設場所は、要配慮者に配慮した場所及び飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育施設等を考慮のうえ、町長が災害時の状況により選定する。
着工・完成の時期	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設する。 大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に県の承認を得て必要最小限度の期間を延長することがある。
供与期間	完成の日から建築基準法第85条第3項の規定による期限内（最長2年以内）とする。

5 応急仮設住宅の運営管理

町は県と協力し、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとも

に、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第5 民間賃貸住宅等の借上げによる応急住宅の供与

町は、大規模な災害により長期の避難生活が見込まれる場合、公営住宅のあっせんに加え、必要に応じて、民間アパート等の賃貸住宅、企業社宅等の空き家を所有者、管理者と協議のうえ確保し、あっせんする。

あっせんにあたっての配慮事項や入居者の選定等は公営住宅のあっせん時と同様とする。

第20節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

対策の方針

災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災から1日以内	第1 行方不明者・遺体の搜索	住民課、健康保健課、二本松事務所
	第2 遺体の収容	
発災から3日以内	第3 遺体の埋火葬	

第1 行方不明者・遺体の搜索

町は、行方不明搜索の届出を受理し、安否に関する対応を行う。

また、行方不明搜索届出受理者、行方不明者及び死亡していると推定される者の搜索を双葉警察署、消防団、消防本部、浪江消防署、自衛隊等の関係機関及び行政区や自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに行う。

第2 遺体の収容

1 遺体の搬送・収容

遺体の搬送・収容は、双葉警察署と連絡を密にし、消防団が、行政区や自主防災組織、一般住民の協力を得て実施するものとする。

2 遺体収容所の設置

町は、災害発生後、状況に応じて直ちに遺体収容所を開設するものとする。遺体収容所の選定においては、遺体の検視・検案・身元確認、洗浄等の処理が可能な場所であり、かつ身元不明遺体の一時収容場所として比較的長期の使用が可能な場所とし、公共施設、寺院、公園等から選定する。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (7) 遺体収容所候補地

3 検視・検案・身元確認

遺体の検視・検案・身元確認は、双葉警察署及び県が行うものであり、町は、県及び双葉警察署が行う業務に協力する。双葉警察署及び県から遺体の検視・検案・身元確認について要請があった場合は、町職員を派遣して検視・検案・身元確認活動に協力する。

また、協力により出動した医師は、遺体の検案を行う。町は、検案の終了した遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

第3 遺体の埋火葬

1 遺体の埋火葬の対象

町が行う遺体の埋火葬の対象は、災害時の混乱の際に死亡した者であり、以下のものを対象とする。

- (1) 身元不明の遺体であり、身元調査、広報等によっても関係者が現れず、相当期間遺体収容所に安置されているもの
- (2) 埋火葬すべき遺族がない場合若しくは高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難なもの
- (3) 遺族において、被災したために自らの資力では埋火葬が困難なもの
- (4) その他町長が必要と認めたもの

2 火葬場の調整

- (1) 双葉地方広域市町村圏組は、火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、火葬場の確保を図る。
- (2) 埋火葬許可にあたっては、葬祭場又は近隣火葬場の能力、遺体の搬送距離等を考慮し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

3 広域的な遺体対策体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める。

4 身元不明遺体等の広報

町は、報道機関に身元不明遺体に関する情報を提供する等、広報活動を行う。

第21節 ライフライン施設の応急対策

対策の方針

災害時において、上・下水道、電気、ガス、電話等のライフラインの機能停止は、災害対策業務に著しく影響を与える。そのため、関係各機関と連携を図り、優先復旧をふまえた速やかな応急復旧を実施する。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災直後	第1 上水道施設等応急対策 第3 電力施設等応急対策 第5 電気通信施設等応急対策	住宅水道課、総務課、 企画財政課 ライフライン対策TF
発災から3日以内	第4 ガス施設〔LPガス〕応急対策 第2 下水道施設等応急対策	

第1 上水道施設等応急対策

1 被害状況調査及び応急復旧計画の策定

町は、災害が発生した場合、直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

資料編 5. ライフライン関連 (1) 上水道応急復旧用資機材一覧

資料編 5. ライフライン関連 (2) 町内水道事業者連絡先一覧

2 応急復旧のための支援要請

町は、町内の管工事業者等に協力を要請するものとする。

また、隣接水道事業者等、県等の他の機関への支援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

3 情報伝達・広報活動

町は、県及び関係機関に対し、施設の被害状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の手順や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供、広報を行うものとする。

第2 下水道施設等応急対策

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

町は、災害が発生した場合、直ちに施設の被害状況調査を実施し、下水道施設の被災状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

資料編 5. ライフライン関連 (3) 下水道応急復旧用資機材一覧

資料編 5. ライフライン関連 (4) 下水道復旧協力業者連絡先一覧

2 応急復旧のための支援要請

町は、町内の土木建設業者等に協力を要請するものとする。

また、隣接市町村、県等の他の機関への支援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする

3 情報伝達・広報活動

町は、県及び関係機関に対し、施設の被害状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の手順や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供、広報を行うものとする。

第3 電力施設等応急対策

1 緊急対応の実施

(1) 東北電力（株）は、災害発生後速やかに電力供給施設の被害調査を行い、二次災害防止等の対策を行う。

(2) 町は、災害情報に基づき、病院等の緊急に電力供給を必要とする施設に対する応急復旧を東北電力（株）に依頼する。

2 応急供給及び復旧

東北電力（株）は、防災業務計画に基づき、応急復旧及び応急供給を行う。

3 広報

東北電力（株）は、町と連携して、停電状況等被災状況を住民へ広報するとともに、火災発生等の二次災害を防止するため、電気設備及び電気機器の使用上の注意についても併せて広報する。

なお、時間の経過に応じて、被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを定期的に住民及び関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第4 ガス施設〔L Pガス〕応急対策

1 緊急対応の実施

L Pガス取扱事業者、(一社)福島県L P協会は、災害が発生した場合、情報

の収集・伝達ができる体制をとる。災害発生後、L P ガス取扱事業者、(一社)福島県L P 協会は、各事業者と協力し、速やかにガス供給施設の被害調査を行い、ガスの供給停止等二次災害防止の対策を行う。

2 応急供給及び復旧

L P ガス取扱事業者、(一社)福島県L P 協会は、防災業務計画に基づき、応急復旧を行い、安全を確認したうえで、早期のガス供給の開始に努める。

3 広報

(一社)福島県L P 協会は、町と連携して、火災発生等の二次災害を防止するための注意事項を広報する。なお、時間の経過に応じて、被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを定期的に住民及び関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5 電気通信施設等応急対策

1 緊急対応の実施

(1) 災害時優先電話の確保

電気通信事業者は、災害発生後速やかに通信施設・設備の被害調査を行い、災害時優先電話等の確保を図り、災害対策本部をはじめとする関係機関の通信の確保を行うとともに、必要に応じて一般電話の回線規制を行う。

(2) 避難所等における災害時用公衆電話の設置等

多数の避難者が発生し、避難所での生活を余儀なくされている場合は、災害対策本部は、電気通信事業者に、指定避難所に災害時用公衆電話を設置するよう働きかけ、電気通信事業者は、必要な公衆電話の設置を図るものとする。

また、電気通信事業者は、大規模な災害の場合は、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言版「Web171」の利用サービスを開始する。

2 通信の確保と応急復旧

電気通信事業者は、防災業務計画に基づき応急復旧を行い、速やかに通信の確保に努める。

3 広報

電気通信事業者は、町と連携して、電気通信施設の被災状況及び復旧状況等を住民へ広報する。

第22節 道路・河川・公共施設の応急対策

対策の方針

災害時においては、道路・橋梁施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災から1日以内	第1 道路の応急対策 第2 河川等の応急対策 第3 公共施設の応急対策	まちづくり整備課、総務課、 企画財政課、住宅水道課、 産業振興課、巡視・警戒TF

第1 道路の応急対策

町は、道路や橋梁に被害が生じた場合、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

また、緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

第2 河川等の応急対策

(1) 河川管理施設及び海岸保全施設応急対策

町は、県、消防機関等と協力し、河川管理施設及び海岸保全施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。また、必要に応じて県に水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を要請する。

(2) 漁港施設の応急対策

町は、災害の発生を知ったときは、直接又は船舶所有者の協力を得て港内を点検し、被害状況を速やかに的確に把握し、必要な場合、関係機関の協力を得て応急措置を講ずる。

(3) ため池施設の応急対策

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町長に報告をする。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を

防止する。

第3 公共施設の応急対策

各施設管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- ① 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- ② 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- ③ 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- ④ 町は、施設の二次災害防止のために、応急危険度判定を実施する。
- ⑤ 指定避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- ⑥ 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

第23節 文教対策

対策の方針

災害時における園児・児童・生徒の安全確保を図るとともに、文教施設の被害や教材のそう失や毀損等によって、通常の教育を受けることが困難な場合において、学校教育活動の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災直後	第1 児童・生徒等の安全確保策	教育委員会事務局、総務課
発災から1日以内	第2 応急教育対策	
発災から3日以内	第3 文化財の応急対策	教育委員会事務局

第1 児童・生徒等の安全確保策

各小中学校は、あらかじめ定めている学校災害対応マニュアルを基本として、児童・生徒等の安全確保を第一優先として対応する。

1 児童・生徒に対する措置

(1) 災害発生直後の対応

小中学校長は、町内で震度5弱以上の揺れが観測された場合や津波の危険がある場合、又は、町長等が避難の勧告若しくは指示を行った場合は、あらかじめ定めているルールに基づき、速やかに指定緊急避難場所等の安全な場所への避難誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

(2) 安全の確認と引渡し

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、当該の場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。

最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡を取り、引渡し等の適切な措置を講じる。

屋外での危険が想定される場合には、児童・生徒等を校園内に保護する。その際、引き取りに来た保護者も同様に校園内に保護する。

(3) 休校措置

登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を電話、電子メール等あらかじめ定めた連絡網により、保護者、児童・生徒に周知するものとし、防災行政無線等による広報を行う。

(4) 学校行事

修学旅行等の学校行事については、安全の見通しが立つまで見合わせる。

(5) 町への報告

災害に当たり校長が臨時休校等の措置をとった場合は、直ちに町に報告する。

児童・生徒に対する措置をとった場合は、その旨についても、町に報告する。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、生徒等を教室等、教職員の目の届く範囲に集める。
- (2) 生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を確認し、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、学校長及び災害対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がい児に対しては、あらかじめ介助体制等の組織を作る等、十分に配慮する。
- (5) 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にを行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で、帰宅できない生徒等については氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 生徒等の安全を確保した後、学校長及び災害対策本部の指示により防災活動にあたる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

小中学校長及び町は、災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の受入れ状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、県教育委員会と連絡調整のうえ、必要な措置を講じ、応急教育を実施する。

2 被害状況の把握及び報告

小中学校長は、学校施設が被災した場合は、被害状況等を的確に把握し、以下の項目について町に報告する。

- (1) 児童・生徒、職員等の被災状況
- (2) 校舎、グラウンド等の学校施設の被害状況
- (3) 設備・備品等の被災状況
- (4) 避難所としての利用の可否
- (5) その他必要な事項

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 町は、児童・生徒・教職員の心身の健康状態を調査し、実態を把握する。

- (2) 町は、調査の結果、必要があると認められるときは、関係機関や専門機関等と協力し、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する対策（相談窓口の設置等）を行う。
- (3) 町は、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

町は、学校施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

■施設の効率的な利用

被害の程度	教育施設の確保の方法
校舎の一部が使用不能	<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室、体育館等を使用 ・二部授業の実施 ・施設の修理
校舎の全部に被害	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、体育館等の公共施設の活用 ・プレハブ校舎等の応急仮設校舎の設置 ・周辺の学校への協力要請

5 教員の確保

町は、教員の被害状況を確認し、教員が不足する場合は、町内の学校内で調整し、なお不足する場合は、県教育委員会に教員の応援要請を行う。

6 学用品の確保

町は、小中学校長と緊密な連携を保ち、給与対象となる児童・生徒数及び応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

教科書については、教科書取次店、教科書供給所から調達し、学用品については、町内業者から調達する。

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品等の調達を行うが、同法が適用されない場合にも、災害の規模、範囲及び程度により、同法の基準に準じた支給ができるようにする。

■学用品の給与

給与対象者	災害によって住家に被害を受け、学用品を喪失又は毀損し、就学に支障をきたしている小学校児童及び中学校生徒
支給品目	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの ・文房具及び通学用品
給与方法	教科書は、学年別、使用教科書別に給与対象名簿を作成し、学用品は、小、中学校別に配分計画書を作成して配分する。

資料編 9. 備蓄・調達関連 (7) 支給する学用品及び調達方法

7 避難所として使用される場合の措置

町は、学校等に指定避難所が設置された場合、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町職員、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

第3 文化財の応急対策

町は文化財が被災した場合、文化財保護指導委員と協力し、県の指示を受け以下の対策を実施する。

- (1) 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防御柵を設ける等して、現状保存を図る。
- (2) 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずる。
- (3) 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意する。
- (4) 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認のうえ、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる。

第24節 要配慮者対策

対策の方針

大規模な災害が発生した場合、心身に障がいをもつ者、一人暮らしの高齢者、乳幼児及び一般の旅行者、外国人等の要配慮者は、災害に関する情報の受理、認識、避難行動において、困難に直面する可能性が高いため、社会福祉協議会、各種福祉団体、行政区や自主防災組織等と協力し要配慮者の安全を図る。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災直後	第1 在宅要配慮者に係る対策	介護福祉課、健康保険課、浪江診療所、要配慮者対策TF
	第2 社会福祉施設等の入所者への対策	
発災から6時間以内	第3 児童に係る対策	介護福祉課、健康保険課、浪江診療所、教育委員会事務局、要配慮者対策TF
	第4 外国人に係る対策	

第1 在宅要配慮者に係る対策

1 安否確認及び避難誘導

町は、社会福祉協議会、ホームヘルパー、行政区や自主防災組織、地域住民、ボランティア等と連携し、避難行動要支援者名簿より、寝たきりの高齢者、障がい者の安否を確認し、必要に応じて、指定避難所、社会福祉施設等へ移送する。また、被災後のストレス等に対する心理的ケアも含めた健康管理に留意する。

2 情報、福祉サービス等の提供

- (1) 町は、被災した高齢者、障がい者等に対し、居宅、指定避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。
- (2) 町、保健福祉サービス事業者と連携し、経過観察中の在宅療養者や要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。
- (3) 町は、関係団体や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者等に対する居宅及び指定避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

3 緊急入所

町は、身体状況の悪化により一般の避難所や自宅で生活することができなくなった要配慮者に対して、専門的なケアができる社会福祉施設等への緊急入所措置をとる。

第2 社会福祉施設等の入所者への対策

社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合、施設の被害状況、入所者の状況を把握し、必要に応じて、入所者を避難させる。避難の必要がある場合は、町、社会福祉協議会、ホームヘルパー、行政区や自主防災組織、地域住民、ボランティア等に協力を要請し、安全に入所者を避難させる。また、被災後のストレス等心理的な健康管理に留意する。

資料編 8. 学校・医療機関等その他施設 (4) 社会福祉施設一覧

第3 児童に係る対策

町は、行政区や自主防災組織等と協力し、被災による孤児、遺児等の把握、外部からの問い合わせに対する情報提供、被災後のメンタルケア、援護に努める。

第4 外国人に係る対策

1 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人登録原票等を活用した外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 指定避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、指定避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌等の発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町及び県は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第25節 ボランティアの受入れ

対策の方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するには、防災関係機関だけの活動は困難である。そのためボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を図るものとする。なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災から3日以内	第1 需要の把握と窓口の設置 第2 ボランティアの活動範囲の設定	総務課、介護福祉課、ボランティア対策TF
発災から1週間以内	第3 ボランティアの受入れ及び活動支援	

第1 需要の把握と窓口の設置

1 ボランティアの需要の把握

(1) 町は、応急対策を進めるうえでボランティアを必要とする場合は、以下の事項を明らかにしてボランティアの派遣を要請する。なお、ボランティア活動の範囲は概ね「第2 ボランティア活動の範囲の設定」に示すとおりである。

- ① 支援を必要とする応急復旧活動の内容
- ② 支援を要請する人数
- ③ 支援を必要とする期間
- ④ 応急復旧活動を行う場所
- ⑤ その他必要な事項

(2) 町は、各課からの要請に基づき、ボランティアの受入れについて検討し、ボランティアを受け入れると決定した場合は、必要となるボランティア需要の確認と、確保の目標を定める。

2 受入れ窓口の設置

町は、ボランティアの受入れを決定した場合は、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターと協力して、ボランティアの受入れ窓口を設置し、ボランティア団体及び個人の支援の申し入れを受け付ける。

3 ボランティア活動の要請

- (1) 町は、自発的なボランティアの申し入れだけではボランティアが不足し、なお確保を図る必要があると判断した場合は、市民団体等へ広報によりボランティア活動への参加を呼びかける。広報は、広報紙等で行うほか、報道機関に対しても報道を要請する。
- (2) 町は、自発的なボランティアの申し入れだけではボランティアが不足し、なお確保を図る必要があると判断した場合は、県、日本赤十字社福島県支部、福島県社会福祉協議会等にボランティアの派遣を要請する。

第2 ボランティアの活動範囲の設定

災害時において、一般の住民、他市町村の住民あるいは住民団体等が自発的にボランティア活動を申し入れた場合は、町及び関係機関等で協議し、ボランティアの活動範囲を設定する。概ね以下のような業務に従事してもらうものとし、災害の規模等に応じ適宜加除を行う。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊きだし、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (9) 無線による情報収集及び伝達
- (10) 被災ペットの救護活動

第3 ボランティアの受入れ及び活動支援

1 一般のボランティアの受入れ

- (1) ボランティアセンターを介して受け入れたボランティアについて、町は、各課からのボランティア需要を把握する。
- (2) ボランティアに作業等を依頼する各課は、以下の事項に留意するものとする。
 - ① ボランティア団体等の団体を受け入れる場合は、各団体が自主的に支援活動を行えるように、業務を提供するものとする。
 - ② 個人のグループについては、それぞれのグループが自主的に活動できるまでの間は、指導・助言を行う職員を配置する。
 - ③ ボランティアの活動範囲は、危険性の少ない作業等とする。
 - ④ 石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、ボランティアの受入れは行わないものとする。

2 専門的なボランティアの受入れ

専門的なボランティアについては、専門的なボランティアを必要とする各課において対応するものとする。

3 活動拠点等の提供

- (1) 町は、災害時において、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設の提供を行うものとする。
- (2) 施設を提供した場合は、通信設備、パソコン、コピー等の必要な機器及び事務用品等を併せて提供するものとする。

4 ボランティア活動保険への加入促進

社会福祉協議会は、ボランティア団体等に対してボランティア活動保険の加入を呼びかけるとともに、個人ボランティアに対してもボランティア活動保険の加入を積極的に呼びかけるものとする。

第26節 災害救助法の申請等

対策の方針

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合、罹災者の保護と社会秩序の維持を目的として、救助活動、食料の供給等の応急的救助を国の委任を受け、県が実施する。迅速な対応を図るため、県知事は、一部の職権を町に委任することができる。

各段階における業務と担当

時 期	業 務	担 当
発災直後	第1 被害状況の調査 第2 災害救助法の適用申請 第3 災害救助法に基づく救助の実施	住民課、まちづくり整備課、総務課、企画財政課、議会事務局、本部付TF

第1 被害状況の調査

町は、災害救助法適用の基準となる被災世帯数、住家被害状況等を調査する。

第2 災害救助法の適用申請

災害救助法の適用条件を満たすと判断された場合、又は該当する見込みがある場合、町長は県知事に対し、災害救助法の適用申請を行う。

災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施を待つことができない場合、町長は災害救助法の規定による救助に着手する。救助に着手した場合、その状況を県知事に報告し、その後の指揮を県知事より受ける。

第3 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法に基づく救助の内容は次のとおりである。町は、災害救助法を適用し応急救助を実施した場合は、その実施状況等を記録する救助実施記録日計票を作成し、県に報告する。

なお、災害救助法による救助については、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、救助の程度、方法及び期間について、現場の状況をふまえて硬直的な運用に陥らずに柔軟に「特別基準」の適用を行うこととされている。

町は、必要に応じて適宜「特別基準」を県に要請する。

■災害救助法に基づく救助の内容

実施責任者	県知事（災害救助法が適用された場合）
救助の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1) 避難所の設置 2) 応急仮設住宅の供与 3) 炊き出しその他による食品の給与 4) 飲料水の供給 5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 6) 医療 7) 助産 8) 被災者の救出 9) 被災した住宅の応急修理 10) 生業に必要な資金の給与又は貸与 11) 学用品の給与 12) 埋葬 13) 死体の捜索 14) 死体の処理 15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 16) 応急救助のための輸送 17) 応急救助のための賃金職員等

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の設定

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 被害状況の調査	公共施設、公共土木施設、農林漁業施設を所管する各課、復興推進課、まちづくり整備課、町民税務課
第2 復旧・復興方針の確定	企画財政課
第3 災害復興計画作成体制づくり	
第4 復興計画の策定	

第1 被害状況の調査

町は、災害応急対策を講じた後に、被災状況を十分に調査・整理する。

第2 復旧・復興方針の確定

町は、被害の状況を的確に分析・判断し、再度の災害発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目指す。また、被災の経験を教訓とし、住民等の意見をふまえた「災害に強いまちづくり」を基本とした復興方針を確定する。

第3 災害復興計画作成体制づくり

大規模な復興事業を実施する場合には、復興計画を作成する。作成にあたっては、住民、各部門の専門家、学識経験者等から専門チームを編成して取り組む。

第4 復興計画の策定

復興計画は、再度の災害発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備えることを基本とし、今後の「町のあるべき姿」、「災害に強いまちづくり」を念頭において作成する。作成の過程においては、住民の意見を十分に反映し、住民の納得のいく計画とし、できるだけ早い計画の策定に努める。

第2節 公共施設の災害復旧

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 建築物の被害状況の調査・把握	公共施設、公共土木施設、農林漁業施設を所管する各課
第2 施設の応急復旧	
第3 災害復旧事業計画の策定	
第4 災害復旧に伴う財政の確保	
第5 激甚災害指定に関する報告	総務課

第1 建築物の被害状況の調査・把握

町は、公共施設の復旧を図るため、あらかじめ庁舎・町有施設等の台帳を作成し、公共施設の被災状況を詳細に調査・把握する。

第2 施設の応急復旧

災害により被災した公共施設は、原形復旧を前提とした応急措置を実施する。

第3 災害復旧事業計画の策定

円滑かつ計画的な復旧事業を実施するため、原形復旧を前提とした災害復旧事業計画を策定する。必要に応じて、再度災害の発生防止のため施設の新設、改良を行う計画とする。

第4 災害復旧に伴う財政の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

第5 激甚災害指定に関する報告

激甚災害指定に関する内閣総理大臣への報告は、原則として県知事が実施する。町長は、町域内に災害が発生した場合は、災対法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間行う。

第3節 義援金品の受付・配分

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 義援金・義援物資の募集	出納室、介護福祉課、総務課、義援金対策TF
第2 義援金の受付	
第3 義援物資の受入・保管・配分	
第4 義援金の配分	

第1 義援金・義援物資の募集

町は、被害の状況により、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、各種団体関係機関への呼びかけを通じ、義援金・義援物資の募集を行う。

義援物資については、被災住民の要望等を的確に把握し、緊急食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅れることなく募集・要請を行う。

円滑な配布を行うため、個人からの援助については、義援金のみでの協力を要請することを原則とする。

義援物資については、製造業者、流通業者等の企業及び協定団体に時期、数量等を指定して支援要請を行うことを原則とする。

第2 義援金の受付

町は、義援金用の口座を開設して義援金を受け付け、直接持参された場合には、義援金領収書を発行する。

第3 義援物資の受入・保管・配分

義援物資については、集積場所を定めて受け付け、義援物資領収書を発行し、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。なお、指定避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け後、担当課に引き継ぐものとする。

義援物資の保管については、原則として所定の集積場所とする。ただし、災害の状況によっては、民間物流業者に受付・保管・払出し等を要請する。

義援物資は、公平かつ円滑に配分するよう努める。

第4 義援金の配分

義援金の配分については、原則として義援金配分委員会を設置して、配分率ならびに配分方法を決定し、公平かつ円滑に行う。

資料編 11. その他 (1) 義援金配分委員会設置要綱

第4節 生活支援等相談の実施

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 相談窓口の設置	住民課、まちづくり整備課、介護福祉課、 企画財政課、相談・申請受付対策TF
第2 相談体制の確立	
第3 被災者のメンタルケアの実施	健康保険課、教育委員会事務局

第1 相談窓口の設置

住民、被災者が種々の問題を相談できる相談窓口を設置する。設置場所は原則として町役場内とするが、町役場は災害対策本部等、応急対策の中心となることから、災害の規模、設置時期を十分配慮し決定する。

また、必要に応じて、巡回相談等を実施し、住民、被災者の不満、悩み、問題を解消する。

相談情報は記録し、相談対応に活用するとともに、各種支援の利用状況や被災者台帳と連動させる。

第2 相談体制の確立

住民、被災者からの要望に対し、的確に処理できる体制を確立する。相談窓口では、住民がワンストップで相談・申請等を行えるよう配慮するものとし、被災者支援の制度を所管する担当課は相談対応のための要員を派遣するものとする。

また、相談内容が金銭、建築、権利関係等、専門的になることが予想されるため、国、県の担当部局と連携し、弁護士、会計士、建築士等の専門家による相談対応をを検討する。

第3 被災者のメンタルケアの実施

大規模な災害により、被害を受けた被災者の非常に不安定な精神状態を解消するため、専門機関と連携し、カウンセリングをはじめとするメンタルケアを実施する。

第5節 災害弔慰金・見舞金の支給

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 災害弔慰金の支給	介護福祉課
第2 災害障害見舞金の支給	
第3 被災者生活再建支援金の支給	

第1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年10月1日条例第37号)に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

第2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年10月1日条例第37号)に基づき、地震等の災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

第3 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災者生活再建支援金の支給を行う。町は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

第6節 町税の減免等

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 期限の延長	住民課
第2 徴収の猶予	
第3 滞納処分の執行停止等	
第4 減免の実施	住民課、健康保健課、介護福祉課

第1 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付若しくは、納入できないと認めるときは、当該期限を延長する。

第2 徴収の猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時的に納付、納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむをえない理由があると認められたときは、さらに1年以内の延長を行う。

第3 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等、被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

第4 減免の実施

被害の状況等を踏まえ、必要に応じて、住民税、固定資産税、国民健康保険税等の税や介護保険料、その他利用料の減免措置を実施する。

第7節 災害復旧への資金支援

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 農林水産業関係への支援	産業振興課
第2 商工関係への支援	
第3 住宅関係への支援	企画財政課
第4 福祉関係への支援	介護福祉課

第1 農林水産業関係への支援

日本政策金融公庫は、天災により農作物等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金を無利子又は低利で融資し、農林漁業者経営の安定を図る。

第2 商工関係への支援

日本政策金融公庫及び中小企業基盤整備機構は、天災による事業等に支障が生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する。

第3 住宅関係への支援

住宅金融支援機構は、天災による住宅に被害を受けた住民に対し、災害復興住宅の建設資金・購入資金又は補修資金の融資を行う。

また必要に応じて町は、金融機関と協調して被災者の住宅確保に関する低利融資制度を設けることや、利子補給等を実施する。

第4 福祉関係への支援

災害により被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として、災害援護資金（生活福祉資金）を貸し付ける。

第8節 罹災証明書の交付

計画の項目と担当

項 目	担 当
第1 被害認定及び罹災証明書の発行	住民課、まちづくり整備課、企画財政課、
第2 被災者台帳の整備	住宅水道課、家屋被害対策TF

第1 被害認定及び罹災証明書の発行

町は、災害発生後、被災者から申請があったときは、遅滞なく家屋等の被害状況調査を実施し、各家屋の被災状況を調査・判定する。また、被害状況調査実施後、町長は、罹災証明書を遅滞なく発行しなければならない。

第2 被災者台帳の整備

町は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。台帳の作成は、町による被害状況の個別調査結果をもとに行う。

町による被害状況の個別調査前に、建物の撤去の必要が生じた場合は、被災の状態がわかる写真を撮り、この写真をもとに台帳を作成する。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- ② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- ⑤ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項